

# 令和2年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和2年3月16日  
開会 11時15分 閉会 17時02分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員(18名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	藤谷謹至	小島智恵	岡本眞利子
荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	谷口和弥	芳滝 仁
千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	東口隆弘	中橋友子	

② 委員長 若山和幸

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	萬谷 司
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	原田雅則
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	天羽 徹	企 画 総 務 部 参 事	川瀬康彦
税 務 課 長	高橋修二	住 民 生 活 課 長	佐藤勝博
防 災 環 境 課 長	寺田 治	福 祉 課 長	樫木良美
こ ども 課 長	西田建司	保 健 課 長	白坂博司
農 林 課 長	香田裕一	農 林 課 参 事	松井公博
農業振興担当参事	渡部賢一	商 工 観 光 課 長	西嶋 慎
保 健 福 祉 課 長	林 隆則	経 済 建 設 課 長	高橋宏邦
生 涯 学 習 課 長	石田晋一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	廣瀬紀幸

ほか、関係主幹

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 係長 遠藤寛士

4 審査事件 令和2年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 若山和幸

# 議事の経過

(令和2年3月16日 11:15 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○委員長(若山和幸) ただいまより、令和2年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

はじめに、報告いたします。

理事者から「令和2年度特別会計予算書」72ページに誤りがあり、別紙のとおり正誤表の提出がありましたので、お配りしています。

審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を仰せつかることになりました。大変不慣れではありますが、新年度予算について議論と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、効率的な委員会の運営が求められておりますので、委員各位の質問並びに説明者の答弁は、簡潔にお願いいたします。

ここで、審査の進め方について確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費から13款予備費まで、款ごとに審査をしてみたいと思います。

その後に、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査をしてみたいと思います。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算から議案第9号、令和2年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

最初に、議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) はじめに、お手元に配布しております予算積算基礎に基づきまして、令和2年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをご覧くださいと思います。

令和2年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計から成るものでございます。

令和元年度当初予算総額は左から3番目のB欄の金額234億9,753万円と比較しますと、13億3,430万8,000円、率にして5.7%の増であります。令和元年度は町長選挙の年であり、骨格予算でありましたことから、選挙後の政策予算を加えた予算であります表の右から3番目のC欄に記載しております6月補正後の予算額である金額が令和2年度当初予算と比較することとなります。

これ以降につきましては、C欄との比較にて説明させていただきます。

C欄、令和元年度6月補正後の予算の総額は238億8,395万1,000円であり、令和2年度当初予算との比較では9億4,788万7,000円、率にして4%の増となっております。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減の内訳についてご説明させていただきます。

はじめに、一般会計であります160億5,795万6,000円で、前年度C欄と比較いたしまして5.8%

の増であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は30億2,949万8,000円で、前年度比1.1%の減となっておりますが、被保険者数の減及び保険給付費の減等に伴います、北海道に納付する国民健康保険事業費の納付金の減が主なものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計は4億2,817万6,000円で、前年度比5.7%の増であります。

被保険者数の増に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計は26億9,871万円で、前年度比1.1%の増となっております。

第7期介護保険事業計画の計画値の最終年度のため、過去2年間の給付実績に基づいた保険給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は4億4,136万9,000円で、前年度比2.8%の増であります。

駒島簡易水道整備事業など建設事業費の増が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は9億5,288万8,000円で、2.8%の減であります。

主な要因は、下水道ストックマネジメント計画策定委託料の減、公債費の減などです。

次に、個別排水処理特別会計は2億774万2,000円で、2.4%の増であります。

整備済みの浄化槽27基の維持管理経費の増によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります、7,491万5,000円で1.9%の増であります。

処理施設維持管理経費の増によるものであります。

次に、水道事業会計は9億4,058万4,000円で、前年度比較では6.8%の増であります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては、1.5%の減であります、受水費の減などによるものであります。

また、4条予算である資本的支出につきましては20.4%の増となっており、配水管整備事業費の増が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの令和2年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明させていただきます。

はじめに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、C欄前年度比0.8%の減で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下の方に掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

1 項の町民税につきましては、給与所得、農業所得が増えているものの、税率改正に伴う法人税割の減により、町民税全体では、対前年度比0.7%の減として計上したところであります。

2 項の固定資産税につきましては、土地の下落修正により減を見込んで、相対で0.5%の減で計上しております。

3 項の軽自動車税は、課税台数の増などを見込むとともに、令和元年10月から新設された環境性能割導入による増を見込み、全体で4.8%の増を見込んでおります。

これら1から5項を合計いたしまして、町税全体で0.8%の減と計上したところであります。

2ページにお戻りいただきます。

次に、2 款地方譲与税でございますが、前年度比2,406万1,000円、率にして8.0%の増を見込んでおりますが、令和元年度から都道府県及び市町村に交付されます森林環境譲与税について計上しております。

次に、6 款法人事業税交付金は、令和2年8月から北海道から交付される交付金で、平成31年税制改正で税率が引き下げられた市町村分の法人税、住民税割の住民税法人割の減収分について補填されるもので、1,000万円を見込んでおります。

次に、7 款地方消費税交付金についてでございますが、前年度比3,000万円の増、率にして5.8%増

を見込んでおります。

社会保障費分を見込んでおります。

次に、9款自動車税環境性能割交付金 3,000 万円、これは皆増でございます。

令和元年 10 月から新設された環境性能割分について計上しているもので、これによってこれまでの自動車取得税交付金が皆減となるものであります。

次に、11 款地方特例交付金 1,500 万円、60%増を見込んでおりますが、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収分が全額補填されるものであります。

次に、12 款地方交付税であります。地方交付税全体では、6.2%増を見込んでおりますが、そのうち普通交付税では、前年度交付決定額の 3.3%増の 56 億円と見込み、前年度予算対比では 6.4%増の 3 億 3,900 万円の増としております。

なお、特別交付税につきましては、前年同額の 2 億 5,000 万円を見込んでおります。

20 款の繰入金は 2.1%の増であります。財政調整基金から 3 億 5,000 万円、減債基金から 5,000 万円、まちづくり基金から 1 億 2,324 万 4,000 円、合併特例債で造成いたしました基金の活用分として 2 億円を計上したところであります。

23 款の町債は 45.2%の増であります。このうち普通建設事業に係る町債は 13 億 9,310 万円、前年度対比で 5 億 5,830 万円、率にして 66.9%の増となっており、減といたしましては、臨時財政対策債が国の地方債計画に基づいて 2,100 万円、率にして 5.9%減としたところであります。

次に、歳出であります。3 ページをご覧くださいと思います。

主な内容についてご説明させていただきます。

1 款議会費 9,871 万 5,000 円、前年度対比 1.8%増であります。

2 款総務費 16 億 3,890 万 8,000 円、前年度対比 63.7%の増であります。

主な要因といたしましては、防災行政無線システム整備事業の皆増、ふるさと寄附金を令和 2 年度分 2 億 5,000 万円と見込んだところであります。

3 款民生費 36 億 8,466 万 4,000 円、前年度対比 5.7%の増であります。

主な要因といたしましては、学童保育所エアコン設置の皆増、障害者支援費の増、その他札内青葉保育園建設費補助金の皆増等が主なものであります。

4 款衛生費 9 億 6,567 万 5,000 円、前年度対比 3.4%の増であります。

主な要因といたしましては、十勝圏複合事務組合の清掃事業費の負担金増、忠類診療所及び歯科診療所の備品購入事業の増等が主なものであります。

5 款労働費 1,662 万 3,000 円、前年度対比 5.4%の減であります。

6 款農林業費 10 億 9,854 万 6,000 円、前年度対比 10.5%の減でございます。

主な要因といたしましては、畑作構造転換事業補助金、産地パワーアップ事業補助金の皆減等が主なものであります。

7 款商工費 7 億 7,704 万 4,000 円、対前年度比 19.6%の減であります。

プレミアム付商品券発行事業の皆減、工業団地取得資金貸付金の減、アルコ 236 整備工事の減が主なものであります。

8 款土木費 19 億 4,229 万 5,000 円、対前年度比 18.4%の増であります。

町道の除雪等の委託料の増、桂町の西団地建設事業の増、春日東団地建設事業の皆減、町道管理委託料の増などが主なものであります。

9 款消防費 6 億 5,646 万 8,000 円、対前年比 3.9%の増であります。

途別に配置いたします水槽付消防ポンプ自動車の皆増及び十勝広域消防の分担金の増が主なものであります。

10 款教育費 14 億 6,020 万 8,000 円、対前年度比 8.2%の減でございます。

農業者トレーニングセンター改修事業の皆減、札内中学校屋内運動場改修工事の皆減、白人小学校屋内運動場屋根改修工事の皆増、スクールバス購入事業の皆増等が主なものであります。

11 款公債費 19 億 248 万 8,000 円、対前年度比 6.2%の増であります。

起債償還元金及び利息の増であります。主に庁舎建設事業分、札内コミュニティプラザ建設事業分の元金償還による増が主なものであります。

12 款職員費 18 億 1,132 万 2,000 円、対前年度比 1.1%の増であります。新規採用職員の採用者数増等が主なものであります。

13 款予備費 500 万円でございます。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 番人件費、前年度対比 5 億 6,964 万 2,000 円、30.8%の増であります。令和 2 年度から施行される会計年度任用職員の給与等が人件費に計上されることが主要因であり、会計年度任用職員の給与額として 6 億 3,795 万 6,000 円の皆増であります。

2 番扶助費であります。対前年度 2,212 万 1,000 円の増であります。主に障害者支援費の増、保育園運営委託料の増などによるものでございます。

4 番物件費、前年度比 4 億 3,652 万 8,000 円の減であります。これにつきましても、会計年度任用職員制度の導入により、臨時職員賃金が人件費に計上されましたことから皆減となるものであります。

6 番補助費等 4,405 万 6,000 円の増であります。ふるさと寄附金の記念品の増、認定こども園施設型給付費負担金の増が主なものであります。

12 番投資的経費 5 億 5,447 万 8,000 円の増であります。普通建設事業の補助事業費としまして、札内青葉保育園建設事業補助金の皆増、桂町西団地の建設事業の増、春日東団地整備事業の皆減、また、単独事業では、農業者トレーニングセンター工事の皆減、防災行政無線システム整備事業の皆増が主なものであります。

以上で、歳入歳出別内訳について説明を終わります。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてであります。歳入の説明などのほか、歳出につきましても 10 ページから具体的な積算基準を掲載しております。

次に、19 ページから 22 ページまでは、主な投資的経費について一覧にしております。個々の事業の説明につきましては、省略させていただきたいと思っております。後ほどご参照いただきたいと思います。

また、23 ページからは地方債の借入状況、それから 33 ページ、34 ページは債務負担行為を掲載しております。

次に、35 ページでございます。これ以降につきましては、各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

一般会計予算書の 1 ページになりますが、令和 2 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 160 億 5,795 万 6,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしまして、次の 2 ページから 8 ページまで、それぞれ定めるものであります。

第 2 条は、債務負担行為について定めるものであります。詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

第 3 条は、地方債について定めるものであります。これも詳細については後ほど説明させていただきます。

次の第 4 条では、一時借入金の借入れの最高額を 20 億円と定めるものであります。

それでは次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

人事給与システムサーバー購入から図書館システム購入までの6事業につきましては、パソコン及び各種システムの更新並びにパトロールカーの購入に際して、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、令和3年度から6年度までの4年間を期間といたしまして、元金とその利息の合計額についてそれぞれ限度額を設定するものであります。

次に、10ページ、第3表、地方債であります。

本年度は、一番上の9忠類物産センター改修事業から12ページの一番下の臨時財政対策債まで、合計61事業に17億2,610万円を限度といたしまして地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出予算の1款議会費の説明に入らせていただきます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

さきにご説明申し上げましたが、本年度から事業別予算として予算編成いたしましたことから、予算書の一番右側、説明欄で二重丸で表示いたしております事務事業名、この目では、議会事務局運営事業と議会議員報酬等支払事務事業、議会議員活動推進事業の3事業により、1目の議会費の予算が構成され、それぞれの事業の総額については、事業名の欄、またはそれに続く欄にその総額が計上されております。各二重丸で示されております事業には、この目では、1節報酬から18節負担金補助及び交付金までの各節の費目が、その事業運営に必要な節費目として、節の番号で表示され、その節番号の下に細節番号が表示されております。それら事業ごとに必要な節ごとの金額の合計が、予算書の右から2番目の節の金額の合計額となります。

以下、同様に説明欄にそれぞれの目ごとの事業が二重丸で記載しておりますが、このたびの事業別予算編成において、一般会計で301事業、水道事業会計を除く特別会計で107事業、合計で408事業でございますことから、説明につきましては、説明欄の事業内容について説明させていただきますが、その説明に当たっては、一般会計及び特別会計ともに、主要な事業のみを説明させていただきたくご理解願います。

それでは、1款議会費の内容についてご説明させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費9,871万5,000円でございます。

本目は、議会運営に要する費用であり、上から3番目、議会議員活動推進事業1,030万7,000円につきましては、10節需用費、次のページの細節30、議会だよりの発行に要する印刷製本費及び12節の委託料会議録会議録反訳委託料等が主なものであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに1款議会費、併せて質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 予算積算基礎並びに1款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 46ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億2,245万9,000円、本目は役場庁舎の管理運営に要する経費で、総務一般管理事務事業2,230万7,000円は、11節役務費の郵便料、電話料、12節委託料の顧問弁護士委託料、広報配送委託料が主なものであります。

次のページでございますが、説明欄の一番下の会計年度任用職員給料等支払事務事業3,461万9,000

円は、今年度から運用が始まります会計年度任用職員の一般事務補助員のフルタイム 2 人分の給料、パートタイム 14 人分の報酬及び 3 節職員手当の細節 4 会計年度任用職員期末手当は、新制度により支給される会計年度任用職員の期末手当でございます。

48 ページの一番下、庁舎維持管理事業 4,794 万 6,000 円は、10 ページにかけて役場庁舎の管理に係る光熱水費や管理、清掃、警備等の委託料が主なものであります。

50 ページをお開きください。

2 目広報広聴費 987 万 8,000 円、本目は広報紙の発行やホームページの保守等に要する費目であり、広報事務事業 984 万 2,000 円につきましては、10 節需用費、細節 30 広報まくべつの発行に要する印刷製本費及び 12 節委託料のホームページの保守点検委託料等が主なものであります。

51 ページでございます。

3 目財政管理費 183 万 1,000 円、本目は財務事務に要する費用であり、10 節需用費の予算書の作成に係る印刷製本費や、12 節委託料の地方公会計整備に係る業務委託が主なものであります。

4 目会計管理費 144 万 5,000 円、本目は出納室に係る費目であり、10 節需用費の決算書の印刷製本費、次のページになりますが、11 節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

52 ページであります。1 目一般財産管理費 2,863 万 3,000 円、本目は札内中央会館及び緑資源公団事務所などの管理経費で、10 節需用費は施設利用に伴う光熱水費、12 節委託料は清掃などの管理委託が主なものであります。

次のページになりますが、14 節工事請負費、細節 1 は旧忠類物産センターのトイレ増設工事であり、ナウマン公園のトイレとして活用できるよう、女子トイレ 2 基を整備するものであります。

細節 2 は、道宮古舞地区農道整備特別対策事業の歩道の新設工事に伴う光ケーブルの移設工事で、延長約 1,100 メートルの光ケーブルの移設を行おうとするものであります。

21 節補償補填及び賠償金の細節 1 は、忠類地域における企業誘致に伴う水道管の移設補償費であります。

6 目コミュニティプラザ管理費 2,247 万 4,000 円、本目は札内コミュニティプラザの維持管理経費であります。

10 節需用費の電気料などの光熱費や、10 ページになりますが、12 節委託料の管理業務に係る委託料が主なものであります。

17 節備品購入費は、コミュニティホール内の窓側に 1 人がけカウンターを 4 席分設置するものであります。

7 目近隣センター管理費 8,668 万 2,000 円、本目は 46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセン等の管理運営に係る経費であります。

55 ページになります。

12 節委託料は、各コミセンの管理業務に関わる委託料。

56 ページになりますが、14 節工事請負費は西当近隣センターの改修工事に係る経費。

18 節負担金補助及び交付金は、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

8 目庁用車両管理費 900 万 7,000 円、本目は役場本庁舎の集中管理車両 21 台、忠類総合支所管理車両 5 台の合計 26 台の車両維持管理費であります。

57 ページになりますが、17 節備品購入費は、今年度において経過年数や走行距離から公用車 1 台を廃車とし、新たに新車を 1 台購入する費用であります。

9 目企画費 541 万 8,000 円、本目は町の施策の総合企画広域行政等に係る費用であります。

主な事業といたしましては、58 ページ、説明欄上から 3 番目の創生総合戦略審議会運営事業 23 万 7,000 円ありますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンに基づく施策の実施状況などを審議するため、審議会委員 18 人分の報酬及び旅費を 2 回分計上しております。

次に、行政改革推進委員会運営事業 30 万円ありますが、第 4 次行政改革大綱における前期推進計

画が最終年度になりますことから、令和3年度から7年度までの後期5か年の推進計画の策定を進めるため審議会委員15人分の報酬及び旅費を3回分計上しております。

次に、59ページ、説明欄の一番上の使用料等審議会運営事業70万3,000円ではありますが、受益者負担の原則に立った使用料等の見直しなどの検討を行うため、審議会委員15人分の報酬及び旅費を7回分計上しております。

10目協働のまちづくり支援費7,868万6,000円、本目は協働のまちづくりの推進などに要する費用であります。

主な事業といたしましては、公区等活動支援事業2,262万1,000円は、18節負担金補助及び交付金、60ページになりますが、細節5の行政区運営費交付金として、従前からの運営費交付金に本年度から公区長活動に要する交付金を計上しております。

次に、協働のまちづくり支援事業1,000万円は、快適で豊かなまちづくりをするため、公区等が取り組む各種事業を支援する協働のまちづくり支援事業交付金を交付するものであります。

61ページになりますが、マイホーム応援事業4,400万円は、定住対策として町内にマイホームを取得した際の費用の一部を補助するマイホーム応援事業補助金であり、本年度から3年間の事業として補助対象者の年齢要件を従前の70歳未満から40歳未満とし、幕別市街と忠類市街で住宅を取得する場合の加算額を50万円から80万円に、第3子以降の子どもがいる場合の加算額を20万円から30万円に改めるなど、事業の一部拡充を図りながら特に若年層の定住促進を強化し、実施しようとするものであります。

1目支所出張所費165万9,000円、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、10節需用費のほか、11節役務費の電話料など事務経費が主なものであります。

12目総合支所費1,480万円、本目は忠類総合支所の管理運営に要する費用であります。

地域住民会議運営事業54万4,000円は、忠類地域住民会議の委員報酬15人分及び旅費等でございます。

次に、忠類地域魅力発信事業200万円は、交流人口の拡大や地域の活性化を図るためのイベントや環境整備等に要する費用について補助するものであります。

63ページをお開きください。

13目防災諸費6億3,432万2,000円、本目は防災及び減災対策に要する費用であります。

地域防災対策事業1,073万6,000円は、防災対策を図る上で必要な経費について計上しておりますが、主な内容としましては、防災会議の開催、防災マネージャーの給料、ハザードマップの更新委託及び避難所施設停電時断水対策工事等であります。

そのうち、63ページの防災マネージャー給料につきましては、防災危機管理の専門家である地域防災マネージャーの資格を有する会計年度任用職員1人の採用に要する経費であり、2節給料、3節職員手当等、64ページになりますが、4節共済費でございます。

12節委託料は、ハザードマップ等更新委託料及び配送委託料で、北海道の管理する途別川の浸水想定区域の見直しに伴うハザードマップの更新、14節工事請負費、避難所施設停電時断水対策工事につきましては、災害時の停電による給水ポンプの電源損失に備え、最低限の水道水が使用可能となるようバイパス管の設置を行おうとするものでございます。

66ページになりますが、防災行政無線システム整備事業6億1,461万7,000円は、災害等有事において、町内全戸に個別受信機及び忠類晩成地区に屋外スピーカーを設置し、迅速で的確な情報の伝達がなされるよう、防災行政無線システム導入に要する12節委託料、14節工事請負費等の費用であります。

14目交通防犯費1億3,323万3,000円、本目は交通安全対策、防犯対策に要する費用であります。

交通安全対策事業2,300万5,000円は、交通安全推進員1名に係る費用のほか、次ページになりますが、12節委託料は、交通安全指導員33名分の交通安全指導員に伴う委託料でございます。

会計年度任用職員制度により、これまで特別職非常勤職員として任用しておりましたが、特別職非

常勤職員の任用の厳格化に伴い、これまでと同様の任用ができなくなりましたことから、個人に事業を委託し、実施しようとするものでございます。

68 ページになりますが、防犯対策事業 7,395 万 3,000 円は、防犯等の維持に要する費用が主なもので、10 節需用費は電気料のほか、防犯灯等修繕料、13 節使用料及び賃借料は、LED 化した 4 防犯灯のリース代であります。

説明欄の一番下の事業、コミュニティバス運行事業 1,189 万 9,000 円は、次のページになりますが 18 節負担金補助及び交付金は、コミバス運行に係る事業者への補助金、予約型乗合タクシー運行事業 573 万 4,000 円は、予約型乗合タクシー駒島線、古舞線の運行に係る補助金でございます。

地方バス路線維持対策事業 1,792 万 7,000 円は、地方バス路線運行の維持費に要する補助金でございます。

15 目職員厚生費 1,178 万 5,000 円、本目は職員の福利厚生及び研修に係る費用でございます。

職員健康管理事業 697 万 2,000 円は、1 節の産業医報酬をはじめ、11 節役務費は人間ドック 173 人分、健康診断手数料は延べ 375 人分を計上しております。

また、12 節委託料の職員ストレスチェック委託料は、アンケート調査、分析を委託し、職員のメンタルの不調を未然に防止すべく実施しているものでございます。

70 ページになりますが、職員研修事業 481 万 3000 円は、8 節の自治体学校や市町村職員研修センターでの研修旅費や 12 節の専門講師を招聘して行う委託研修が主なものであります。

16 目公平委員会費 3 万 2,000 円、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

17 目諸費 1 億 3,361 万 4,000 円であります。

諸費事務事業 397 万 3,000 円につきましては、71 ページの 18 節負担金補助及び交付金の細節 30 勝町村会負担金が主なものであります。

次に、表彰事務事業 84 万 7,000 円につきましては、表彰者選考委員会委員への報酬や表彰の記念品が主なもので、情報公開・個人情報保護審査会運営事業については、審査会開催に係る経費でございます。

72 ページになりますが、ふるさと寄附金返礼品贈呈事業 1 億 2,872 万 6,000 円につきましては、本年度から現在のふるさと寄附掲載サイト「ふるさとチョイス」に加え、「楽天」を追加する予定であり、本年度は 2 億 5,000 万円の寄附金を見込み、それに係る所要額について計上しております。

7 節報償費のふるさと寄附に係る記念品、12 節委託料のふるさと寄附の受付から記念品の配送業務等に係る包括的業務に係る委託料、13 節使用料及び賃借料のふるさと寄附掲載サイト利用料が主なものでございます。

73 ページをお開きください。

18 目基金管理費 1 億 4,538 万 5,000 円、本目は各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てるもので、24 節積立金のまちづくり基金積立金は、ふるさと寄附金及び森林環境譲与税を基金として積み立てるものでございます。

19 目電算管理費 1 億 210 万 5,000 円、本目は電算管理及び処理業務に係る経費で、電算機器管理事業であります。11 節需用費は各種納付書などの印刷製本費が主なもので、また 12 節委託料の細節 6 は総合行政システムに係るソフトの保守点検、細節 9 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

細節 11 は、情報セキュリティ対策強化のため、北海道と市町村が協力して構築したセキュリティクラウドの保守点検に係る費用であります。

14 節工事請負費、細節 1 光ケーブル移設工事は、北海道電力による電柱建て替え工事に伴う者で、道道幕別大樹線の駒島公民館付近から忠類方面へ、約 6 キロメートルにおける光ケーブルの移設工事でございます。

17 節備品購入費は、細節 2 の事務用パソコン、細節 4 の総合行政システムに係る経費が主なものでありますが、備荒資金組合に対する償還金でございます。

75 ページでございますが、負担金補助及び交付金、細節 5 中間サーバー利用料は、マイナンバーの情報連携に係る国と地方公共団体の情報授受の仲介の役割を担う、中間サーバーの運用及び次期システム構築に係る共同利用負担金を地方公共団体情報システム機構に支払うものでございます。

20 目地方創生推進事業 734 万 5,000 円、本目は地方創生推進交付金の対象予定であります事業に要する経費であります。

平成 30 年度からの継続事業でありますアスリートと創るオリンピックの町創生事業、令和 2 年度からの新規事業であります北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業と UIJ ターン新規就業支援事業の三つの事業について、国に対して実施計画を提出しているところであります。

説明欄の一番上、アスリートと創るオリンピックの町創生事業 551 万 6,000 円でありますが、町出身アスリートによる学校訪問事業や実践教育などの講師謝礼、スポーツ推進計画の策定に要する経費、スポーツ合宿誘致及び今年開催されます、東京 2020 オリンピック・パラリンピック出場者を応援するための実行委員会に対する補助金が主なものでございます。

次に、説明欄の一番下の事業、北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業 82 万 9,000 円でありますが、職を通じた双方の交流推進と十勝の魅力を東京で発信するために要する経費のうち、本町での負担額を計上しております。

次のページをご覧ください。

UIJ ターン新規就業支援事業 100 万円ではありますが、東京圏から就業を伴う本町への移住者に対して、移住支援金を交付するものであり、1 名分を計上しております。

次に、2 項徴税費、1 目税務総務費 155 万 3,000 円、本目は徴税事務に要する費用であります。

税務総務事務事業 146 万 2,000 円は、徴税事務に必要な経費について計上をしておりますが、18 節負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合負担金の滞納整理機構への負担金及び地方税共同機構への負担金等が主なものであります。

77 ページになりますが、次に、固定資産評価委員会運営事業 9 万 1,000 円は、固定資産評価審査委員会の委員報酬 3 人分及び旅費でございます。

78 ページになりますが、2 目賦課徴収費 3,337 万 8,000 円、本目は町民税の賦課徴収事務に要する費用であります。

主なものとしたしましては、11 節役務費、コンビニ収納手数料は、コンビニ収納及び本年度から導入いたしますスマホ決済に要する 1 件 60 円の手数料をであり、延べ 3 万 1,500 件の利用を見込んでおります。

2 節委託料は、各徴税の賦課徴収業務に係る経費。

次のページになりますが、22 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金などであります。

80 ページをお開きください。

3 項 1 目戸籍住民登録費 3,537 万 6,000 円、本目は戸籍及び住民登録等事務に要する費用であり、12 節委託料のうち、細節 8 通知カード・個人番号カード作成等委託料は、地方公共団体情報システム機構に対する委託料、細節 10 の戸籍電算システム改修委託料は、戸籍法改正等に対応するためのシステム改修費用。

81 ページになりますが、17 節備品購入費のうち、細節 1 戸籍電算システムは、令和元年度に更新した戸籍電算システムに係る備荒資金組合の支払い経費が主なものであります。

次のページになります。4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 50 万円、本目は選挙管理委員会開催に係る費用であります。

次のページになりますが、知事道議選挙費、町長町議選挙費、参議院議員選挙費につきましては、今年度、選挙の執行予定がないことから廃目となります。

続きまして、5 項 1 目統計調査費 1,473 万 2,000 円、本目は各種統計調査に係る事務的経費であります。本年は国勢調査、工業統計調査などが実施される予定となっております。

次のページになりますが、6項1目監査委員費 257万6,000円、1節報酬の監査委員報酬のほか、監査業務に係る費用でございます。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わったところですが、この際13時00分まで休憩といたします。

12:03 休憩

13:00 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終えておりますので、2款総務費に対する質疑をお受けします。

先ほど、冒頭私のほうから、ページ数と目節で質疑をお願いしますと申しましたけれども、ページ数と事業名を言って質問をしていただきたいと思います。

2款総務費について質問ございませんでしょうか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3点ほどお伺いいたします。

56ページの事業名、近隣センター等維持管理事業について、近隣センターの改修工事についてお聞きいたします。

幕別町には46の近隣センターがありまして、地域の催しや地域活動、選挙や投票など、住民の身近な拠点として、大変多くの住民の暮らしを支えてきました。特に災害時には指定緊急避難所になるなど、役割は多岐にわたっております。幕別町としても、計画的に大規模改修工事を進めているところではありますが、バリアフリー化についてどのようになっているのでしょうか。いわゆるバリアフリー化を進めるに当たって、基準があるのかどうかお聞きしたいと思います。

二つ目ですが、63ページ、13目防災諸費、地域防災対策事業の防災マネージャーについて、先ほど説明では地域防災マネージャーの資格者というお話ではありましたが、役割としてどういったことを担っていくのか、お伺いしたいと思います。

次に、67ページ、14目交通防犯費、事業名ですと、交通安全対策事業の委託費、細節5の交通安全指導委託料についてお聞きしたいと思います。ご説明の中では33名分を予算化するというお話ではありましたが、今年度の人数については33名分確保できたのか、場所については昨年と同じなのか、変わったところがあるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 私のほうからは、近隣センターの改修の関係でお話をさせていただきます。

まず、56ページの工事請負費ですけれども、近隣センター改修工事は西当近隣センターの改修を予定しております。改修の内容としましては、バリアフリーの対応と、あとは省エネに関しまして、住宅性能向上に係るリフォームを予定しております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうから、近隣センターのバリアフリー化についての考え方でございます。

毎年、旧幕別地区、旧忠類村の近隣センターを、1地区ずつ交互に隔年で大規模改修のほうを進めているところでございます。基本的にバリアフリー化に当たりましては、投票所となっているところにつきましては、車椅子用のトイレですとか、あるいはスロープ、そういった整備を行ってきているところであり、今後も改修の中でバリアフリー化に向けては順次改修の中で整備をしていきたいというところでございます。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、防災マネージャーの件でございます。

まず、防災マネージャーの資格要件でございますが、内閣府で実施する防災スペシャリスト養成研修または防衛省で実施する防災管理教育を受けた者、これに加えまして、防災行政の実務経験5年以上または災害派遣の任務を有する部隊あるいは機関で2年以上の実務経験を有する者、こういった方が内閣府の証明を受けることができると、防災マネージャーとして資格を受けることができるというところでございます。防災マネージャーの役割でございますけれども、私どもが必要としているのは、豊富な知識と経験を有する人材、こういった人材を必要としておりまして、具体的には地域に向いて、防災力の向上あるいは危機管理能力の底上げなんかを担っていただきたいということで考えてございます。

それと、交通指導員33名の配置でございますが、基本的には現在配置している箇所と変更はございません。

以上です。

○委員長（若山和幸） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） バリアフリー化についてですが、今、課長のほうから答弁ありましたとおり、投票所についてはというお話がありました。幕別町でも、投票所になっているところはあるのですが、投票所であったとしても、トイレの改修ですとか、段差の解消ができていたりできなかったりしているところがまちまちにあるのです。私もその話を聞いて何か所か見ていたのですが、やはりそういった箇所が見受けられました。大変いろいろな方々が利用するところでありますので、やはりバリアフリーを進めていくという町としての姿勢で、どこでも同じようにそういった施設になれるように基準を設けて、しっかり対応していただければとは思っています。特に住民の方から、近隣センターが改修されたという話で、すごく喜んでいたのですけれども、トイレが改修されなかったとか、この段差がなくならなかったという話がありました。町としても、改修内容を住民に説明して、そこで求める改修計画になれるように取り組む必要があってもいいのかなとは思っているのですが、その辺はどうか。

防災マネージャーにつきましては、大変大切な事業であります。特に近年では大規模災害ですとか、いっどこで何があるか分からない状況でありますので、幕別町にある自主防災組織の問題もそうですけれども、やはりしっかりと何をやるのかを明確に持って取り組んでいただければというふうに思います。

交通安全指導員なのですが、昨年度と同じというお話がありました。現場の指導員の方や先生のほうから、実はここを増やしてほしいというのをここ何年かお話を聞いてきました。昨年度につきましては、南小のほうを幕別のほうから回してもらって対応するというお話があったのですけれども、白人小学校区のところなのですが、札内東中学校の校門前の丁字路になります。学校側からとしても、何度もここに指導員をお願いしたいという話をしているのですけれども、なかなか予算の面で難しいというようなことが言われたので、ちょっとここで話ししたいと思うのですけれども、学校の教員もやはり安全指導のときに、その危険だと言われている東中の校門前の丁字路に、交通安全のときに立っていくのだそうです。特に4月になりますと新1年生が入ってくるので、大変危険だということで、先生たちも気にして、そこにかなり厚く入るようにしていますけれども、やはり学校の授業があるので、ずっと入ることができないという話がありましたので、こういった心配が現場から出ていますので、安心安全を守るためにぜひ改善・拡充を求めたいところです。

以上です。どうですか。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず、近隣センターのほうですけれども、計画に当たりましては、施設の老朽化あるいは多様化する住民ニーズ、当然バリアフリー化も含めて、地域住民の方々のお話も伺いながら、あるいは利用頻度なども考えながら、計画的に進めているところでありまして、今後も3

か年の実施計画などにもきちんと位置付けた中で、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 交通指導員の件でございます。

設置箇所につきましては33か所、去年と変わらないのですが、新年度の指導員さんが今現在2名退職予定されておまして、これの欠員が今生じております。したがって、今2月号のお知らせで、4月号でもう一度お知らせで募集をかけようとしておりますが、そういう状況で人の手配というか、なかなか成り手がいないというところで、白人小学校、あと南小学校の校長、教頭にはその旨こういう状況になっているというところで、学校の協力も得ながら何とか新しい指導員確保に努めてまいりたいと、今動いているところでございます。

○委員長（若山和幸） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） バリアフリー化についてだけ求めたいのですが、計画的に改修をしていくということは大変重要なことなのですが、やはりその地域の住民に説明をして、どういったものになるかというところを、ぜひしっかりやっていただければと思うのですが、その辺はどうですか。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） ご指摘のとおり、当然、改修計画をもって順次改修をしていく中で、前もって何年後には予定をしておりますということはもちろんお伝えした中で、改修に当たっては改修内容も含めて、当然お話を伺った中で改修のほうを進めておりますので、引き続きそのような形で進めてまいりたいと考えております。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。

ほかにございませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 1点だけでありますけれども、ページは50です。広報事務事業、この中の需用費、細節の30印刷製本費。先ほど広報の印刷だというふうに説明を受け取ったのですけれども、それで間違いないのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） こちら毎月発行しています広報紙の印刷製本費です。前年度と比べて経費が高くなっているからだと思うのですが、指名業者等から見積りをいただいていたところ、今年度どおりの単価ができないということで、設計図書を積算する上で必要な額を計上しているということであります。

○委員長（若山和幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 分かりました。それで、私は広報広聴費ということで、ここでお尋ねするほかないのかなと思うのですが、実は幕別町で町勢要覧を出していますよね、皆さん見たことあると思うのですが、やっぱりこの目的、役割、その重要性ですとか、そういったことについては、今さらここで議論するまでもないのですけれども、これ時代というのでしょうか、時々刻々変化していく中で、現在の幕別町の要覧、こういった幕別町の現状だよということを、町外、いろんなところで発していくわけでありまして、ここの予算で何とかすべきでないかという意味で聞くのですけれども、現在、幕別町で出しているのは平成23年なのですよ、23年度版。ですから、もう9年前ぐらいのやつをいまだに使っているのです。これ私も、町内の人はなかなか自分の町の町勢要覧を見ることはないと思うのですが、私も見る機会があってちょっと驚いたのですが、やはりもうちょっとタイムリーに、毎年なんてことは言いませんけれども、こんな立派なものではなくてもいいのだと思います。例えばA4の2倍とか4倍のやつを、一枚物を折り込んでもいいと思うのですけれども、もう少し幕別町の現状に即した、実態に即した町勢要覧を作っていくべきではないかというふうに、私は思うわけでありまして。

そしてもう一つ、この物産協会というのでしょうか、商工観光でも似たようなというか、観光パンフを出しているのですけれども、これ中身を見ますと、かなり重複している部分が見受けられるので

す。やむを得ない部分もあるとは思うのですよ、思うのですけれども、やっぱり一つにはタイムリーになるべく今の実態を外に向けて出していく必要があるということと、同じような役場で発行しているものが、なるべく重複しないように内部で連携を取りながら、そこは役割分担をきちっとしながら出していくという必要性があると思う。

そして、この予算の中では入っていないということなのですからけれども、私は当該年度、令和2年ですけれども、この予算の中で、やっぱり今日言って明日なんてわけにはいきませんので、どこかの予算を使いながら、令和3年に発行できるような準備を、新年度にしていくべきだというふうに強く私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 町勢要覧です。昨年から内部でも検討しておりました。ご指摘のとおりそろそろというか、もう更新する時期であろうというふうに考えているところなのですけれども、他市町村のいろんな事例を確認させていただきました。そうしたら、最近のご指摘のとおり、観光パンフレットと同じように、できるだけ更新頻度が長いようにやっている自治体が、今、多い状況なのです。今まだ実際にはちょっと商工観光課とは連絡調整はできてはいませんが、今、令和3年度はちょっと発行は、今年度中に内部でももう少し町勢要覧の在り方をどうしたらいいのかというのを十分検討して、R3年度の予算に計上ができたらなという段階では検討している状況でありました。

○委員長（若山和幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 思いは同じだというふうに思います。今、紙でなくて、いろんなホームページですとか、いろんなところで、いろんな方法で情報は出てくるのだとは思うのですけれども、やっぱり実際これあるわけですから、これを見ると、もう9年前の幕別の現状はこうですよということを今もらっても、全く、何ていうのですか、言葉が適当でないかもしれませんが、ずさんだなという感じを受けると思うのですよね。ですから、その辺、新年度というか、令和3年度に向けて、令和2年度中から段取りをして、令和3年度にきちっと新しいものが出てくるような体制を取るといいますから、そういうことで私としても指摘をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） 答弁はいいですね。

ほかに質疑のある方。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数は、63ページの防災諸費の地域防災対策事業の中の防災会議委員報酬というところであります。

15名が任命をされているようですが、その中で女性は何のくらいいるのか、お聞きいたします。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 防災会議の委員が33名おります。公募員も含めて、各行政機関も含めてですけれども、その中で自主防災組織の中から女性の方1名が委員となっております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 33名のうち1名ということで、よろしいのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） はい、そのとおりです。報酬が発生する方の中で1名ということでございます。

○委員長（若山和幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 東日本大震災が起きてから、もう9年もたつわけではありますが、女性の視点というのはとても大きなものと私は感じます。その中で女性が、報酬が発生する方、そうじゃなくて地域防災の中から出ている方がいらっしゃると思うのですが、やはり会議には女性の意見をもっと取り入れていくべきではないかなと思います。それには防災会議委員に女性をもっと増やすべきではない

かと思いますが、その点についてはいかがですか。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 防災会議の委員の任期が2年でございまして、今年の7月で任期が切れます。新たな公募委員さんを募集したところ、公募委員の方で3名の方が、女性の方が公募されておりました、7月以降の防災会議では女性の方が3名に増えるということでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 確かに、人数的にはちょっと増えるかなというところですが、まだまだ厳しい状況ではないかなと思いますので、今後さらに防災委員の女性の視点を生かすという観点から、委員をちょっと増やしていただきたいなと思います。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） おっしゃるとおりで、女性の視点からの意見というのもの、ぜひお聞きしたいなというふうに思っております、そういう意味では、今回の募集で女性の方が増えたということで、非常に心強く思っております。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかにございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 3点お伺いします。

一つ目は、61ページのマイホーム応援事業について伺います。年齢要件を70歳未満から40歳未満にした理由をお聞かせください。

2点目は、同じ61ページの結婚新生活支援事業についてです。これは国の事業の内容のまま、34歳以下という年齢制限があります。今、人口動態調査によると、夫、妻ともに35歳以上で初婚を迎えている人が全体の約2割となっています。今後、晩婚化が進めば、対象外となる初婚が増えることも考えられます。35歳以上で初婚を迎えた世帯が、この制度をどう受け止めるかなど考えたり、また34歳以下でも子どもを持つつもりがない夫婦が、子どもを産むことを暗に期待する意図をこの制度から受けることはないかなということ想像すると、公平と言えない内容を含んでいるように思えます。国の制度といえども、町独自で年齢制限を外して、全ての人の新生活を応援する事業にするべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

3点目は、75ページの北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業についてです。台東・墨田区という地域を指定した事業に、ちょっとどうしてこういう地域なのかなという疑問だったので、どういう経過で決まったのか、具体的にはどのくらいの期間をめどに、何をする事業なのがお聞かせください。

以上です。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 私のほうからは、2点。

1点目の、マイホーム応援事業の新年度の年齢要件を、70歳未満から40歳未満に改めるという考え方でございますけれども、マイホーム応援事業につきましては、子育て世代の定住促進と町全体の均衡ある発展という大きな目的をもって、平成27年度から進んでまいりました。5年間のこれまでの実績も踏まえて、一定の成果はあったものと捉えておまして、さらに4月以降は、目的は同じ子育て世代の定住促進というところに視点を当てまして、この事業の重点化を図るところで、70歳未満から40歳未満に対象者を改めようとするものでございます。

それから、2点目の結婚新生活支援事業につきましては、お話ありましたとおり、国の事業を活用して令和元年度から取り組んでいる事業でございます。要件につきましては、国の補助対象と全く同様の34歳以下、所得要件も含めて同様の内容となっております、令和2年度につきましても、同様の内容で進みたいということで、あくまで国の事業を活用して進めていきたいという考えの中では、

令和2年度についても、町独自の要件の見直しというところは考えていないところでございます。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 台東・墨田区の関係です。

まず、経過であります。平成26年に東京の区長会、町村会ではなくて区長会という会で、全国の自治体と東京の各区が連携をしましょうという事業を東京区長会で立ち上げております。その区長会の連携事業なのですけれども、平成28年に北海道町村会に対して、北海道の自治体と連携をしたいので、北海道町村会さん連携しましょうということで、平成28年の4月に北海道町村会と区長会が連携協定をしております。その中で、台東区さんから十勝地域と連携ができないだろうかという打診がございまして、町村会の総会で、台東区、墨田区と連携をしましょうということで決定が行われたという形になっています。かなりはしよりましたけれども、経過としてはそういう経過でなっております。

主な期間は5年間です。R2年から7年までの5年間で事業を行っていくわけなのですけれども、大きく三つの柱がございまして。

一つには、予算の説明でも申し上げました、食を中心とした交流であります。江戸台東・墨田は下町で物づくりの町なものですので、そういった食器ですとか、そういったものと十勝の産物を使ったコラボレーションができないだろうかというのが一つです。

もう一つは、十勝、東京のスポーツ、アウトドアを通じた交流が一つです。

最後に、こういった事業を5年間どうしたらいいのだろうかという戦略会議というものを立ち上げます。大きくは、三つのこの事業で5年間、関係人口等を増やしていきたいという事業であります。

以上であります。

○委員長（若山和幸） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 1点だけ伺います。

結婚新生活支援事業なのですけれども、国の制度をそのまま活用したということではあるのですけれども、町民にすれば、町も含めた行政がこういう政策を取っているというふうに受けるわけで、公平と受け取れない町民が出ることで、やはり違和感を感じる人が増えるというのはちょっとどうかなと思うのですけれども、町としては、これは公平と言えない制度だという認識はないということでしょうか。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず、この事業の目的なのですけれども、あくまで若年世代が結婚して新たな生活を始めるための経済的支援という目的でございまして。年齢のことはありますけれども、若い方がそういった経済的な負担がちょっと重荷になって、なかなか結婚に踏み込めないというところを、こういった支援をすることで結婚をしていただいて、その後、子育て、そういった少子化対策というところも大きな目的であるというところでございまして。

以上です。

○委員長（若山和幸） よろしいでしょうか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 少子化対策であるなら、なおのこと年齢を引き上げるべきではないかというふうに思います。私自身も35歳で初婚でして、その後36歳から第3子まで出産しています。そういった方が、今後、晩婚化の傾向がある中で増える可能性もあるかと思っておりますので、そういったことも含めて今後検討していただけたらと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 課長のほうで、若い方の経済的支援、結婚するに当たって引っ越し費用だとか、そういったものに負担が多いと、そういった中で、何かこういう経済的支援を図りながら、結婚に踏み切っていただく機会ということで私ども捉えております。少子化対策というのは、ちょっとさすがにいろんな年齢の方がいますので、私どもの考えとしては、やっぱり経済的な支援をもって結婚に踏み切っていただく第一歩、このきっかけづくりということに重点を置いているということ

ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2点質問させていただきたいと思います。

75 ページと 76 ページです。20 目地方創生推進事業費の中で、事業名で言うと、アスリートと創るオリンピックの町創生事業に 1 点があります。オリンピック・パラリンピック出場者を応援する会実行委員会補助金 24 万 3,000 円が計上されているところであります。私は、さきの議会の一般質問の中では、オリンピック選手として決まってからでなくて、それ以前から町を挙げて応援していきたいな、そういうことを質問の中で述べてきたわけで、そのことの予算がついていることについては、大変同意をする、賛成の意を表するものであります。中身がどのようなものであるのかちょっと分からなかったもので、そのことをご説明いただきたいというのが 1 点であります。

2 点目は、同じ目の中で、UIJ ターン新規就業支援事業についてであります。

これは、東京圏の 23 区の中でのということでは、説明資料の中でいただいているところであります。北海道の事業に乗っかる形での事業だというふうに認識をしているところであります。ここで 100 万円ということの金額が計上されているわけですが、資料によれば、世帯主、世帯があれば 1 件 100 万円、世帯がなければ 1 件 60 万円ということでありますから、1 世帯分だけ東京 23 区圏内からこちらに移住する人を見込もうということの予算になるのだけれども、そういうことなのかどうなのか、確認をしたいと思います

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 谷口委員より質問がありました、オリンピック・パラリンピック出場者を応援する実行委員会の内容につきまして、私のほうから説明させていただきたいと思います。

まだ、オリンピックに出場する選手が現段階では決まっていない状況で、予算のほうを上げさせていただきました。実際に決まったときには、パブリックビューイングですとか、それに関係する部分は、また追加して費用の予算計上はしようというふうに考えておりますが、現段階で上げた部分につきましては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技会が東京で開かれるということがありまして、その機運を高めようという目的から、広報ポスターですとか、あと、今、出場が見込まれる方の等身大のパネルですとか、あと啓発用のグッズなんかを当初から作成して、機運を高めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） UIJ ターン新規就業支援事業ですけれども、委員おっしゃるように世帯で移住した場合には 100 万円が、1 世帯 100 万円という対象になっておりまして、本予算計上は 1 世帯分、世帯で移住した場合の 1 世帯分を計上しているところでございます。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） オリンピック・パラリンピック出場者を応援する会の中身については、分かりました。4 年前のことを思えば、山本幸平選手も福島千里選手も圧倒的に代表選手としての資格を有するといえますか、トップに立っていて、もう応援するまでもなく選ばれたような印象を受けますし、桑井亜乃選手についても、サクラセブンズ、大会が近くなっている中では急に注目されて、そのような記憶があるところでもあります。黙っていても機運が高まるようなところがあったのではないのかなと思われるのが 4 年前でした。今年は、いろいろなまた状況も世界的に発生していますけれども、今まだそういう情勢にないものだから、今、答弁のあった活動のほかにも、広報やホームページを使って早くにそういう応援する機運をつくる、そういうことを努力していただきたいということをお伝えしたいと思います。

答弁は特にあったら、後でお願いしたいと思います。

もう一つ、UIJ ターン新規就業支援事業であります。100 万円ということになれば、そういうことなんだということが分かりました。志としてはちょっと寂しくないかなということが1件と、それから東京都23区圏内ということの事業であるわけなのだけれども、町の就業人口を増やすということの手法の一つなのだというふうに思います。そういえば、北海道の事業からも外れて、独自の部分で、例えば大阪、名古屋、横浜、大都市がたくさんあって、北海道にも札幌という大都市があって、そういったところも町のほうで独自に予算を持つということは、今後、検討していくべきではないかなということ指摘させていただきたいと思います。

実際、釧路市では、釧路圏外という、そういうことの中でこのUIJ ターン新規就業支援事業については、独自に枠を広げてやっていたりもします。特に釧路市内は、人口減が厳しいということもあって、そういう手法も取っているのかなということも推察できますけれども、幕別町が積極的に就業人口を増やしていこうということであれば、そういったことの検討は今後必要ではないかなということ指摘させていただきたいと思います。

これも何か答弁があったら、いただきたいというふうに思います。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、谷口委員からお話ありましたとおり、機運を高めるために、最新の情報ですね、SNS等を使って、積極的に情報発信していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 移住施策ということになりますけれども、まず今回は1件分についての予算計上、志が低いというお話もありますけれども、まずは1件、そこからスタートできればというふうに考えております。さらに、その独自施策、これにつきましても、町の移住施策という中で、今後他町村の状況も見ながら、移住施策としてどういう組立てができるかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑ございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点お伺いいたします。

1点目は、73 ページ、基金管理事務事業費、18 目基金管理費、27 節繰出金の4ですが、森林環境譲与税基金積立金なのですけれども、この基金の使い道といたしましては、森林の保水力の低下に伴う洪水氾濫ですとか、そういう災害に対する森林整備を急ぐための積立金というふうに私は押さえております。それでこの予算の中では、森林組合に調査、アンケートを取るというのが1点あるのですけれども、森の輪（Wakko）ですとか、保育所の椅子ですとか、コミプラの椅子ですね、そういうところに使っております。こういう使い方が適切ではないということではないのですけれども、森林整備のほうにこの積立金を使っていく、こういう使い方が正しいのではないかというふうに思います。というのは、森林なども、所管事務調査で入ったときにも、森林の道路が非常に整備が遅れているなど感じておりますので、ぜひそういう使い方に使っていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

もう一点目は、80 ページ、戸籍・住民登録・印鑑登録管理事務事業で、1 目戸籍住民登録費、12 委託料、8 通知カード・個人番号カード作成等委託料です。通称マイナンバーと言っておりますけれども、この事業は2015年10月からスタートしております。現在、幕別町の発行枚数、これは人口の約何%になるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 私から、ご質問の1点目の、森林環境譲与税についてであります。

森林環境譲与税の用途につきましては、昨年9月定例会で基金条例も議決をいただきまして、その中にも目的を定めております。さらには、森林環境譲与税の法令によりまして、その用途についても

限られております。その用途につきましては、まず1点目といたしまして、森林の整備に関する施策、2点目が森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、3点目が森林の有する公益的機能に関する普及啓発、4点目といたしまして、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策ということで定められておまして、町といたしましては、基金の目的、これらの法令の趣旨に基づいて、用途を定めているところでありまして、今回、森林の調査にももちろん使わせていただきますけれども、保育所の机、椅子、さらには札内コミプラのカウンターにも使わせてもらいますけれども、そういったところについては、今まで町内産間伐材の材料を使ったものというのがなかなかない、町民の方の目に触れるところがないという状況もありまして、森林材の活用、普及啓発と、そういったことも鑑みまして、今回、用途を定めさせていただいたところでもあります。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） マイナンバーについてでございます。

本年2月末現在の交付状況というところでお伝えをしたいと思います、交付が2,517枚、率にしまして9.4%の普及率となっております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、森林環境譲与税の用途、そういうところでは保育所ですとか、そういうところに、今回の予算の使い方が正しくないということではないのですけれども、できれば森林整備のほうに力を置いて使っていくほうがいいのではないかと、そういう視点でお聞きいたしました。こういう木材に触れるということも大事だと思うのですけれども、そこに重きを置くようになるのであれば、本来の使い道ではなくなってくるのではないかなというちょっと疑念がありましたので、お聞きいたしました。

それと、マイナンバーなのですけれども、今6年たっていて9.4%ということですね。それで、マイナンバーカードに入れる個人情報、今までと変わらないという押さえでよろしいのでしょうか。

それで、今回、厚労省が国民健康保険証にマイナンバーもデータとして入れて推奨していくという、そういうことも本格運用していくということも、厚労省から言われております。それで、この保険証もデータに入るといふふうになりますと、高齢者が持って歩くですとか、そういうところで紛失、そういう心配もありますし、個人情報が漏れていくという可能性もあって、その点は非常に危惧を感じております。また、マイナンバーの使い方、いろんなところで使えるというのがあるのですけれども、1点、地域の住民の方からお聞きしたときに、国民年金の手続のときに、マイナンバーの番号でもいいし、国民年金の番号でもどちらでもいいと言われてマイナンバーの番号を入れたら、そのコピーを出しなさいと。でも、国民年金の番号は入れたら、それはそのままいいですよということがありまして、この利用の状況が本当に利用しづらい、そういう声も聞いております。

そういう中で、マイナンバーに個人情報をたくさん入れていくということには、本当に個人の情報がどこでどう漏れるか分からない、セキュリティーの問題もあると思ひまして、このマイナンバーにそういう情報を多く入れていく、そういうところで、多く入れていくということでは、今回は国民健康保険の記録を入れていく、そういう点では町としてはどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 説明が足りなくて大変申し訳ございません。後ほど、農林業費の中でもご説明させていただきますけれども、森林環境譲与税を活用して森林所有者に対する意向調査も、新年度、実施していく予定であります。この調査の結果を基に、森林組合などとも協議を重ねながら、今後は森林の整備の推進に重点的に活用してまいりたいというふうを考えております。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） マイナンバーの保険証としての利用ですけれども、来年令和3年3月から保険証として使えるようにするために、当然これには医療機関のほうも機器整備ですとか、そうい

ったことが必要になりますので、今後、順次準備が進んでいくという形にはなっておりますけれども、あくまでマイナンバーにつきましては、本人の写真つきで表記されている情報としては、住所、氏名、生年月日、性別、この4情報でございます。当然、本人の写真ですとかが載っておりますので、落としたときあるいは紛失したときの不安というのはあるかと思いますが、それを他人が使ってということになりますと、必ず窓口等では本人確認という形で使いますので、それを悪用されるということはないと言われております。

ただ、まだ保険証の利用については、今後準備が進んでいくという段階ですので、そういった情報漏えいですとか、そういった不安を与えないような形で、必要な情報については順次お知らせして、そういった不安に至らないような対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 情報が漏えいする心配はないというお答えでしたけれども、これからいろんな情報が入っていく場合に、やはり例えば財産ですとか、そういうものが入っていくとなれば、金融機関との連携だとか、そういういろんなところとの連携になって、一たびこの情報が漏れた場合には、その個人の健康保険証や何かがマイナンバーの中にデータとして入るとすれば、病歴ですとか、そういうものも全部セキュリティーの問題で情報漏れがある可能性もあります。というもの、他町村でそういう情報漏れがあったということも報道されておりますし、そういう危険性は本当にあると私は思っております。ですから、今回、令和3年3月から健康保険証のデータも入るということでしたが、これは幕別町だけでは対処できない部分もあると思いますので、こういう個人情報を入れていくということに対しては、地方からもしっかり国に意見を上げていくということが必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず、カードに情報がとれますけれども、実際にそのカードの中に情報が入るわけではなくて、それを使う側の、例えば医療機関であるとか、そういったところがそのカードをスキャンすることで情報が確認できるということなので、特にそれを他人がということにはつながらないというところでは、そういった情報漏えいだとか、個人の検診結果ですとか、そういったところが他人に知られるというようなことにはつながらないというものでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） その認識が、私は違うかなと思うのですけれども、個人に伝わるのではなくて、何らかの形でこの個人情報が一人ひとりではなくて、そういう流通機関を通して情報が漏れていく、使う側の人たちが、そういう機関の中から情報が漏れていくという、そういう危険性もこの間、地方で生まれてきているのですよね。ですから、一人ひとりの情報がカードを通じて漏れていくという危険性がある、そこに大きな危機感があるわけで、今、幕別町だけでは対処できないというふうに私は言っておりますけれども、やはりこういう個人情報を1か所に集めていく、こういうものに対して大変危険性があるので、国に対してもしっかりと意見を求めてほしい、ということですので、その辺はいかがでしょう。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 来年から、マイナンバーカードが保険証として使えるという、そういった使い方もできるということであって、必ずしもマイナンバーカードを持って保険証代わりにするということではないということ、まずご理解いただきたい。保険証は保険証のまま使って、マイナンバーは持たなくてもいい。ここは、その個人個人の方の考えの下に、カード一括化、一本化して使っていこうという方はもちろんそういう形で使っていくと。従来どおりマイナンバーを持たずに、従来の保険証を持って病院に行かれる方もいらっしゃいますので、まずそこはそういう使い方ができるというのが、まず一つですね。それと、情報を相手方、例えば保険証で使ったことをもって漏れる

という判断はなかなかしづらいのですが、それは必要な情報をもってその人が必要な医療機関に受診できると、そういう形になるというのが、まず新しい仕組みなのかなと思っています。もちろん私も、漏れないようにというのは、もう大前提で行政は動いておりますので、さっきどこの自治体が漏れたといったことについては、どういう経過で漏れたのか分かりませんが、いずれにしても情報については漏えいしない、そのことは十分考えながら仕事を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） それであれば、これは国全体の問題ではあるのですが、最低この自治体では個人情報漏れない、そういうセキュリティー対策をしっかりとっていただくことを求めて、終わります。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑ございませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 70 ページ、職員厚生費の職員研修事業について、2点伺います。

1点目については、いわゆる職場研修の中身について、いわゆる共通研修的な意味合いがあるかと思っておりますけれども、次年度、主立ったものあるいは新たにという部分で、重点的に置いている研修についてお伺いしたいと思います。

それから2点目につきましては、自主研修への手だてということになりますが、過去の実績から見ましても、職場研修、いわゆる共通研修と比べますと、自ら課題を持って出ていくというような自主研修というものの人数というのが、私が見る判断では少ないだろうなというふうに考えておりますが、自主研修こそ研修の命というふうにも捉えるかなというふうに思いますが、そこを現時点でこの程度の数でいいというふうに判断されているなら、また別問題ではありますけれども、向上していくような手だてというのは、次年度考えていらっしゃるのかどうかということについて、2点伺います。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まず、職員研修につきましてではありますが、来年度につきましては、4月1日に民法が改正されるということもありまして、その改正に伴って様々な部署でいろんな状況が変更になるということもございますので、その民法に関わる研修を、基礎編、それから応用編という形で、今、計画をしているところでございます。また、今年度から人事評価について、新たな形で進めているところでございまして、その辺の評価なり目標の立て方という中で、再度、研修を今計画をしていると。主な研修については、今そういうところを計画しているところでございます。

それと、自主研修につきましては、今、予算的には一応確保はしているという状況でございまして、職員が計画を立てて実際にその研修に臨んでいただくということで、一応年度明けには募集をかけまして、参加していただけるようなことで周知を図っていきたく。今の段階ではそういった形での、誰々が行くとかそういう形での計画はまだ立っていない状況でございます。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 1点目、職場研修の内容については、承知いたしました。

二つ目の自主研修についてですが、それぞれが、各職員の皆さんが自己課題を持って研修に臨まれるということになると思っておりますけれども、その数がやはり少ないのではないかなというふうなことで、今年度の決算はまだ出ていないのであれですが、一昨年の決算を見ても、執行残が結構残っているというふうなことで、そういった中で、本来、研修については喜んでみんなが希望して行きたいというのが、組織としてはあるべき姿かなというふうに思うわけですが、その数がなかなか至らないという部分については、何か原因があって行けない理由があるのか、行けない雰囲気があるのか、そういった辺りを見直して改善すべき点があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 自主研修については、本当に職員の自主的な意思の下、こちらのほうに企画

書を上げていただいて、それを認めて行っていただくというのが基本でございますが、ここ数年、やはりそういったところでの職員の自発的な研修というのがなかなか出てこない。中では周知をかけて、ぜひとも参加して、これの企画なりを上げていただいて、参加していただきたいということは、周知・啓蒙を図っているところなのですが、なかなかやっぱり仕事が忙しいですとか、そういった面いろいろあると思いますが、最近やはりそういった面では、参加される職員が少ないという現状があります。

今後は、やはりもっともっとそういった点を周知・啓蒙を図りながら、1人でも多くそういった自主研修に行っていたりするような環境はつくっていききたいなというふうに思っております。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 職員の皆さんがお忙しいという中で研修に行くと、帰ってきたら逆に仕事がたっぷり残っているというような、どこの職場でもそうなのかなというふうには思いますけれども、忙しいからということでの理由で研修をしないというか、そういったことに気持ちが向かないという部分については、あまりいいことではないのかなというふうには思います。最初にも申し上げましたとおり、やはり研修が全てというか、命というか。

聞くところによりますと、若い人たちが主に行けるようにということで考えておられるということですが、その中でも、当然若い人たちはどんどん外に出てというような部分は、当然かなというふうに思いますけれども、その上で経験ある職員の皆さんも、一定程度の経験をしたら、自己研修はしなくていいというような、言い方ちょっと乱暴ですけども、そういったことでもなく、また改めてという部分で課題を持っていかれるということもありますし、そういったところの幅を広げる、あるいはなかなかやはり待っていても、最初、若い人たちが自分で研修に行きますというふうにはなかなか言いづらい。ましてや、忙しいということになりますと、忙しいのに行くのかというような周りからの雰囲気も、そういうこともあり得るというようなことで、やはり上司の皆さんがもっともっと声をかけて促して行って、研修することの価値というものを伝えていくってということの手当て、次年度しっかりとやっていくべきかと思っております。いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 委員おっしゃられるとおり、我々も、管理職を含めて、そういった若い職員中心に、そういった自主研修に取り組む体制をつくっていききたいというふうには思います。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 決算的に、最後、予算が足りないと言われるぐらい研修が充実されるような組織であることを望んで、終わりたいと思います。

○委員長（若山和幸） 審査の途中でありますけれども、この際 14 時 10 分まで休憩いたします。

14 : 01 休憩

14 : 10 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方いらっしゃいませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 66 ページ、防災行政無線システム整備事業でありますけれども、忠類地区の運用方法についてお伺いしたいのですが、新しく更新される忠類地区の防災行政無線は現在と運用方法が変わることがないのか、それと今回、晩成地区に野外スピーカーを設置されるとしておりますけれども、町全体としての野外スピーカーの設置の考えについてお伺いしたいと思います。

また、今回、全世帯に配布されるということで、1台の機器の価格と、何世帯に配布される予定であるのか、3点をお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 防災無線の忠類地域における運用ということでありましてけれども、まず運用については、全町的にどういった方向にするのか、今、検討中ではありますけれども、忠類地域の分についても、併せて住民の声等も確認しながら、どういった方法がいいのか検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 防災無線の屋外スピーカーの設置の考え方でございます。

今現在、藤谷委員おっしゃるとおり、忠類の晩成地区、こちら津波の心配があるということで、1機設置する予定でございます。そのほかの地区については、今、設置のほうは考えておりません。理由としましては、まず屋外拡声器をつけたときに、まず大雨のときには聞こえないというデータがございます。ですので、設置したとしても大雨のときは使えない。地震につきましては、実際揺れるので体感的に分かるだろうと。そうなると、防災情報を伝える、要は屋外スピーカーを使って情報を流すのが限られてしまうということと、もう一つは費用対効果、屋外拡声器1機つけるのに、安いスピーカーですと350万円ぐらいなのですが、どうしても遠くに飛ばすとなると1機900万円ぐらいかかると。それで町内全域を届かせるとなると、最低29機必要になるというふうに試算しておりまして、屋外拡声器だけで2億円超えてしまうところから、費用対効果を考えて、まず津波はいつ来るか分かりませんので、まずすぐ逃げてくださいという情報を流さなければいけないということで、晩成地区には必須というふうに考えて1機となっております。

それと、個別受信機の1個当たりの値段でございますけれども、今、忠類地区で使用している個別受信機が5万9,000円ぐらいかかっているのですが、新年度予定しているのが、1機2万円強、2万2,000円とか2万3,000円ぐらいのものを、今、予定しているところでございます。世帯につきましては、全世帯を予定しておりまして、今、検討しているのは1万3,000世帯。これは各世帯のほかに要配慮者施設ですとか、あと防災関係機関にも対応を考えているところでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 分かりました。忠類地区に関しては、平成17年度、18年度ぐらいでしょうか、いち早くデジタル化されて、運用してきた経緯がございます。また、忠類地区では防災のほかにも、いろいろ地域住民に周知していただける部分で利活用されている部分があります。運用方法を以前と同じく使用、運用していただきたいというのが一番の願いであります。そういうふうにしていただきたい。

それで、現在、野外スピーカーの関係でございますけれども、晩成地区は津波の関係で、これはいち早く知らせる必要があるという理由、分かりました。現在、忠類地区で使われている防災無線の野外スピーカー、現在、何機あるのか、その現在使われているスピーカーを継続して使うことはできないのか、その辺をお伺いします。

それと、1台につき忠類地区で使っているやつは6万円と、これからの運用する機械が2万円と。ラジオ型というふうに聞いているのですけれども、その非常の、災害用の受信機のほかに、ラジオとしても利用できるというものがあると聞いてございます。本町で使用するものは、どのような形になるのかお伺いします。

○委員長（若山和幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 現在、忠類地区によりまして屋外スピーカーですけれども、こちらは3機でございます。農協の上と忠類小学校、そして総合支所にそれぞれ1機ずつ立っております。

屋外スピーカーの活用なのでございますけれども、システムが異なってしまうということもありまして、今、ものを使うということとはできないということになります。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 個別受信機がラジオ付きかどうかということでございますけれども、今、予定しているのは、ラジオ付きを予定しております。ふだんというか、平常時にラジオを聴くことも

できますし、ラジオを聴いている最中に、例えば緊急放送が入ったときには自動的に切り替わる、参考までに、電源を切っていても自動的に鳴るような、そういう仕組みのものでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 基地局についてもなのですけれども、3か所で基地局を考えていると。幕別、忠類、札内だと思えるのですけれども、この忠類地域の運用の方法だと、それぞれの基地局で独自の運用方法ができるというふうな考えでよろしいのか、それと札内、幕別について、非常時以外の平常時の運用の方法について、考え方があるのかどうかお伺いします。

それとラジオ付きの機器を想定しているということなのですけれども、忠類地域はご存じの方いるかと思うのですけれども、ラジオの受信の電波が非常に悪くなっています。その忠類地区の現状でも、しっかりと受信ができるのかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 札内、幕別の平常時の個別受信機の考え方なのですけれども、今、地域振興課長からも説明ありましたように、私どもの課がちょっと今中心となって、いわゆる平常時の行政無線の在り方ですね、忠類地域の今の在り方と、これから幕別、札内の在り方をどうするかということ、今現在、検討をさせていただいているということです。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 防災無線ですね。まず、基地局3局の運用の方法というか、どういった使われ方ということだと思いますが、まず役場の上に送信局といいますか、信号を送るアンテナが立ちます。基地局3局ですけれども、一つには豊岡、豊岡の山の上と、札内ですと、札内の南コミセンのところを今、考えております。それと忠類地区は、忠類の丸山の展望台の北側のひとつ高い丸山と言ったらいいのでしょうか、今NTTドコモさんのアンテナが立っているところに、今、立てる予定でございまして、こちらから信号を送ると丸山で受信して、そこから各世帯に電波を吹くという形になります。忠類総合支所でも同じような操作ができるように、遠隔操作台を忠類総合支所に置いて、忠類総合所からも電波を送ることができる仕組みになっておりますが、忠類から送る場合は、一回忠類から光回線で本町に来て、本町から電波を飛ばして丸山から吹くというような仕組みになります。送信方法につきましては、グループ設定できますので、例えば忠類在住の方だけですとか、そういった運用方法は可能でございます。

それとラジオの件につきましては、これは個別受信機にラジオがついているというだけですので、ラジオの入りが悪いところでありまして、入らないということが起こり得ますので、今回ラジオのアンテナ工事まではする考えはございませんので、その辺はちょっとご理解をいただければなと思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 最後に1点なのですけれども、先ほどの野外スピーカーの件なのですけれども、忠類にある3機の部分が、システム上使えないということなのですけれども、細かいことを言ったら多分専門的なことになるのでしょうかけれども、スピーカーを、それを使えるような形にするにはどのぐらいの費用がかかるかという検討はされているのか。あるものは、私は使ったほうが良いと思うのですけれども、その辺だけお聞きします。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 今、忠類で使っている防災無線というのが、実は周波数が60メガヘルツ、今回入れるのが260メガヘルツで、周波数が違うことが一つと、ですので使えるとすれば、スピーカーの部分は代替利用と言ったらいいのでしょうか、そのまま使うことはできると思いますが、そのほかのシステム自体は全部入替えすればできると思いますが、最低でも1機、先ほども言いましたように350万円ぐらいはかかるというふうな考えておまして、先ほどのご説明のとおり、屋外拡声器を

設置する目的として、まず雨の日は使えないとなると、こちら幕別地区も含めて、忠類も含めて、同じような考えで今回廃止するという考えでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 防災無線の今後の在り方につきましては、住民の代表の方等、いろいろな方にご意見をいただいて、本当に命に関わるようなものは、防災無線、例えばJアラートであれば、サイレンを使って流しますというようなお話をさせていただいた上では、生活実態としては、大体、夜の8時半に放送されるのですけれども、それを情報源をしているということのを伺いましたので、緊急の場合については野外スピーカーを使わなくてもいいというようなお話もいただきましたので、今回そのような対応をさせていただいております。

○委員長（若山和幸） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 65ページ、13目防災諸費になるのですけれども、最初の二重丸の災害用備蓄品整備事業なのですけれども、午前中の補正予算でも新型コロナウイルス対策ということで、マスク、アルコール消毒液の話がありまして、備蓄のほう強化するということだったので、目的別といいますか、避難所用としての備蓄が、町の地域防災計画を見ますと、避難所用としてはマスク700枚、消毒液は備蓄はなしというふうな数になっているかと思うのですけれども、その辺の数の確認ですね。あと、防護服についても、何枚備蓄があるのかについてもお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 備蓄計画でございます。

まず、防災備蓄庫に備蓄している対象となるものが、避難所に避難してこられる方、これがどれぐらいいるかというところがございますけれども、北海道の防災会議の中で推計値が出されております。避難所生活を送る方が6,173人、このうちのマスクは1割相当を予定して617枚、現在700枚を備蓄しております。この備蓄の目的につきましては、避難所に避難される方、風邪を引いておられる方の中にはいらっしゃると思いますので、そういった症状のある方に使っていただくという目的で用意しているところがございます。

また、消毒液につきましては、委員おっしゃるとおり、防災備蓄庫の中では備蓄しておりません。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） 道の防災会議ですか、その中の定めの中での1割相当というところで備蓄されているかと思うのですけれども、素人目で見ますと、今回の新型コロナウイルスの件もあったのですけれども、どうしてもやっぱり人口比から見てもちょっと700枚、町の人口比から見ても700枚というのはちょっと少ないのかなと。消毒液がないというのも、ちょっとそれもいかなものかなというふうに思うわけでありまして、実際にこういう新型コロナウイルス拡大のさなか、道東の町なんか、増水して避難所で避難されたというニュースありましたけれども、今後、様々な災害、当然想定されますし、避難時にはコロナウイルスもそうですけれども、それ以外にも毎年インフルエンザの流行等々、そういう感染症もあるということで、やっぱり感染症の予防対策、また危機管理としても、この700枚とか、消毒液ゼロというのも、これではちょっと、今後やっぱりもう一回検討する必要があるのかなと、備蓄の増強を考えなければいけないのかなというふうに思うのですけれども。

本当はこういったマスクなんかも、本当に余力があれば、例えば町内の医療機関なんかも困っているみたいですから、そういったところとか、あと重症化しやすい高齢者の方なんかも、余力があればお配りできたのになと、今になって思うところなのです。本当に収束するのはいつになるか分からないのですけれども、ある程度、収束してきて供給されるようになりまして、この数だけではなくて、もっとこの人口に対してどうなのだとということで、やっぱり備蓄の増強を考えていただきたいなと

いうふうに思います。

防護服もご回答ありましたか。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 避難所の備品と感染症対策におけるふだんの備えというのは、ちょっと分けて考えております。本日、補正予算で提案して議決いただいた、マスク、アルコール消毒、これはまさに感染症対策として備えていくと、それがまず基本になっております。それと避難所におけるマスク、先ほどの700枚、これはやはり避難所において最低基準といいますか、まずうつさない、これが基本となっております。うつさないことによって広がらない、この考えの下に最低基準、その中で当然ながら避難所がたくさん増えて、そういった風邪の症状がある方があれば、マスクも増やしていくと、そういった考えであります。

それと防護服も、これは基本的に避難所の防護服でなくて、感染症対策として考えておりますので、現在400着、備蓄といいますか、持っております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） 最低基準というところで考えられているのですけれども、今回、供給も途絶えたりいろんな困難もあったので、これを教訓にいま一度やっぱり考える、再考する必要があるのかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） もちろん今回の新型コロナウイルス、こういったことも踏まえて、備蓄品、感染症対策としてのマスクは今回増強しました。ただ、現実的には入ってきていないという、入荷がなかなか見込めないのですが、災害用の備蓄品についても、まずは感染、中における症状のある方が外にうつさない、それが基本となっております。基本的に健康な方がマスクをつけるというよりは、症状のある方がほかにうつさないことによって、避難所における蔓延防止につながるものと考えておりますので、最低とは申し上げましたが、まずはこの700枚の中で運用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） いいですか。

ほかに質疑のある方。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 3番内山です。ページで59ページ、使用料等審議会運営事業の中からの質問であります。

行政改革元年ということで、今後は第4次幕別町行政改革大綱の下で、いよいよ使用料の在り方について検討が始まるということでもあります。これまでの動きと、来年度は15人で7回の会議が開かれるという説明がありましたけれども、詳しいスケジュールと内容についてお答え願います。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 使用料の見直しの関係です。

まず、今年度の内部での動きなのですが、今年の1月27日に内部の検討委員会の要綱を制定いたしました。大きく内容としては、部長等で構成する委員会と、課長以下、関係係長と構成する幹事会という形で二つ委員会を設けております。それぞれ2月中に1回ずつ会議を開催しております。その会議の内容といたしましては、今ご質問のあったとおり、今年度、R2年度からどのように使用料等の見直しをしていったらいいだろうかとという基本的なスケジュールの確認と中身ですね、どういうふうに見直しを行っていくかという内容を確認させていただいたところであります。使用料の見直しにつきましては、議会議員の皆さんをはじめ、多くの町民の皆さんのご理解に基づいて進めていかなければならないのですけれども、今、行政側で考えているスケジュールといたしましては、今、内部で基本方針、使用料等の見直しに当たって、どういう考え方で見直しをしていくのだという方針案を策定

をしているところです。

これを何とか5月中ぐらいまでに行政側で案をつくらせていただいて、5月下旬ぐらいから使用料審議会の第1回の開催を考えていると。で、年明けぐらいまで7回の開催を考えているのですが、その間、使用料の基本方針の中身についての審議と実際の使用料の金額設定について、来年の年明けぐらいまでご審議をいただきたいというスケジュールで考えています。その後、ちょうどあと1年後ですね、3月の議会に使用料等の関係条例を提案をさせていただいて、半年、周知期間を設けて、R3年の10月から使用料の見直しを施行したいという、今現段階ではそういうスケジュールで考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 受益者負担の考え方につきまして、これまで議会でも取り上げられてきましたし、また受益者負担の割合がどのように決められているのか明確でないため、減免基準を統一してほしいという要望もあったというふうに聞いております。公共施設の維持管理やサービスには、今後も多くの費用がかかります。受益者負担、減免基準の在り方について、今後の、先ほど基本方針を5月中ぐらいまでに決めたいということだったのですけれども、今の段階で答えられる範囲で構いませんので、町としてのお考え、もしあれば、答えられれば、お聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 基本的には、基本方針の案の中で今ご質問をいただいた内容を整理してこうと考えています。受益者負担の在り方で、施設のコストに対する実際に利用される方の使用料は幾らにするのだですとか、今ご指摘いただいたように各施設の減免基準の統一性、こういったものを文言で基本方針として整理をして、これをパブリックコメントかけたいなというふうに現段階では考えています。その後、その方針に基づいて、実際の使用料の積算に移っていききたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（若山和幸） いいですか。ほかに質疑のある方。

2款総務費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 3款民生費についてご説明申し上げます。

85ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額3億2,728万6,000円であります。

本目は、福祉施策全般に要する経費であり、主な事業といたしましては、説明欄の下段、民生委員児童委員活動支援事業1,034万3,000円については、次のページにあります。主なものとして、社会福祉委員64人の報酬及び費用弁償のほか、18節負担金補助及び交付金は、民生委員の活動に対する交付金などです。

説明欄の中段、社会福祉協議会活動支援事業2,974万9,000円については、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

2目国民年金事務費、予算額347万9,000円です。

国民年金事務事業については、国民年金事務に要する経費であり、主なものとして、年金業務に関わる担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12節は国民年金システム改修委託料などです。

3目障害者福祉費、予算額9億193万5,000円です。

本目は、障がい者の福祉策や支援に要する経費です。

主な事業といたしましては、障害者福祉計画策定委員会運営事業 68 万 4,000 円については、主なものとして、本年度は令和 3 年度を始期とする、障害者福祉計画の策定の年となりますことから、策定委員会委員 12 人の報酬及び費用弁償のほか、次のページになりますが、11 節役務費は、計画策定の基礎資料となります、各種アンケート調査に係る郵便料であります。

次に説明欄の上段、障害者自立支援給付事業 7 億 1,725 万 5,000 円については、主に 19 節扶助費の障がい者支援費であり、生活支援や就労支援などの障がい福祉サービスのほか、障がい児通所支援などの利用に係る経費であります。

89 ページになります。

説明欄の上段、自立支援医療費給付事業 4,509 万 8,000 円については、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療費を助成する経費であります。

次に、障害者地域生活支援事業 1 億 394 万円については、主なものとして、12 節委託料、細節 6 の訪問入浴サービス事業や、細節 8 の日中一時支援事業などの委託料であります。

90 ページをお開きください。

説明欄の中段の下、障害者相談支援事業 1,080 万 2,000 円については、主なものとして、12 節委託料、細節 5 の専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業の委託料であります。

91 ページになります。

説明欄の上段、障がい者就労支援事業 933 万 8,000 円については、主なものとして、障がい者就労・発達支援コーディネーターやチャレンジ雇用事業で働く事務補助員 2 人の人件費のほか、7 節報償費は、細節 3 障害者職場体験事業に係る謝礼などであります。

92 ページをお開きください。

4 目東十勝障害認定審査会費、予算額 322 万 2,000 円であります。

東十勝障害認定審査会事務事業については、東部 4 町で共同設置している障害支援区分認定審査会の運営に要する経費であり、主なものとして、認定審査会委員 5 人の報酬及び費用弁償のほか、事務補助員の人件費などあります。

次のページ、93 ページになりますが、5 目福祉医療費、予算額 5,926 万 3,000 円であります。

重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、医療費扶助とその事務に要する経費であります。

94 ページをお開きください。

6 目老人福祉費、予算額 5 億 261 万円あります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であり、主な事業といたしましては、次のページになりますが、説明欄の上段、敬老祝金等支給事業 1,290 万 5,000 円については、主に 7 節報償費の敬老祝金であり、本年度は 80 歳の方が 316 人、87 歳の方が 163 人、100 歳の方が 12 人、合計 491 人の対象者を見込んでおります。

次に、老人クラブ活動支援事業 605 万 3,000 円については、主に 18 節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会に対する補助金であります。

次に、老人保護措置事業 1,023 万 8,000 円については、次のページになりますが、主なものとして、19 節養護老人ホーム入所者に係る保護措置費であります。

次に、介護を補完する各種サービス事業についてであります。説明欄の中段、食の自立支援サービス事業 596 万 3,000 円については、本年 4 月から健康寿命の延伸を目的に、全ての食事を管理栄養士やカロリー計算した健康管理食に一本化するもので、特に忠類地域では、これまで週 3 回夕食のみの提供でありましたが、今後は毎日、昼食と夕食を提供できることとなります。

次のページになります。

説明欄の上段、布団洗濯乾燥サービス事業 109 万 2,000 円については、サービスの事業開始から 27 年が経過する中で、ベッド生活や抗菌消臭速乾性を備えた機能性の高い寝具の普及など、布団を洗濯する頻度が低下する傾向にあることから、本年 10 月からは利用者を要介護 4 または 5 の重度の高

齢者としたほか、布団乾燥の回数を年3回から1回とするなど、事業を見直すものであります。

この見直しに合わせまして、下段の高齢者在宅介護支援事業 379 万 5,000 円では、介護用品等給付事業の対象品目として、新たに防水シートを追加し、重度の要介護認定者の方は毎日交換することで、より衛生面の充実を図るものであります。

98 ページをお開きください。

説明欄の上段、老人日常生活用具給付事業 42 万 5,000 円では、布団洗濯乾燥サービスの事業の対象とならない軽度の要介護者等については、自宅で毎日布団乾燥ができるよう、布団乾燥機の購入費用の一部または全部を助成するものであります。

次のページになります。

説明欄の下段、福祉バス運行事業 1,637 万 9,000 円については、主なものとして、福祉バス 3 台の運行委託料であります。

100 ページをお開きください。

7 目後期高齢者医療費、予算額 4 億 6,502 万 8,000 円であります。

説明欄の上段、後期高齢者医療療養給付事業 3 億 4,401 万 7,000 円については、主なものとして、後期高齢者の療養給付費等に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額となります。

8 目介護支援費、予算額 1,570 万 6,000 円であります。

説明欄の上段、介護予防支援事業については、要支援認定者に対する介護予防プランの作成に要する経費であり、主なものとして、介護支援専門員の人件費のほか、101 ページになりますが、12 節はケアプラン作成の委託料などであります。

9 目社会福祉施設費、予算額 340 万 6,000 円であります。

説明欄の上段、生活館維持管理事業については、千住生活館の管理運営に要する経費であり、主なものとして、管理人の人件費や生活館の光熱水費等であります。

102 ページをお開きください。

10 目保健福祉センター管理費、予算額 2,096 万 2,000 円であります。

説明欄の上段、保健福祉センター維持管理事業については、保健福祉センターの管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費の光熱水費、次のページになりますが、12 節は清掃委託や各種設備の保守点検に係る委託料などであります。

11 目老人福祉センター管理費、予算額 844 万 6,000 円であります。

説明欄の上段、老人福祉センター維持管理事業については、老人福祉センターの管理運営に要する経費であり、主なものとして、次のページになりますが、10 節需用費の光熱水費や、12 節は清掃管理のほか各種設備の保守点検に係る委託料であります。

105 ページになります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、予算額 3,664 万 7,000 円であります。

本目は、主にふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の中段、忠類地域通所介護事業運営費補助事業 1,200 万円については、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

次に、ふれあいセンター福寿維持管理事業 2,375 万 9,000 円については、10 節需用費の光熱水費や、主なものとして次のページになりますが、12 節委託料は、管理委託や清掃委託のほか、各種設備の保守点検に係る委託料などあります。

107 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、予算額 3 億 8,095 万 6,000 円あります。

説明欄の上段、児童福祉総務事務事業については、児童福祉全般に要する経費であり、主なものとして、次世代育成支援対策地域協議会委員 13 人の報酬及び費用弁償のほか、19 節扶助費、細節 2 児童手当は、延べ児童数で約 3 万 5,000 人分を見込んでおります。

108 ページをお開きください

2目児童医療費、予算額1億1,346万7,000円であります。

説明欄の上段、子ども医療費助成事業については、中学校卒業までの子どもに係る医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

109ページになります。

3目施設型・地域型保育施設費、予算額6億4,548万2,000円であります。

本目は、幕別地域5か所の認可保育所の管理運営に要する経費が主なものであり、本年度は541人が入所予定となっております。

説明欄の上段、町立保育所運営事業1億8,362万3,000円については、主なものとして、1節の代替保育士及び給食調理員などのパートタイムの職員や、2節のフルタイムの保育士、給食調理員などの人件費のほか、次のページになりますが、10節需用費、細節60賄材料費は、給食及び間食に係る経費であり、111ページになりますが、17節備品購入費は、経年劣化により老朽化が著しい机、椅子を木製品に更新するもので、本年度は札内さかえ保育所の机29台、椅子124脚を更新する経費などがあります。

次に、説明欄の中段、町立保育所維持管理事業1,379万8,000円については、主なものとして、10節需用費の光熱水費や、12節委託料の各種設備の保守点検に係る委託料のほか、次のページになりますが、14節工事請負費、保育所整備工事は、札内さかえ保育所の調理室に食器洗浄機設置と、幼児用トイレに手洗いシンクを2か所設置するものであります。

次に、説明欄の中段、私立保育所運営事業3億1,955万円については、12節委託料、細節5は札内青葉保育園、細節6は札内南保育園の運営に係る委託料、18節負担金補助及び交付金は、老朽化が進んでいる札内青葉保育園の建て替えに要する費用に対し補助金を交付するもので、本年度は実施設計費に対する補助であります。

次に、下段の認定こども園等施設型給付事業1億2,602万円については、主なものとして、13節負担金補助及び交付金、細節3認定こども園等施設型給付費負担金は、帯広市内の3か所の幼稚園が4月から新制度に移行することや、幼稚園の保育料の無償化に伴い、前年度予算に比べ大きく増額となっております。

細節4施設等利用給付費は、主に新制度に移行していない町内の私立幼稚園の保育料の無償化に伴う給付費で、113ページになりますが、細節5子ども・子育て支援事業補助金は、年収360万円未満相当の世帯に属する子どもや、小学校3年生からカウントして第3子以降の在園児の服飾費の徴収の免除に伴う私立幼稚園に対する補助金であります。

4目へき地保育所費、予算額7,958万1,000円であります。

本目は、幕別5か所、忠類1か所のへき地保育所の管理運営に要する経費であり、説明欄の上段、へき地保育所運営事業7,157万6,000円については、主なものとして、1節の忠類へき地保育所の事務員と代替の保育士などパートタイムの職員や、2節のフルタイムの忠類へき地保育所所長及び町内6か所の保育士の人件費のほか、次のページになりますが、10節需用費、細節60賄材料費や、115ページになりますが、18節負担金補助及び交付金、細節5へき地保育所給食費負担金は、学校給食センターに支払う給食代などがあります。

次に、説明欄の中段の上、へき地保育所維持管理事業800万5,000円については、へき地保育所の光熱水費や設備の保守点検などの維持管理に要する経費が主であり、次のページになりますが、14節工事請負費は、駒島保育所の物置設置工事に要する費用であります。

5目発達支援センター費、予算額1,375万9,000円であります。

主な事業といたしましては、説明欄の上段、発達支援センター運営事業1,347万4,000円については、発達に心配のあるお子さんに対する相談や支援などに要する経費であります。

本年度から、学齢児童に対する発達支援の対象を小学校3年生まで広げることから、パートタイムの保育士を1人増員し、療育体制の充実を図るものであり、主なものとして、職員の人件費のほか、117ページになりますが、12節は作業療法士及び言語聴覚士等の派遣委託料、18節負担金補助及び交

付金、細節4は南十勝こども発達支援センター負担金などであります。

118 ページをお開きください。

6目児童館費、予算額は7,671万7,000円であります。

本日は、児童館3か所及び学童保育所5か所の管理運営に要する経費であり、本年度は417人が入所の予定となっております。

説明欄の上段、学童保育所運営事業6,549万4,000円については、主なものとして、放課後児童支援に係る人件費のほか、119ページになりますが、10節需用費、細節60賄材料費のおやつ代などあります。

次に、説明欄の上段、学童保育所維持管理事業1,122万3,000円については、主なものとして、10節需用費の光熱水費などの管理費用のほか、14節工事請負費は、熱中症対策として全ての学童保育所にエアコンを設置する工事であります。

120 ページをお開きください。

7目子育て支援センター費、予算額2,121万2,000円あります。

説明欄の上段、子育て支援センター運営事業については、幕別子育て支援センター及び忠類子育て支援センターの運営に関する経費であり、主なものとして、保育士や代替保育士に係る人件費ほか、ファミリーサポートセンター事業に要する経費などあります。

122 ページをお開きください。

3項、1目災害救助費、予算額550万円あります。

災害弔慰金給付事業については、災害見舞い等に要する経費であります。

以上で民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたが、ここで質疑のある方の確認をしたいと思えます。ありがとうございます。

ここで、審査の途中でありますけれども、15時5分まで休憩とさせていただきます。

14:55 休憩

15:05 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款民生費について質疑を受けたいと思えます。

質疑のある方。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3点ほどお伺いいたします。

103 ページ、11目老人福祉センター管理費の老人福祉センター維持管理事業についてをお伺いいたします。老人福祉センターができて、もう38年になります。町としても、送迎バスやその都度の改修工事を進めるなどして、利用者から大変喜ばれているものです。現在の設置条例では、使用できる方の年齢制限を65歳以上とされて、この38年間過ごしてきたのですが、住民から60歳から利用できないかという声があったものですから、町としてそういう考えがないか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

二つ目が、116 ページの5目発達支援センター費、発達支援センター運営事業についてお聞きいたします。先ほどご説明の中で、発達支援センターの利用、小学校3年生まで引き上げるというようなことでしたが、今回、予算説明資料の中で、システムの構築をとというようなことが書かれていましたが、どういった内容で役割があるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

三つ目が、118 ページ6目児童館費、学童保育所運営事業についてお聞きしたいと思えます。毎年、支援員の方が確保できなくて、大変苦勞されているというお話をお聞きしているところでありますが、

今年度の支援員さんと補助支援員さんの人数の状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） 老人福祉センターの利用者、65歳以上であるものを60歳以上というふうなことを考えているかという質問でございますが、老人福祉センター、現在1日に大体160人から170人ぐらいのご利用がありまして、混んでいる時間帯は、結構混み合っている状況もありますし、また荒委員おっしゃられましたとおり、施設自体も老朽化していることあるので、今現在、60歳に下げるとことは考えておりません。

それと発達支援センター費のシステムの構築ということでございますが、発達支援センター、今現在、保育士等の療育事業に加えまして、相談機能とか、あと所属訪問とか、あとサポートファイルを導入して、サポートファイルで継続的な支援を行うというような形を行っている中で、療育の部分を小学校2年生から3年生まで上げるという形で、システムを進めていくというようなことで上げているところでございます。

あと新年度に、ペアレントトレーニングという事業も盛り込んでいくという予定をしておりますことから、システム構築を行っていくというような形で、のせさせていただきます。

私のほうからは、以上でございます。

○委員長（若山和幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 私からは、3点目の学童保育所の支援員の人数でございます。

今年度、主任支援員、支援員合わせまして21名の予算というふうに見ておりますが、こちらの確保が20名、そして補助支援員につきましては、8名の予算措置で、同等の8名措置ということになっております。

以上です。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 老人福祉センター費につきましては分かりました。

発達支援センター費についてお聞きしたいのですが、今回、小学校3年生まで引き上げたということで、平成30年度までの予算の決算書を見ますと、やはり学齢期が大変増えているのです。相談や発達の問題で、大変今回引き上げられたということは、大変よかったのかなと思っているところです。しかし、今回の予算書を見ますと、南十勝発達支援センターへの負担金、いわゆる5町でやっている共同組織なのですけれども、ここで負担金の640万円ほど出しているのです。しかし、幕別の発達支援センター費、ここに正職員の方が入られていないので、全体でというわけではないのですが、やはり1,300万円ほど、差が大体半分ぐらいで、幕別が頑張っているのかなとところがあります。やはり通所の方、それから利用者の方、考えると、圧倒的に幕別で利用されている方が多いのです。例えば通所ですと、南十勝ですと、忠類から入っている方が83名、平成30年度ですね。幕別の発達支援センターでは、1,800人ぐらいの方が利用されているのです。やはりこうしたことから、もう少し利用を広げられるような充実ぶりを考えられないかなと思って、お聞きしたところです。今回、特にパートの方を増やすことで対応されたというお話でありましたけれども、やはりここすごく専門性が必要な部署であるので、やはり研修や経験、大変重要になってきますので、町として今後の人材育成のために、正社員としての登用や、言語聴覚士さんを派遣するというお話がありましたが、町として言語聴覚士さんの配置の考えとかがありますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

学童支援員のことについてお聞きしたところなのですが、今なかなか人手が足りないというお話がありました。比率を見ますと、やはり支援員の方21名、今回20名の方、そして支援員の方、主任の方が5名いて、支援員という方が15名、そして補助支援員が8名というような体制でやっていくのだろうかと思うのですが、やはりここで大きな問題なのが、支援員と補助支援員さんの比率なのですよ。一部の学童に要は偏っていないか、要は状況にもよるのですけれども、支援員さんがそんなになくて、補助支援員さんで多くを頑張っているところとか、ここは全部支援員さんで頑張っている

というような状態の中で、やはりなかなかシフトを組みにくいというような声も聞かれたものですから、この辺の改善をぜひ考えていただければと思います。

すません、もう一つ忘れていました。毎年、お聞きしているところですが、備品購入費についてです。学童として買ってほしい備品、現場の声に伝えられる金額になっているのか、ちょっとお聞きしたかったのです。昨年度の決算委員会のときに、やまびこ学童のほうで本の更新を進めているというご答弁をいただいたところですが、しかし、少し前に学童の指導員の方にお話を聞いたら、びっくりされていました。要は本の購入はほとんどされていません。要は更新というような響きはちょっとどうなのかなということ、ちょっと驚いておりました。特にある学童保育所では、2015年とか2017年度の雑誌はぼろぼろの状態で置かれているのです。大変こういった状態を見て、保護者の方から使っていないので置いてくださいと、寄贈してくださる方もいらっしゃる場所もあるのです。やはりこの備品購入費をしっかりと町として整備していく考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 学童保育所についてでございます。補助支援員の配置の関係だと思いますが、こちらのほうについて、確かにつくし学童だとかというところは、人数も多くて、配置も多い中で、支援員の配置がちょっと十分でない部分があるのですけれども、補助支援員については、ある程度この学童保育所にも行けるように、配置どこでも動けるような体制もある程度取りながらやっておりますので、適正な配置に向けて、また今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと2点目の備品のお話でございます。遊具だとか玩具、図書等の更新ということなのですが、以前もお話ししましたように、備品購入費だけではなく、消耗品費、こちらのほうでも教材ということで、図書などの、あと軽微な玩具、そういったものも更新を進めているところがございますが、現場の声の中では、図られていないというようなお話もあったということなのですが、またその辺、こちらからも、もちろんきちんと伝えた中で、更新を図れるよう徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） 発達支援センターで、現在、派遣を受けて療育を行っているところなのですが、作業療法士が月に3回と、言語聴覚士が月に1回という形で、大体週に1回どちらかの療法士が来るような形で、委託を行って、専門的な療育のほうを行っております。今現在は、言語的なところで支援を必要な子が、月1回の療育の形で間に合っているような状況なので、言語聴覚士の正職員の採用ということは、今の段階では考えておりません。

以上です。

○委員長（若山和幸） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 発達支援センターにつきましては、今は配置の考えはないというようなお答えでありました。何度も言いますが、ここすごく専門性が必要です。派遣していただける作業療法士さんや言語聴覚士さんは、本当に専門性や経験が一定程度ないと、なかなか子どもたちの対応という意味では、すごく難しいところあるのです。やはり子ども一人ひとり違うものですから、その経験が次の子どもたちに生かされるかと言ったら、またちょっと違ってくる場合もあってくるのです。すごくそういった問題で、町としても専門職を配置して、細かな手当をしていただければと思います。特に町として、あるいは言語聴覚士さんが必要ないという判断をされたとしても、実は療育をする過程でちょっとその部分が弱かったのではないかと、発達に少し問題があったのではないかとというようなことを、南十勝発達支援センターのほうでお聞きしたものですから、やはりそうした専門的な人達を配置することの優位性は大きいものがありますということをお聞きしたものですので、ぜひ町としても、さらなる充実を求めて、今後考えていただければと思います。

支援員さんにつきましては、大変ご苦労されているところではありますが、やはり収入の面で安定していないというところが多く聞かれていますので、ぜひその辺の改善も含めて、今後考えていただ

ければと思います。

備品購入費につきましては、問題はこれ全て現場の先生たちから聞かれていることなのです。指導するとかではなくて、現場の声を聞いて、よりよいものにつくっていくことが、やはりそこにいる子どもたちのためにもすごくなると思うので、ぜひ町としてもなるべくその要望に応えられるように、ぜひご努力をお願いできればと思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部課長。

○住民福祉部長（合田利信） 作業療法士とか言語聴覚士、こういった正職員の配置をとということではありますが、基本的にどういった療育を進めるかという中で、今は派遣という中で対応できていると。ですから、これがやはり延びてくる、そういった療育、必要性があれば、そういったことも考える時期が来るのかもしれませんが、現時点においては、派遣の中で賄うことでいけるのかなと思っております。

以上です。

○委員長（若山和幸） いいですか。

（関連の声あり）

○委員長（若山和幸） 関連、野原委員。

○委員（野原恵子） 学童保育所の件なのですが、今、荒委員、学童保育の充実について質問したのですけれども、1点トイレの改修という要望も出ておまして、今、学童保育のトイレ、和式と洋式というふうになりまして、数少ないトイレの中で、洋式は子ども使えるのですけれども、和式はなかなか使えないということで、和式を洋式に改修してほしい、こういう要望も出されております。ぜひ学童保育所のトイレを見ていただきまして、しっかり要望を聞いて、改修できるところは早めに計画の中に入れて、改修をしていくことが必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） ただいま学童保育所のトイレの改善ということで、さらに実態をもう一度把握させていただきながら、そういった改善に努めていきたいというふうに考えます。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑ございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 2点お伺いします。

一つは、93 ページのひとり親家庭等医療費助成事業についてです。対象となるひとり親世帯の数はどれくらいになるのでしょうか。親の通院にかかる医療費は、助成の対象になっていませんが、帯広や音更のように助成してほしいという声があります。実施するには、9月の決算審査特別委員会のときの回答では、1,300万円から1,500万円ぐらいかかるということだったのですけれども、子どもの生活実態調査の結果からも、ひとり親家庭の貧困が深刻だということが出ていましたので、今支援すべきときではないかと考えていますが、その考えはありませんか。

二つ目は、98 ページの介護福祉士資格取得費補助事業についてです。これ何人にどのような内容の助成を見込んでいるか、お答えいただきたいと思います。また、1人当たりの助成の上限額はあるかどうかをお願いします。

それと、平成30年度の決算資料を見ますと、平成28年度から毎年、この事業の利用者が、30人、26人、19人と減ってきていて、今年度はさらに縮小となる予算になっています。高校生の利用希望者が減っている反映かもしれませんが、町にとっては必要とされるだけの介護士を確保するために、高校生のみを対象にした今の制度で十分と考えているか、拡充についての考えは検討されているか、お答えください。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） まず1点目のひとり親家庭への対象者の状況ですけれども、本年1月末現在の数字で申し上げます。ひとり親世帯数が347世帯、そして対象人数が797人でございます。そ

れから、2点目のひとり親世帯の親の助成の拡大についてでございます。本町におきましては、北海道が実施するひとり親家庭等に対する医療給付事業を活用しまして、親に対しましては、入院として訪問看護に要する医療費の助成を行っているところでございます。医療費につきましては、依然として増加傾向にあるという状況ではございますけれども、本町におきましては、時代を担う子どもたちの健やかな成長と安全・安心して子どもを育てられるまちづくりの推進のため、平成27年10月から中学生までの医療費の無料化を拡大するなど、子どもさんに対する支援策を優先的に実施してきているところでございます。このようなことから、ひとり親家庭の親に対する医療費の助成については、まずは子どもからというところで、現時点においては、拡大をする考えはないところでございます。

あともう一点、ひとり親の医療費助成のなのですけれども、冒頭で申し上げましたとおり、北海道の助成を活用してというところで、これについては全国統一的ないわゆる制度化を図るなど、適切な措置を講じるよう、全国町総会を通じて、引き続き要望を行ってまいりたいというところでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 私のほうは、介護福祉士資格取得費の補助金の関係をお答えさせていただきましても、こちらにつきましては、学生または保護者が町内に住所を有している場合に、学生が福祉課コースを持っている高校に通学した場合に、諸経費について助成をするというものなのですけれども、内容としましては、実習費用と介護福祉士の受験の手数料、こちらについて補助をするというものであります。1、2年生については受験がないので、当然実習費用のみということなので、1回1年当たり、1万円の助成ということとなっております。3年生につきましては、実習費用に加えて受験手数料がありますので、1万5,000円を助成しているというところであります。利用者が年々減っているということなのですけれども、こちら主には江陵高校の生徒を対象としておりまして、こちらもう募集をしていないものですから、毎年1学年ずつ減っていくということなので、令和2年度については、最終の3年生のみということなので、人数のほうが減っているということでもあります。ですので、拡充という話ありましたけれども、制度につきましては、逆に令和2年度をもって廃止するというところで考えております。

○委員長（若山和幸） 酒井委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） お伺いいたします。

ページ数では、113ページになりますが、保育事業におけます、何点かまたがりです。一つは112ページの18負担金補助金及び交付金、札内青葉保育園建設費補助金、ここで説明資料によりますと、令和3年度を建設年次として、定数90から120に増やして、建設を予定していくと。今回は実施設計費ということでありました。青葉保育所は、過去に120の定員を持っていたながら、90に減らしてきた計画がございます。今回、また120に戻すということではありますが、その経過についてお伺いしたいと思えます。さらに、この下のページ、113ページの10認可外保育所施設保育料助成事業の中の、負担金補助及び交付金の認可外保育施設保育料助成事業補助金、説明では定員を超える、いわゆる待機児解消のために、町の子どもたちを他の施設で預かっていただくという内容が書かれております。ずっと問題になってきておりました待機児解消が、この令和2年の予算の中では、令和2年の事業の中では、まず解消されるのかどうか。伺います。

以上2点です。

○委員長（若山和幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） まず1点目の札内青葉保育所建設補助金の関係でございます。こちらについては、ただいまお話しのとおり、90名から120名の定員にするというもので、近年の保育ニーズの増加に伴いまして、そういったものを解消できればということで、定員のほうを増やして建設すると

というようなことになっております。面積のほうも大きな面積をもって、120 というようなものでございます。

2点目の待機児童のほうでございます。こちらのほうについては、現時点の令和2年度当初の待機児童の見込み数については、1歳児5名、2歳児1名、3歳児6名の合計12名となっております。なお、そのうち3歳児5名については、幼稚園への入園を検討されておりますことから、除くと7名ということになりますが、あくまでもこちらは4月にならなければ確定しないものでありますので、今の段階としては、見込みの数ということを申し添えたいと思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） もう3月ですから、4月の確定を見ないと、あくまでも見込みだということでありまして。しかし、入所を希望されている人にとっては、入所できるのかどうかということの判断が、いつきちんとできるのか。現時点でも入所できないのではないかと不安に置かれている保護者がいらっしやるのかどうか。受け入れ切れないと想定される子どもさんがいらっしやるのかどうか、そこが大事だと思うのですけれども、どうですか。

それと、青葉保育所のニーズに応じて30名定員を増やすということなのですけれども、これは何歳児の部門で定員を増やそうとしているのか。できれば全年齢の定員数を示していただきたいと思っております。

○委員長（若山和幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 先に待機児童のお話のほうからいきます。今現時点で、先ほど12名ということでお話しさせていただきましたが、3歳児5名については、今、幼稚園のほう検討しているということなので、こちらについては今後4月にならなければ、ちょっと確定した数字が分からないというのが今お話しさせていただいたところです。ただそれ以外の方、現在不明ということになっておりますので、もちろん認可外保育所のほうもご利用されるというふうにもなってくるのかなというところもあるので、そういった場合については、別のほうの補助金、こちらのほうの補助金で、申請が出た中で、内容については確認できるというふうになっておりますので、4月を超えれば確定した待機児童数ということをお話しできるのかなというふうに思っております。

続いて、青葉保育所の建て替えによります、各年齢ごとの定員数でございます。まずゼロ歳が3人から10人、1歳児が12人から15人、2歳児が15人から20人、そして3歳、4歳、5歳、それぞれ20人から25人ということで、合計30名の増ということになっております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 前段の説明ですと、要するに確認できないのは幼稚園のほうの5名だけであって、このままいきますと、その幼稚園に希望されない方の残りの方、12名のうちの7名は、希望する保育所に、幕別町に今入所を希望しているのだけれども、希望する保育所に4月の1日時点では入れないということですね。そういうことなのだと思うのですけれども、この状況を、今々始まったことではありません。待機児の問題は、2年ほど前からじわじわと出てきています。こういうことをきちんと解消してほしいということを、再三機会あるごとに求めてきましたら、なかなか保育所の確保ができてなくて難しいというようなことで過ぎておりました。そこは、それだけの理由であれば、努力をすることによって保育士を確保し、各施設で公立の保育所、施設も同じですけれども、受け入れることは努力によってできるのではないかとこのように思うのですけれども、どうでしょうか。

それと青葉保育所のニーズに応じて、定員が増えるということではありますが、実際には定員が増えているというところは、今、待機児のことでもお示しいただきましたけれども、3歳以下なのですよね。入れないというのは。そうすると、当然その3歳児以下のウエートが増えて、受け入れていくということなのですけれども、ここでもそういう数字が反映されているのだろうというふうに押さえたのですけれども、町としての待機児解消の姿勢は、町内には地域的には、札内、本町、忠類ということではありますが、これ待機児が多いのは札内ではないかと思うのですよね。ここも確認させていた

だきたいのですけれども、そうすると札内の町営の保育所と民間の保育所、全保育所できちっと待機児を解消するというような計画を持って臨まないといけないと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○委員長（若山和幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 1点目と2点目、積極的に待機児童解消ということでの、同じお話になったのかなと思うのですが、一緒にお答えしたいと思います。

まず、ありますのは民間の各保育施設との連携強化して、認可外保育所とのほうとも調整を図って、そういった認可外保育所を利用する保護者に対しては、先ほどもお話したように補助金の交付をして、差額を助成するなど効果的な対策を講じたいということと、今の青葉保育所の定員の増、こちらのほうで、まず札内のほうがやはり定員のほうが、かなり厳しい状態があるというのは、この第2期の幕別町子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の中でも、ご説明させていただいたところですが、一応計画の中では、令和4年供用開始時には、そういった待機児童はないというような計画にはなっております。ですので、それに向けて、先ほどの補助金、そして他の施設との連携、そういったもので、待機児童の解消に向けて努めていきたいというところがございます。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 申すまでもなく、待っている子どもさんにとっては、そのときそのときなのですよ。2年後、3年後に解消されるというふうなことも大事ですけれども、今、困っていらっしゃる保護者の方たちがいる。これをどうするかということで、それでお答えでは連携して他の施設にもお願いして、保育をしていただくのだということなのですから、結局寄せられた意見などを聞いてみると、いつ入れるか分からないという状況が続きながら、つなぎ的に紹介された保育所をお願いをして、いろんな負担は、リスクはあってもお願いをしていくという形を取るのだけれども、いつまでそれが続くのかという、それがなかなか見えないと。一時的につなぎの保育所をお願いをして、そこで保育をしてもらうということは、了としたとしても、それはあくまでも一時的であって、長期にきちっと見ていただこうと思ったら、希望するところにきちっと入れていただきたいのだと。これは当たり前だと思いますよね。そうすると、町側はいつもスペースはあるのだけれども、保育士がいないのだというようなところから出まして、なかなかそれが受け入れられないと言ってこられましたよね。そこを解決するというのも、新年度からちゃんと力を入れてやらなくてはいけないのではないかと。うふうに思うのですよ。そこはどのようなふうにご努力されてきましたか。それで保育士の見込みなどについては、どうなのですか。このようなというか、別なところに預けるよりは、希望するところに直接入れるのが一番いいわけですから、そのための手だてというのは、十分取ってこられているのですか。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 待機児童がないのが一番で、それは私どもも思っております。しかしながら、昨年当初で9人の待機児童が出てしますと。待機児童出ないように、やはり進めて行く中では、今、第2期子ども・子育て支援事業計画の中で待機児童をなくすような方策として、5年間の計画を定めようとしております。

その中においても、やはり今1年目、令和2年においては、やはりそこを待機児童がなくなるというような、すぐなくすということはなかなかできないのが現状で、今、課長のほうで今12名出ると。これ今すぐ埋めたとしても、待機児童、子どもの受け入れについては、ほとんど令和2年が大体ピークなのではないかと。これからは若干子どもが減る中で、今何かやることによって、結果的にパイが大きくなって、じゃあ何も使えないというよりも、今、計画の中では令和3年度建築して、令和4年度の青葉保育所、この中で一定の待機児童を解消していく。ここがもうピークを過ぎたあたりではないのかという中で、私ども考えております。

それと保育所の確保対策、これはもちろん考えておりまして、今年令和2年からは、会計年度任用職員ということで、保育士を含め給料だとか手当、そういったことの中で、処遇面の改善を行ってお

ります。ただ実際に、なかなか保育士応募、こういったこと確保できていないのも現状であります。正職員の応募に関しても、なかなか応募がならないという中で、保育士の確保には、もう第一の課題だという捉えはあるのですが、なかなか難しいというところもあります。そういう中では、令和2年度に向けても、ぜひ保育士を確保しながら、待機児童の解消は図ってまいりたいと考えております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今がピークで、2年たったなら少なくとも少しは減っていくだろうと、待機児は出なくなるだろうと。しかし、青葉保育所のこの増設の増えている分、30人というのは2年後なのですよ。だから、2年後以降のことについては置いておいて、それはそれでいいのだろうと思うのですが、この1年2年をどうするかということなのですよ。そこで、そういった無認可の保育所に協力をお願いして預かっていただいて、乗り越えてこられたのだと思うのですけれどもね。しかし繰り返し言いますように、特に月齢が低ければ低いほど、近くの施設、希望するところというのは、親御さんの、保護者の強い願いであるわけですよ。その状況は、前からずっと分かっている、それで何とか対応できないかという中では、施設の面積、スペースはあるのだと、だけど人がいないのだというようなことが、ずっとありました。それでなぜ人がいないのだということになれば、募集してもなかなか来てくれない。では条件が悪いのではないかということを書いてきたら、それでもというような、何度もやり取りをしながらここまで来たのですけれども、でも私はやはり条件のこともあると思いますし、町がその保育所に希望どおり預かってもらうという点では、安易には思っていないけれども、ほかに受け入れてくれるところがあるのだ、それで保護者はよしとしているのだというふうに受け止めていたら、駄目だと思うのですよね。

やっぱりみんなご苦労なされて、先ほど言いましたように、何とか短い期間をしのいで、そしてきちっと常設に落ち着きたいというのは、これ当たり前だと思うのですよ。そういうのを今々始まったことではないわけですから、私はこれが今年から初めて待機者が出たのだということであれば、こういった手法も致し方ないと思うのですけれども、もう3年になるわけですから、この事業としては、もう少し根本的な解決をするという点での取組が不足していると言ったら申し訳ないのですけれども、でもやっぱりもうちょっときちっと力を入れていただきたい。よそに預けられる、よそには保育士がいるわけですから、なぜうちでは保育士を雇えないのだろうか、そのようなことも検討されましたか。どうして施設はあるけれども、人がいなくて預かれない、ここがどうして突破できなかったのでしょうか。できないのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） よそに保育士いる。もちろん認可保育所もありますし、認可外もあります。そこの運営の中で、保育士さんが採用されているというところもあります。もちろん処遇を上げてでも、結局そこは取り合いになってしまって、では幕別町の保育士が十分に確保されれば、ほかの町の、他町の保育士はどうなってもいいのかということになる。そんなことはならない中で、やはり必要な保育士を配置していく努力は、今後も続けてまいりたいと思っております。しかしながら、現実的にはなかなか厳しいと。

あと潜在保育士の掘り起こしも、帯広市などもやっております。そういった中には、私どもと一緒に協力しながら、潜在保育士の掘り起こしをして、ぜひとも幕別町の待機児童の解消につなげてまいりたいと考えております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ちょっと厳しいこと言いましたけれども、ぜひ解決してほしくてお尋ねをしました。

それで、よその町の保育士さんを、何というんですか、いなくて、うちだけいけばいいなんてことは毛頭思っておりません。十勝一元で、こういう問題解決していくというのは、大事だと思います。

そこで例えば私、会計年度任用職員のことについては、総括のほうでお尋ねしようと思っておりますけれども、例えば保育士の任用の期間なんかについても、音更町は7年間あるけれども、うちの

町は5年間だとか、違いはやっぱりあるわけですよ。そういうところなども、もっともつきちっと精査しながら、うちの町、この魅力ある幕別町に来て、保育するのだという人を、ぜひそういう方たちに目を向けていただけるようなアプローチの仕方、こういうのもっともっと検討いただいて、早期に解決していただきたい、このことを求めて終わります。

○委員長（若山和幸） 回答はいいですね。

ほかに質疑。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1点だけお伺いしたいと思います。

ページ数86ページ、細節3の民生委員活動費交付金というところで、498万1,000円が計上されておりますが、今、我が町で民生委員が主任、児童委員も含めまして、64名ということですが、今、本当に世の中では、高齢化が進み、成り手不足とささやかれている中で、本町のこの委員さんの、今分かる範囲で構いませんが、平均年齢また年数はどれくらいされているのかをお聞きしたいと思います。といいますのも、やはり昔の民生委員さんよりも、さらに今は扱う問題が多様化しているということから、現在はこの民生委員さんで充足をされているのか。またこの活動費の交付金で、本当に足りているということは言えないと思いますが、何とかこれでやっていけるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） ご質問の民生委員さんの平均年齢でございますが、今はちょっと分かりません。ただ、平均大体65歳、70ちょっと前ぐらいの方が多かったのですが、今回、昨年12月に一斉改選行って、今まで若い方あまりいらっしゃらなかったのですが、数人若い方、40代ぐらいの方、前後の方が数人入られたので、若干平均年齢は下がったかなというふうには思っております。

長い方もいらっしゃいますし、今回22の方が新しく変わられて、今1期目になっております。長い方では、この改選で長かった方が辞められておりますので、たしか5期15年の方が一番長かったかなというふうに記憶しております。

あと交付金で足りているかということでございますが、民生委員さんは基本的にはボランティアという形で、無報酬でございます。ただ国のほうから、活動費ということで、若干の活動に係る費用が出ております。その中で使っていただいて、足りている足りていないということを言いますと、その方の活動の内容にもよるかとは思いますが、報酬についてはないというような状況で活動をいただいているところでございます。

以上であります。

○委員長（若山和幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 交付金に関しましては、本当にうちの町もお金たくさん余っているわけではないので、本当にやりくりしながら交付金を出しているということは、重々承知はしているところではあります。まず成り手不足というところが一番心配、危惧するところではあります。今はこの状況ではあります。新人もたくさんなられたということではあります。この先のことを考えますと、これから政府では本当に高齢者の再雇用ということもありますので、これからさらに成り手不足ということが考えられるのではないかと思います。町としては今後どのように考えているのかをお聞きいたします。

○委員長（若山和幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 民生委員さんはいろんな相談等を受けて大変なわけですが、民生委員さんは相談を受けることもそうですけれども、関係機関につなぐということが大きな仕事かなというふうな考えておりますので、住民の方々から相談受けたら、行政につなぐ、福祉課につなぐということをお伝えして、なるべく負担にならないような形で、活動できるようにしていきたいというふうに思っております。

- 委員長（若山和幸） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） ぜひとも民生委員さんの成り手不足ということが、うちの町ではないように本当に負担が少ないように、ぜひとも考えていただきたいと思います。
- 以上でいいです。
- 委員長（若山和幸） ほかに。
- 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 1点質問させていただきます。
- ページ数で言うと、111 ページ。1 番上段になります。町立保育所運営事業の備品購入費のところになります。二つ目、保育所児童用机、椅子ということで、その上の保育用備品と合わせて、287 万 7,000 円の予算が計上されているところでもあります。森林環境譲与税活用事業を確認する意味で、ちょっと数字を聞かせてください。まず、この机、椅子の発注先は町内事業者ということになるのでしょうか。それから机、椅子、単価はそれぞれ幾らになるのでしょうか。こういう形で机と椅子を発注するわけですけれども、何かデザインなど工夫された机や椅子、そういうことになってくるのでしょうか。
- 以上です。
- 委員長（若山和幸） こども課長。
- こども課長（西田建司） 保育所の備品の中の机、椅子ということでございます。まず発注先については、現段階では町内事業者を検討していると、考えているというところでございます。ただ冒頭、部長からもお話ししました、机 29 台、椅子 124 脚ということで、年齢に応じてそれぞれテーブルの大きさだとか変わってきますので、単価が実はそれぞれございます。それをそれぞれお話ししたほうが…。単価がそれぞれ設定されています。あくまでも机 29 台、椅子 124 脚分の事業費ということになっております。あとデザイン等については、その部分は現段階では、どのような形というものまでは、検討しておりません。
- 以上です。
- 委員長（若山和幸） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 数字のことはもう少し何か目安になるようなことを、何かの基準で答弁してくれないと、分からないですね。では、一番台数が多く出る椅子、机の値段を答弁していただいて、それを私のほうでは、大体の目安でこうなのだというふうに聞きたいと思うのですが、それならできますか。
- 委員長（若山和幸） こども課長。
- こども課長（西田建司） 申し訳ございません。椅子、机の関係ですが、先ほどお話しいたしましたように、各年齢に応じたものとなっております。おおむね約 3 万円というような単価設定もありながら、まず机はですね。そして椅子のほうは 1 脚おおむね 6,000 円というような形で積算を行っていききたいというふうに考えております。
- 以上です。
- 委員長（若山和幸） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 積算を行っていききたいというのは、どういうことですか。予算でこうやって数字が出ていて、それは積算がされていて、この予算が出されているということではないのかなと思うのですけれども、今の答弁の仕方、ちょっととても十分なものとは思えないのだけれども、そういう予算だと、それが単価の平均的な数字なのだということで、答えたということ聞いていいのですか。
- 委員長（若山和幸） こども課長。
- こども課長（谷口和弥） 大変申し訳ございません。最終的には入札と発注事業というふうになるかと思しますので、積算根拠を今こちらのほうで詳細にお示しするというのは、発注段階での積算になるのかなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。
- 委員長（若山和幸） ほかに質疑ございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 97 ページ、外出支援サービス事業の老人福祉費、外出支援サービス委託料、この点、何度かお聞きしているのですけれども、平成 30 年度の決算では、幕別 178 人、忠類 21 人の 199 人。今年度の予定は何人になっているのかお聞きしたいと思います。

また、利用時間なのですけれども、利用時間が何時から何時になっているのか、また帰りなど診療の関係で時間が延びたときなどの対応をお聞きしたいと思います。それと、今までの利用要件なのですけれども、利用している方の条件、この改善が行われているのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 昨年、委員おっしゃるように、人数のほう、決算資料でお示したところがありますけれども、今年度につきましては、今現在のというか、令和 2 年 1 月末現在の数字になりますけれども、幕別地区が 158 名、忠類地区が 23 名、合わせて 181 名ということとなっております。利用時間についてなのですけれども、基本的には私どもと同じような感じ、8 時 45 分から 5 時半までというような設定ではあるのですけれども、もちろん病院、朝早く受付しないと混んでしまうという部分もありますので、その辺については臨機応変に対応はさせていただいております、なるべくご本人さまの希望に合うような時間には、出勤するようなことで対応はしております。ですので、帰りの時間についても、ある程度、病院のほうに長引いたりですとか、外出の目的が長引いたときには、時間外対応なりをして、送迎のほうを対応するような形で行っております。

あと、対象者の見直し、改善なのですけれども、これにつきましては、ずっといろいろとやり取りはさせていただいております、現時点で要綱上、対象者の見直しということで、行っているものはございません。ただ、委員おっしゃられましたように、180 名近くが昨年も利用しているということで、ちょっと以前にもお伝えしましたが、今リフト車、ワゴン車、それぞれ 1 台ずつということなので、多いのはほとんどワゴン車なので、ワゴン車が各利用者に乗せて、送迎をしているのですけれども、大体 1 日平均 10 人前後を送迎しております、なので 10 人のお宅に迎えに行きまして、そして用事な場所にお届けしまして、また用事が済んだらそちらのほうに迎えに行きまして、またご自宅のほうに送るというのを、ワゴン車 1 台、あとはリフト車の空きを利用して活用しているところなので、正直言いますと、今現在でも、この台数である程度、輸送のパイというのでしょうか、かなり限界に近いという部分がございます、例えばいつも言われていますように、日中独居の話もございますけれども、日中独居について全員を対象にしますと、逆に言うと今の体制では、とてもちょっと送迎のほうに対応できるような状況にはございません、そうすることによって、本当の独居の高齢者ですとか、高齢者夫婦のみの世帯の送迎ができなくなるということにもなりかねませんので、今のところは、いつもちょっとお答えはしているように、ケース・バイ・ケースで対応させていただいているところでもあります。

こちらにつきましては、この補完事業の一環で外出支援サービスというのをやっているのですけれども、今回 20 年以上補完事業は経過しております、職の自立支援サービスだとか、その辺について大きな見直しを行ったところでありまして、外出支援サービスにつきましても、見直しのほうは当然していきたいというふうには考えております。いずれにしても、このサービス、真に必要とする方に対して、将来にわたって持続可能となりますように、効果的な事業の構築に向けては、十分検討していきたいというふうには思っておりますので、今後その対象者の部分に含めましても、検討につきましては行っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 決算の状況を見ますと、経年を見ますと、だんだん利用人数が減ってきておりますね。31 年度はちょっと分かりませんが、今年の 2 月 1 日では 158 人、平成 30 年度から見ると幕別は 20 人減っております。忠類は 2 人増えております。こういう状況を見ますと、なぜ人数が減

ったのか、こういうところもきちんと見ていきながら、こういうところでは、要件がどのようになって、同じ要件の中で人数が減ってきたのか、そういうことであれば、利用希望者が多いわけですから、そういうところに対象も広げて、利用を促していく、利用を受け入れていく、そういうことも必要ではないかというふうに考えます。まだ本当に希望する方は多いわけですから、そういう検討もしていくべきではないか、それが1点です。

利用時間は8時45分から夕方5時半まで。5時半までということは、これは病院に5時半までいてもきちっと送ってきてもらえる、こういう時間の範囲内に入るのか、それとも病院から用件が終わってから幕別に着くのが5時半なのか、その辺をきちっと確認したなと思うのですけれども、例えば病院がちょっと診療が長引いて時間が遅れた場合には、病院で5時とか5時半に終わったときの送りはどうなるのか、その点を確認したいと思います。

それと、利用要件の拡大ですね。ぜひこのところも広げて行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず、確かに要件のほうは変わってはおりませんし、対象となりそうな方の掘り起こしというのでしょうか、そういったのも全て変わってはおりませんので、たまたま利用される方がちょっと減ってきているというような状況にはありますので、こちらのほうで利用を控えさせているだとか、そういったような現状ではないということだけは、ご理解いただきたいというふうに思っております。

時間のほうにつきましては、先ほどもちょっとご説明はしたのですけれども、当然5時半過ぎたら、もう、はい、終わりですと、あなた送迎できませんという話では当然ございませんので、5時半過ぎたとしましても、その方が家に送り届けるまでは、こちらのほうでは十分対応はさせていただいているというところであります。

あと、見直し等につきましては、先ほど説明したとおりでありまして、今後につきましては、どのような形でこのサービスを見直せばというか、検討すれば、持続可能なサービスとなっていくのかというのは、十分内部のほうでも検討はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 利用時間なのですからけれども、途中で時間が医療が終わったときに、病院にかかったときに、例えば5時半に終わっても終わってなかったら終わるまで待っていて、きちっと幕別まで、自宅まで送る、この点の確認をしっかりとしていきたいと思います。

実は、時間が伸びたので帰ってくる時はタクシーで帰ってきたと、そういう事例もありますので、その辺の確認をしっかりとしたいと思います。そして、車の運転をされている方にというか、関わる場所にきちんとこの点は周知していただきたいと思います。

それと、利用要件の拡大を今考えていないということだったのですけれども、それではこの制度の周知をしっかりと民生委員の方ですとか、それから老人クラブですとか、そういうところでしっかりと周知していただきまして、本当に困っている人が利用できる、そういう周知をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 利用時間の関係なのですからけれども、今委員おっしゃったような話、私のほうでちょっとそういった話、聞いてはいなかったものですので、それにつきましては改めてこちらのほうから委託事業者については確認したいと思いますし、基本的には時間外対応ということで、対応していきたいというふうには考えておりますので、確認のほうさせていただきたいというふうに思っております。

あと、周知のほうにつきましては、もちろん今も周知についてはやっておりますけれども、委員おっしゃるように、いろんな場面、民生委員ですとか、あと老人クラブとか、そういった出前講座も含めてなのですからけれども、そういったいろんな場面、活用した中で、こういったサービスございます

ということで、周知のほうは今後も続けていきたいというふうには考えております。

○委員長（若山和幸） ほかに民生費に対して質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 民生費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時20分まで休憩いたします。

16:08 休憩

16:20 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

123 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算額3,885万9,000円であります。

説明欄の上段、保健衛生総務事務事業2,171万9,000円については、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、主なものとして内科医師7人と、歯科医師11人に係る報酬及び費用弁償、担当保健師の人件費のほか、次のページになりますが、17節備品購入費は、保健指導の訪問に係る公用車の購入などであります。

次に、説明欄の中段、地域医療対策事業1,714万円については、医療の提供体制の確立に要する経費であり、主なものとして18節負担金補助及び交付金、細節3の高等看護学院に係る負担金や、細節5の帯広厚生病院運営費補助金などであります。

2目母子保健対策費、予算額2,383万6,000円であります。

本目は、妊娠期から子育て期にわたり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに要する経費であります。

説明欄の上段、母子保健対策事業106万2,000円については、主なものとして、よちよちサロン、歯みがき教室、パパママ教室等の実施に要する経費であり、保健師、歯科衛生士、助産師など担当職員に人件費のほか、実習材料費などあります。

125 ページになりますが、説明欄の中段の上、乳幼児健診事業315万7,000円については、乳幼児健康診査の実施に要する経費であり、主なものとして、保健師、看護師、栄養士及び歯科衛生士など担当職員の人件費のほか、8節旅費、細節1は、乳幼児健診に係る医師の費用弁償などあります。

126 ページをお開きください。

説明欄の上段、妊婦・産婦健診事業1,581万円については、主なものとして、妊婦一般健康診査に係る委託料や、妊婦健診及び産婦健診に対する助成に要する経費であります。

次に、説明欄の中段の下、妊娠・出産包括支援事業110万7,000円については、主なものとして、産前産後サポート事業に係る助産師に対する謝礼や、産後ケア事業に要する経費であります。

127 ページになりますが、説明欄の上段、不妊・不育症対策事業270万円については、主に特定不妊治療や一般不妊治療、不育症治療に要する費用に対する助成金であります。

3目予防費、予算額6,527万4,000円あります。

説明欄の上段、予防接種事業については、感染症予防のための予防接種などに要する経費であり、主なものとして、10節需要費は細節70の定期予防接種に係る医薬材料費、12節委託料は定期予防接種に係る委託料、次のページになりますが、説明欄の下段、18節負担金補助及び交付金は、予防接種や抗体検査に係る自己負担分の助成などあります。

129 ページになります。

4 目成人保健対策費、予算額 3,624 万 4,000 円であります。

本目は、成人に対する健康づくりのため、健康相談、生活習慣や食習慣の改善、各種健康診査やがん検診などに要する経費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の下段、生活習慣改善事業 63 万円については、運動習慣の普及や健康意識の啓発に要する経費であり、主なものとして、7 節報償費、細節 1 はおなか痩せトレーニングなどの運動講座の講師謝礼、細節 2 は健康ポイントラリー記念品などであります。

130 ページをお開きください。

説明欄の中段、疫病対策事業 1,235 万 6,000 円については、町民の疫病の予防や早期発見、早期治療により、健康寿命を延伸するため各種検診の受診に要する経費であり、主なものとして、12 節委託料は人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種検診の委託料などあります。

131 ページになります。

説明欄の上段、がん対策事業 2,238 万 8,000 円については、がんの予防教育及びがん検診の受診率向上のため、クーポン券発行やはがきによる受診勧奨を実施するなど、がんの早期発見のための各種検診に要する経費であり、主なものとして、11 節役務費はクーポン券やはがきによる受診勧奨の発送に係る郵便料、12 節委託料は各種検診の委託料などあります。

132 ページをお開きください。

5 目診療所費、予算額 3,700 万円あります。

説明欄の上段、へき地診療所運営事業 300 万 8,000 円については、幕別地区の新和、糠内及び駒畠診療所の運営に要する経費であり、主なものとして、内科医師 2 人の報酬及び費用弁償のほか、診療車の運転手人件費や維持管理経費などあります。

次に、説明欄の下段、忠類診療所等運営事業 1,962 万 3,000 円については、忠類診療所の管理運営及び歯科診療所の維持管理等に要する経費であり、次のページになりますが、主なものとして、12 節委託料、細節 5 は忠類診療所の管理運営委託料、17 節備品購入費は、忠類診療所の呼吸器の検査機器及び待合室用のストーブの更新、歯科診療所は患者が座る治療用チェアユニットを更新するものであります。

次に、説明欄の下段、忠類歯科診療所指定管理者業務指定管理事業 1,436 万 9,000 円については、歯科診療所の指定管理料であります。

5 目環境衛生費、予算額 1 億 5,579 万円あります。

説明欄の上段、環境衛生対策事業 775 万 4,000 円については、環境衛生及び環境保全に要する経費であり、主なものとして、環境衛生業務員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料、細節 7 の環境調査分析委託料などあります。

次のページになりますが、説明欄の中段の上、葬祭場維持管理事業 1,735 万 1,000 円については、葬祭場の管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節の需要費の光熱費や、12 節委託料の葬祭場の管理及び警備委託料のほか、次のページになりますが、14 節工事請負費は、焼却炉及び排気筒の耐火レンガの積替え工事に係る経費であります。

7 目水道費、予算額 1 億 9,851 万円あります。

主な事業といたしましては、十勝中部広域水道企業団への出資金や簡易水道特別会計への繰出金などに要する経費であります。

137 ページになります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、予算額 4 億 1,016 万 2,000 円あります。

説明欄の上段、ごみ収集運搬処理事業 3 億 9,279 万円については、ごみの収集及び処理に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費、細節 30 印刷製本費は、指定ごみ袋及びごみカレンダーの作成に係る経費、11 節役務費は、次のページになりますが、細節 15 の公共施設等のごみ処理手数料、12 節委託料は、燃やせるごみや燃やせないごみ、資源ごみなど家庭ごみの収集運搬に係る経費であり、

18 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝圏複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを 1 市 12 町村で共同処理していることに係る本町の負担金、及び細節 4 の南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることに係る本町の負担金などであります。

説明欄の下段、し尿処理事業 1,737 万 2,000 円については、し尿の適正処理に要する経費であり、主なものとして、19 市町村で共同処理している十勝圏複合事務組合に対する本町の負担金などあります。

以上で衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 2 点お伺いします。

一つ目は、127 ページの予防接種事業に関わってです。町ではおたふく風邪の予防接種についての助成制度は、今ありません。ただ毎年、子どもを中心に、全国で数十万人から百万人がおたふく風邪を引き起こすムンプスウイルスに感染するとされていますが、町での罹患者の数はつかんでいますか。

2 点目は、137 ページのごみ収集運搬処理事業の廃棄物減量等推進審議会委員報酬に関わってです。この委員会をどのようなペースで開いて、どのような議論をしてきているか、また今年度の開催計画と議題についてお伺いします。また、議論の内容を公表する必要があると思いますが、それについて検討されているかどうかお伺いします。

○委員長（若山和幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 私のほうからは、予防接種ということで、おたふく風邪の関係だったのですけれども、現在、町での罹患者数ということだったのですけれども、そちらの数字については、ちょっと今押さえておりません。申し訳ございません。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、廃棄物減量等推進審議会の件でございますが、こちら廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、13 名審議会を置くということを定めております。主な内容としましては、年に 1 回、ごみの発生量の推移ですとか、ごみ処理基本計画の策定においては、諮問をいただいて、それに対する答申を行っているところでございます。主に年に 1 回開催を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（若山和幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 会議録の公表については、現在行っておりません。今後については、ホームページ等で公表していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） よろしいですか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） おたふく風邪の予防接種についてですけれども、昨年 8 月から札幌市でも助成制度が始まっています。十勝では、池田町や清水町、士幌町、大樹町などで助成制度があります。このウイルスにかかると、発症する 6 日ぐらい前から感染を周囲にしてしまうということで、またかかると髄膜炎や難聴、卵巣炎、精巣炎などの重い後遺症が残ることや、また妊婦が感染すると流産の危険率が高くなるというふうに言われていて、町内の医療関係者からも、これを町で定期接種をという声私のところにも寄せられました。このワクチンについてのこうした全国や道内での助成の動向などもつかんでいただいて、検討していただきたいなと思うのですけれども、検討していただく考えはないですか。

また、次の廃棄物減量等推進審議会のことなのですが、今年度も 1 回開催するという予定ですか。それと今年度の議題については、先ほど回答がなかったのですが、もう予定されていますか。

- 委員長（若山和幸） 防災環境課長。
- 防災環境課長（寺田 治） 失礼いたしました。廃棄物減量推進審議会の今年度の開催内容でございますけれども、今くりりんセンターの新中間処理施設の処理方式の検討経過についてご説明をさせていただきます。審議会の中で、報告事項として報告させていただいたところでございます。
- 以上でございます。
- 委員長（若山和幸） 保健課長。
- 保健課長（白坂博司） おたふく風邪の予防接種の関係なのですが、私どもの町では、今のところ予防接種といいますのは、国において法律で定められています定期接種、こちらのほうについての対応ということなのですが、今、委員おっしゃいましたように、髄膜炎ですとか妊婦の影響だとか、そういった部分もあるという声も聞いておりますので、まずは先ほど教えていただいたような他町村の状況、こちらのほうをちょっと調査・研究させていただきたいというふうに思っております、その後、検討のほうを行っていきたいというふうに考えております。
- 委員長（若山和幸） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） ごみの検討委員会のことについてももう一つ伺います。
- 今年度の開催計画と私質問したのですが、訂正して、来年度令和2年度の開催計画について伺います。
- 委員長（若山和幸） 防災環境課長。
- 防災環境課長（寺田 治） 第2期のごみ処理基本計画の中で、毎年のごみの推移、目標値を定めておまして、その実際の状況、目標値に対してどれぐらいだったのか、そういうようなことを審議会の中で報告させていただいております。
- 以上です。
- 委員長（若山和幸） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 今年度はくりりんについての報告、説明、来年度はごみについての推移などの説明ということであったのですが、審議会、議論の内容といいますか、報告した上で何を議論するのかということについては、決まっていますか。
- 委員長（若山和幸） 防災環境課長。
- 防災環境課長（寺田 治） 主にごみの減量に対してどういう対策を取っていくかということも、この審議会の中でお話をさせていただいております。新年度に関しても新中間処理施設の経過、これについてもご説明をさせていただく予定としております。
- 以上です。
- 委員長（若山和幸） ほかに。
- 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 今のごみ処理なのですが、この委員会そのものの目的なのですが、ごみ処理の計画持っておりますが、それに照らして、どこまで到達しているのかというようなことを、報告しているということなのですが、この組織自体が、幕別町のごみの減量化に向けて、どういう政策を打っていくのかということ議論するところではないのですか。
- 委員長（若山和幸） 防災環境課長。
- 防災環境課長（寺田 治） おっしゃるとおりです。ごみの減量化が、今、問題になっておりますので、その減量化に向けて、どういったことを対策をしていったらいいのかというところを話し合ってくださいとございまして、これまではコンポストですとか電動コンポスト、これらの助成といいますか、そういった対策をこの審議会の中で話し合われて、具体的に助成してきたという経緯がございます。
- 以上です。
- 委員長（若山和幸） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） でも、今そういうのは中止になっていますよね。結局、役割を終えたということ

でね。それで、おっしゃられた幕別町の第2期のこのごみ処理計画は、減らしていこうという目標は持っているのですけれども、全体としては、10年かかって3%程度とかと、すごい低い目標ですよ。それで今、環境問題これだけ取り上げられているときに、もっとも目標を減らす、減量の目標を大きく持って、全体のごみを抜本的に資源化していくのだというような、そういう政策を求められているときだと思うのですよ。そういった視点に立って、この審議会というのは、そういう視点で議論をされて、減量につながるという役割を果たすべきだと思うのですけれども、どうですか。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに中橋議員おっしゃるとおりでありまして、ごみをいかに減らすか、これが大事なことなのですが、一つはこれまで電動コンポスト、こういったものは既に置いている中で、一定の成果が図られたと。では、これからどうするかとなると、私どもとしては段ボールコンポストの推奨だとか、あと3Rの推進、こういったことでごみの減量化を図っていく。ただ、高い目標を掲げることが、即そこにつながるかというのはなかなか難しいと。これまでの10年間の状況を見たときに、達成できるだろう目標というのも一つは大事ではないかと。その高い目標に向かっていくことが、なかなか難しいという中では、まずは達成できるところまで持っていこうというのと、今後も分別の一層推進、特に今資源ごみについては非常に分別が悪いという中で、昨年から広報の中で、分別、資源ごみをどのように出すのかということは、何回か繰り返しやっております。そういったことでも、ごみが分別が進んで、減量化につながっていくものと考えおりますので、ここは継続的に出し方も含めて、周知徹底をしてみたいと考えております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 計画の持ち方というのは、確かに達成できると、そういう身近な役割を果たすという点では、それは大事だとは思いますが、しかし逆に言えば、今日大きな課題があって、その課題を解決するためには、どれだけ減らしていかなければならないのだという、逆算の目標の立て方というのも、やはり責任を持つ立場からいけば、当然そういう組立ては必要だと思うのですよ。それで今、幕別町のごみの全体量、確かに減ってきています、決算書を見たらね。ですけれども、微減なのですよ。

それで、町の中でどのごみが一番多いかというふうになると、これまでの議会の中で示してこられたのは、やはり燃やせるごみの中の不燃ごみの割合が50%以上超えているのだと、6割近いのだというお答えをこれまでいただいてきていたと思うのです。こういった一番大きなものについて、どんなふう減らしていこうかという、過去にこういう政策をやってきたというだけではなくて、過去の政策だってこれからも必要であれば、コンポストのことだって、実際にやって減らしていくものを持たないと、さらに減っていくということにはつながりませんよね。達成できる目標を定めたというのは、これ啓蒙だけやって、町民が努力したぞと、ここまで来たぞというのでよしとするのかどうか、もっと町民自身の大きな努力をさらに求めて、今日の環境問題までつなげていくのかというふうになれば、今求められているのは、後段だと思うのですよ。せっかくこういうすばらしい委員会あるのですから、そういったところの力も借りて、大きな目標を果たせるように、目標というのは大きな役割ですね、逆に言えばね。環境を守るという点での役割を果たせるような目標にしていくことが、必要ではないかと思うのです。

1年に1回の会議で、そこだけに頼っているわけではないと思うのですけれども、担当がしっかりやっていると、最近随分ごみの分別のいろいろな方法なども増えてきたなと思っています。ああいうのがあれば、やっぱり気をつけるのですよ。それはそれで分かるのですけれども、全体としてはもっと努力すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） もちろん計画は立てたから、それで終わりではないと。毎年の進行管理、進捗状況を見ながら、場合によっては中間年で見直しを図りながら、さらなるごみの減量化を進める対策、そういったものを立てていく必要があると考えておりますので、今すぐで何をするかというの

はちょっと出てきませんが、いずれにしても、計画の見直しなども考えながら、ごみの減量化を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ急いでいただきたいと思うのですよね。といいますのは、今くりりんセンターの建て替え計画が始まっていますよね。これごみの量と密接に工事の規模というのは関わってくるのだと思うのです。出来上がるのは、たしか数年後ではありますけれども、今スタートしていつているわけですから、これが各市町村、どのくらい減らせるかによって、かかるお金がこんなにたっぷりかからなくても、予定されているものよりも少なく終わらせることもできるというように、つながっていくのだと思うのですよね。だから、幕別町のいろんな計画あるでしょうけれども、そういった課題が生じきってきているときには、そのことにもっと集中して、もっと集中して結果をつくって、それを事業につなげると、建て替えなら建て替えにつなげるというようなことが大事だと思います。その辺は、今の幕別町の第2期計画では、甘いというふうには言わざるを得ないと思いますが、どうですか。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） もちろんごみの減量化、我が町のみならず十勝全体でごみの減量化を推進しなければ、かかる経費も高くなってしまいます。今おっしゃられたことも含めまして、審議会の中でも、どうやったら町のごみが減らすかというのは、委員の方のご意見、そういったものを十分にいただきながら、ごみの減量化を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 5款労働費についてご説明申し上げます。

140 ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額823万4,000円、本目は労働者対策に係る経費であります。

説明欄の中段、援農協力会活動支援事業56万円は、援農協力会に対する補助金であり、勤労者福祉資金貸付事業700万円は、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫に預託するものであります。

2目雇用対策費、予算額838万9,000円、本目は雇用対策に係る経費であります。

若年者緊急雇用対策事業331万円は、新規学卒者等で、就職未内定の方を町の事務補助員として半年間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るもので、4人分に要する費用であります。

季節事業者雇用対策事業507万9,000円は、季節労働者の生活の安定と地域経済を守るため、冬期の雇用対策に関するもので、12節委託料のうち、141ページになりますが、細節5は街路など幹線道路の清掃、細節6は町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど、細節7は近隣センターなどの清掃や床のワックスがけを行うものであります。

以上で5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

説明に入る前に、この際、お諮りいたします。

6款農林業費の説明が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議がないようでありますので、本日の委員会は6款農林業費の説明が終了するまでといたします。

それでは、6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長(岡田直之) 6款農林業費についてご説明申し上げます。

142 ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,767万6,000円、本目は農業委員会の運営や農業者年金事務などに要する費用で、説明欄の上段、農業委員会運営事業1,390万5,000円は、1節報酬の農業委員会委員24名の報酬のほか、事務局の経費が主なものであります。

143 ページになります。

2目農業振興費、予算額1億4,070万5,000円、本目は農業振興に係る補助金や負担金などが主なものであります。

144 ページになります。

説明欄の下段、農業委員候補者評価委員会運営事業7万1,000円は、本年7月19日に任期満了となる農業委員について、その候補者を評価するために設置した評価委員会の運営に要する費用であります。

145 ページになります。

説明欄の下段になります、ゆとりみらい21推進協議会運営事業159万2,000円は、町と関係する農業団体等で構成する、ゆとりみらい21推進協議会に対する補助金が主なもので、146 ページになりますが、説明欄の上段、18節負担金補助及び交付金の細節4は、シカくくりわなの購入や、狩猟免許取得補助などの有害鳥獣被害対策事業に対する補助金、説明欄の中段、ふるさと土づくり支援事業1,500万円は、堆肥切替え作業や堆肥購入、緑肥種子購入を実施した農業者に対し、その費用の一部を補助するもの、説明欄の下段になります、環境保全型農業直接支援対策事業1,039万8,000円は、化学肥料や農薬を慣行栽培の5割以上を低減する取組と併せて行う、緑肥や堆肥の施用、有機農業など、環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体等に対する補助金であります。

147 ページになります。

中山間地域等直接支援対策事業3,989万2,000円は、生産条件の不利な中山間地域であります、忠類地域において、農業生産活動を行う集落に対する補助金。

農業ゆとりみらい総合資金貸付事業4,008万円は、農業振興と農村地域の活性化を図る農業者等に対する無利子または低利の貸付金。

148 ページになりますが、農業振興公社運営費補助事業954万8,000円は、担い手対策や農地の利用集積などを行う、農業振興公社に対する補助金であります。

新規就農者支援事業932万1,000円は、新規就農者に対する支援で、18節負担金補助及び交付金の細節3は、町が認定した4組の新規就農者に対する奨励金、細節4は就農直後の経営確立を支援する資金として、4組8名の認定新規就農者に交付するものであります。

3目農業試験圃場費、予算額354万1,000円、本目は施肥比較試験や品種比較試験などを実施する、町農業試験圃場の運営に要する費用で、本年度は、22課題の試験のほか、小中学生を対象とした、農業体験塾の開催などを予定しております。

150 ページになります。

4目農業施設管理費、予算額902万1,000円、本目は農業担い手支援センターとふるさと味覚工房の管理運営に要する費用であります。

151 ページになりますが、ふるさと味覚工房維持管理事業 424 万 3,000 円は、地場産品を使用した食品を加工する、ふるさと味覚工房の維持管理費のほか、指導員 2 名分の人件費であります。

152 ページになります。

気象観測機器維持管理事業 120 万 8,000 円は、気象観測機器 7 機の維持管理に要する費用で、本年度は、このうち忠類地域の 2 機を更新する予定であります。

5 目畜産業費、予算額 3,311 万 5,000 円、本目は畜産振興に係る補助金や負担金などが主なものであります。

153 ページになりますが、説明欄の中段、畜産団体活動支援事業 599 万 3,000 円は、乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合など、畜産関係団体に対する補助。

154 ページになりますが、説明欄の上段、後継牛確保対策事業 255 万円は、乳用牛の雌雄判別精液購入に対する補助。

肉用牛遺伝的能力評価支援事業 105 万円は、産肉能力の優れた繁殖雌牛を保留するため、遺伝子検査を実施した場合に、検査費用の一部を補助するもの。

忠類地区道営草地整備事業 1,300 万円は、町営牧場を核として、忠類地域において実施する道営草地整備事業に対する負担金であります。

6 目町営牧場費、予算額 6,145 万 4,000 円、本目は町営牧場 3 か所の維持管理に要する費用で、作業員 4 名と補助作業員 7 名の人件費や、牧草地の肥料費が主なものであります。

なお、本年度は、幕別地域で 460 頭、忠類地域で 560 頭の入牧を見込んでおります。

156 ページになります。

7 目農地費、予算額 3 億 2,055 万 8,000 円、本目は土地改良施設の管理運営等に関する費用であります。

土地改良施設維持管理事業 4,217 万 1,000 円は、上統内排水機場や幕別ダムなど、土地改良施設の維持管理に要する費用が主なもので、158 ページになりますが、14 節工事請負費は、忠類地域の明渠排水路の護岸復旧工事が主なものであります。

小規模暗渠排水整備事業 600 万円は、農業者が農用地の排水改善のため、明渠や小規模暗渠を整備した場合に、経費の一部を補助するものであります。

159 ページになります。

多面的機能支払交付金事業 1 億 8,806 万 4,000 円は、農地や水路、農道などの維持補修や植栽による景観形成など、農村地域の共同活動を支援するもので、農業者等の組織、14 地区に対する交付金が主なものであります。

説明欄の下段になります、農業集落排水特別会計繰出 5,282 万 9,000 円は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

160 ページになります。

8 目土地改良事業費、予算額 3 億 9,014 万 2,000 円、本目は土地改良事業の事務的経費や道営事業負担金に要する費用であります。

道営土地改良事業になりますが、18 節負担金補助及び交付金の細節 5 の中里地区から、161 ページになりますが、細節 11 の糠内第 3 地区までの 7 地区で実施する、道営水利施設等保全高度化事業の負担金と、細節 12 古舞小学校通学路の道営農道整備事業に係る負担金が主なものであります。

162 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 3,778 万 5,000 円、本目は林業振興に係る補助金や、鳥獣被害対策などに要する費用であります。

林業総務事務事業 657 万円は、163 ページになりますが、12 節委託料、細節 7 の森林所有者に対する森林経営計画に基づく移行調査に係る委託料と、細節 8 の町有林のカラマツ間伐材を利用した、乳幼児用の木製玩具、森の輪 (Wakko) の製作に係る委託料が主なものであります。

164 ページになります。

公費造林推進補助事業 1,738 万 9,000 円は、国の森林環境保全整備事業により実施した、人工林の植栽などについて、経費の一部を補助するものであります。

有害鳥獣駆除対策事業 1,207 万 6,000 円、7 節報償費は、有害鳥獣捕獲者に対し、捕獲した鳥獣に応じて、鹿 5,000 円、キツネとアライグマ 3,000 円、カラス 500 円、ハト 300 円を、出動謝礼として支払うものであります。

18 節負担金補助及び交付金は、有害鳥獣捕獲者に対し、捕獲した鳥獣のうち、鹿を食肉加工施設に搬入した場合に 9,000 円、搬入しない場合は 7,000 円、キツネ、アライグマは 1,000 円、鳥類は 200 円を、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用して補助するものであります。

2 目町有林管理経営費、予算額 4,839 万 3,000 円、本目は町有林の管理に要する経費であります。

165 ページになりますが、説明欄の中段、14 節工事請負費の細節 1 は、町有林の下草刈り 115 ヘクタール、除間伐 45 ヘクタールを、細節 2 は皆伐 19 ヘクタールを、細節 3 は地ごしらえ 15 ヘクタール、植栽 11 ヘクタールを実施するものであります。

3 目育苗センター管理費、予算額 3,613 万 6,000 円、本目は忠類育苗センターの管理運営に要する経費であります。

166 ページになりますが、12 節委託料の細節 1 育苗センター管理委託料が主なもので、本年度は、トドマツ 12 万 6,400 本の出荷を見込んでおります。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日 3 月 17 日、この委員会は午前 10 時から開会いたします。

16 : 44 散会

# 令和2年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和2年3月17日  
開会 10時00分 閉会 16時43分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出席者

① 委員(18名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	藤谷謹至	小島智恵	岡本眞利子
荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	谷口和弥	芳滝 仁
千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	東口隆弘	中橋友子	

② 委員長 若山和幸

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	萬谷 司
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	原田雅則
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博	防 災 環 境 課 参 事 (消 防 担 当)	佐藤 繁
農 林 課 長	香田裕一	農 林 課 参 事	松井公博
農業振興担当参事	渡部賢一	商 工 観 光 課 長	西嶋 慎
土 木 課 長	小野晴正	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
都市計画課参事	河村伸二	経 済 建 設 課 長	高橋宏邦
学 校 教 育 課 長	宮田 哲	生 涯 学 習 課 長	石田晋一
学校給食センター所長	鯨岡 健	図 書 館 長	武田健吾
農業委員会事務局長	廣瀬紀幸		

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 係長 遠藤寛士

- 4 審査事件 令和2年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計ほか質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 若山和幸

# 議事の経過

(令和2年3月17日 10:00 開会・開議)

- 委員長（若山和幸） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。
- それでは、6款農林漁業費について、昨日説明が終わっておりますので、質疑を受けたいと思いますが、委員にお願い申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。
- 質疑はございませんか。
- 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） それでは、ページ数でいきますと163ページ、事業名でいきますと林業総務事務事業、その中の森の輪（Wakko）製作委託料について質問をさせていただきたいと思っております。
- 新しく生まれてくる子どもに対して、町として、こういうふうにして歓迎の意を表そうという、こういう事業、森の輪（Wakko）に関わるホームページも見ましたけれども、その趣旨等については大変すばらしいもので、こういった事業が予算化されるということは、とても賛同の意を表させていただきたいところであります。
- この森林環境譲与税がこれの財源になってくるわけですが、様々な事業がこの新しくできた森林環境譲与税の中では事業ができるわけですが、まず1点目として最初に、この森の輪（Wakko）製作のこの事業をやろうと、森林環境譲与税の中でやっていこうというふうに検討された経過や、これだということを決めたその理由について、ご答弁を、お話を聞かせていただきたいというふうに思います。
- 委員長（若山和幸） 農林課長。
- 農林課長（香田裕一） 森の輪（Wakko）の製作に至った理由ですけれども、森の輪（Wakko）プロジェクト実行委員会というものがあまして、このメンバーの中に十勝総合振興局の森林室の室長も入っております、それと大谷短大の教授が入っております、それらの方が町のほうに一度お見えになられて、先進的に池田町、上士幌町で、これから令和元年度を始めるということで、本町としても、その内容等を聞いて、乳幼児が木に親しんでもらうということ、大変いい取組だということ、十勝全体で取り組むことができればいいなということ、本町としても、森林環境譲与税を活用して令和2年度から取り組むという経緯に至ったものであります。
- 委員長（若山和幸） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 今の決定の経過、これをやっていこうということの経過について、もう少しお聞かせいただきたいと思っております。
- 実は、私は平成27年の8月、ですから、飯田町政が始まった船出の年の2回目の定例会で、東川町から始まりました「君の椅子プロジェクト」、このことについて、一般質問をさせていただいたところでありました。私のほうでは、「君の椅子プロジェクト」に我が町も参加することを検討する、もしくは同プロジェクトと趣旨を同じくして、我が町の地域活力を生かした新生児誕生を祝する事業の新設を検討すべきかどうかということ、質問の一つ目に立てて差し上げておりました。
- そのときの答弁が、「新生児の誕生に祝い品を贈ることに関しては、価値観の多様化により、必ずしも全ての人に受け入れられることは難しいと考えられますことから」と、そういうことであって、決して予算がないからということではなかったのです。このことについて、私は、4年半前のこととなりますけれども、大変残念に思って、今日まで来ている中でのこの事業の提案を今受けているということになるわけです。
- そして、こうあります。「引き続き、幕別町次世代育成支援対策地域協議会等のご意見を伺いながら、安心して子育てができるまちづくりをしていきたい」。今、このプロジェクトを知って、いいなということ、賛同したということでもありますけれども、繰り返しますが、予算がないということでは

なかった。理解が受け入れられないということが理由であった。その後、幕別町次世代育成支援対策地域協議会の中等で、どのようにしてこのことが議論されてきたのかも確認させていただきたいというふうに思います。

○委員長（若山和幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 個々具体的な内容が、今、私の手元にないものですから、ただ、原課から、様々な事業、様々な施策がありますので、そういった中については、次世代育成協議会の中でも、こういったことが、今後、幕別町にとって、子どもたちにとって、施策につながるのかどうかというのは、個別に協議をさせていただいております。

ただ、今、ご質問いただいた点が、ちょっと私の手元に資料がないので、お答えすることができません。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 手元になくてと、はっきりしたことが分からないということでありましたけれども、そのことについては、戻ってちゃんと見直していただきたい。4年半の中で、子育て支援の在り方についても変わっていくわけですから、そうやって言ったから何だということではもちろんないわけで、町としての総括はちゃんとしていただきたいものと思います。

繰り返しになりますが、この事業について行われていくことは、私はとてもいい事業だなと、その中で賛意を示していることは言えますけれども、一つその中でさらに質問させてください。外見上は、ドーナツぐらいの大きさのそういう木の輪を、新生児に健診の際等に渡して行ってということになっていくわけであります。既に利用している自治体ということの中では、今、答弁の中でも、上土幌町や池田町が出されたわけですが、既に今年度、1市3町が実施していて、その3町はいずれも十勝管内の自治体で、あと広尾町が参加しているということになります。

まず、この町内3町が、自治体のホームページを見ていきますと、今後5年間の森林環境税活用の仕方ということでは、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針ということで、方針を立てています。3町とも立てています。これは、法律によって義務付けられているものではないのでしょうか。今、私、幕別町についても、どんなものなのだろうということ、探したのだけれども、ちょっとそれが見当たらずで、分からなくて聞いているのですが、これは必要なものなのでしょうか、どうなのでしょう。

○委員長（若山和幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 森林環境譲与税の活用方針に向けた基本方針ですけれども、これについては、法で定められたものではありません。北海道のほうで、北海道の全市町村では、こういう基本方針を定めて、譲与税の使い道というのはある程度方針を定めた上で、公表しながら使っていこうという取組を行っております。

本町といたしましても、基本方針につきましては、現在、森林組合と協議を重ねて、内容を確認して、意見等を照会して、今、決裁中で、今後、今年度中に近々公表する予定ではあります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 分かりました。森林環境譲与税については、使い道が決まったならば、そのことを広くインターネット等で世に出すというか、広くお知らせすることが義務付けられる中身で、この基本方針も、併せてそれと一緒に出すということは、とても重要なことなのだというふうに思うものだから、そのことについては、今言われたように、今年度中にこの議会で承認を受けるわけで、併せて出していただくことが重要なことというふうに思います。

それで、この森の輪（Wakko）なのですけれども、写真を見ますと、さっきも言いましたように、木のドーナツ形で、赤ちゃんでも指を入れて、しっかり持つことができ、それで肌で感じたり、口で感じたり、そういうことをすることが、おもちゃであることが紹介されているところであるのだけれども、各自治体によって裁量があるというふうにも取れました。というのは、それぞれ木の材質が自

治体によって違ったりする。一応、その自治体の中に、木製の加工するような工場がなければ、こういったサイズでやりますよというような、そんなようなことも紹介されていたと。

まあ、自治体の裁量があるわけなのですけれども、幕別町、どのようなことにする予定でしょう。

森の輪 (Wakko) のホームページを見ると、本当にドーナツの形のもの、それが一つ渡されると。見ると、何も彫刻とか、例えば幕別町、例えば名前、例えば生年月日、そういうものが何もなくて、輪が贈られているのが、ホームページの中では紹介されているものでした。

私は、やっぱり幕別町の大事な記念品であるものだから、そういったこともあっていいのかな、何年先にもそのことが残るわけで、その品物が、森の輪 (Wakko) がある限り、そのようなことなども考えているのだけれども、それが自治体の裁量で決めるのではないかと思うものだから、幕別町ではどのような製品を考えているのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○委員長 (若山和幸) 農林課長。

○農林課長 (香田裕一) まず、森の輪 (Wakko) の材質ですけれども、他町村では広葉樹を使用しておりますけれども、本町においては、町有林ではぼ占めているカラマツを使用しようと思っております。それで、4月の3か月健診から配布する予定なのですけれども、その4月の分については、皆伐材を使用して、それ以降は間伐材で出てきたものを使用しようと思っております。

あと、記念になるようにということで、当初、本町としても、名前とイニシアル等を冶金できないかということでいろいろ検討したのですが、やっぱり大きさが直径8センチということで小さいということと、乳幼児が口にするものなので、そういうものはないほうがいいということで、他町村と同じ通常のドーナツ形にしたものであります。

以上です。

○委員長 (若山和幸) 谷口委員。

○委員 (谷口和弥) 4年半前の質問のときには、君の椅子事業そのものを紹介したわけでありましてけれども、本別町の誕生の記念品で渡す積み木のことも紹介させていただきました。

今、こういうご時世の中では、ちょっとつい2か月ぐらいまでは問題なかったのだけれども、子どもが口の中に入れることもあるだろうと想定される遊び用具が、果たしていいのかな、そんなような思いもある。このことについては、それでいいのか、よくもう一度検討し直していただきたい。そのことによって、今やっぱりもう具体的なことを言わなくてもいいのだと思うのです、心配されることにつながっていくことがあるのではないかと思うものだから。

それと、本別町は積み木なわけです。贈り主である本別町のエンドウマメだったかな、豆のマーク、それから名前、生年月日の木箱に入れて贈られてくるということがあり、これからきっとまだ幕別町はその5か年の方針が出ていないから、この事業を何年するかはまだ分からないので、今年はまだ単年度の事業として受け止めるしかないわけなのだけれども、5年間やる中では、当然、第2子、第3子というようなことになってくる。それが、また同じものでいいのかということもあるわけです。

当然、木目だから、これは兄ちゃんの、これは妹のとかというようなことでは、目で見て区別はつくのだけれども、ちゃんとした証があったほうがいいような気がするし、そして、本別町の例で言うと、第2子には違うものを選択できる。積み木だけではなくて、知的木製の玩具、それを第2子以降はいいですよというような選択の仕方、保護者に、親御さんに選んでもらう、そういうやり方などあって、それにもやっぱり本別町が贈り主で、誰にと、いつ生まれのということが書いてある。そのほうが、記念品としては、ずっといいものになると思うものだから、先ほども言っているように、自治体にこのことでは裁量があると思うものだから、そして口に含むものということがあるものだから、これはもう一回、どうしてもこの森の輪 (Wakko) のプロジェクトに参加しなくてはならないということではないと思うものだから、ちゃんと検討し直していただくことが必要なのではないかなと思っておりますのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 (若山和幸) 経済部長。

○経済部長 (岡田直之) 森の輪 (Wakko) のプロジェクトの関係でありますけれども、委員、ご心配さ

れますように、もちろん口に入れたりとかということも考えられますので、その点につきましては、しっかりと検査をして、日本食品分析安全試験というものもしたり、あと口に入れた後は、きちんときれいにしていただくとか、そういった説明書きをするとともに、保護者の方にも周知をして、その辺の安全性については努めてまいりたいというふうに考えております。

今、ご提案のありました第2子、第3子に対して、また別のものということでもありますけれども、今、現状では、先ほど課長からお答えさせていただいたとおり、基本方針、5年間の方針を、今、定めるところでありますけれども、今現状では、こういった木材の利用促進、普及啓発、そういった木育ですとかそういった観点から、5年間継続してまいりたいというふうには考えておりますけれども、第2子、第3子という視点、それは私たちもちょっと抜けていた面もありますので、十分その辺については、ご意見を参考にさせていただいて、考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 細かいことはもうこれでやめますけれども、最後に一つ、今回、この森の輪（Wakko）プロジェクトが、農林業費で提案がされたわけであります。生まれてくる子どもを、新生児を町として歓迎しようという趣旨であれば、これは林業の振興ということが一番ではなくて、子育て支援といえますか、保護者を励ますというか、そういったような、民生費的なものになってくるのだというふうに思います。ここでもやっぱり町の姿勢が出てきちゃうのだと思うのですよ。私は、これが農林業費で出てきたことについては、少し不満に思っています。何で民生費でなかったのかな。

池田町では、この令和2年の予算提案は、森の輪（Wakko）は民生費で出されていますから、提案。このことについても、来年度以降のところ、どういう姿勢を示すのかということでは、検討させていただいて、民生費でということをお望みしますが、考えていただきたい、このことを指摘させていただきたいと思います。

何かあれば、ご答弁いただきたいと思います。

○委員長（若山和幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 予算をどこで計上するかということについても、検討させていただきますけれども、この森の輪（Wakko）のプロジェクトを実施するに当たりましては、もちろん経済部だけではなく、住民福祉部とも十分に協議して至ったところあります。

今後におきましても、全庁的に議論を深めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） ほかに、質疑はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 148 ページの新規就農支援事業に関わりましてお伺いをいたします。

新規就農支援事業ということで932万1,000円が提起されまして、ご説明でありますと、町が認定した4組8名というようなことを予定して計上されたということでもあります。もう少し、事業の中身について、詳しくご説明をいただきたいと思います。

○委員長（若山和幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） 幕別町における新規就農の支援制度ということでございますけれども、この予算に上げております932万1,000円のうち、まずはじめに、新規就農者支援奨励金というものがございます。

これは、幕別町の条例で定めた奨励金でありまして、新規就農の認定を町から受けた者に対しまして、条例に基づきまして5年間の農用地、農機具等の賃借料の2分の1の相当額、それから、取得した農用地の5年間の固定資産税相当額、それから今は金利があまりにも低くなっておりますので、該当者がおりませんが、農業関係の制度資金を借りた場合、5年間の借入利率1%に相当する補給金ということで、奨励金を出しております。

また、新規就農者を育てていただいた農家の方に、営農指導費として、36月を限度といたしまして、月額4万円の指導費の交付を行っております。

今回、4組8名という方々につきましては、固定資産税の交付額、これが平成24年に新規就農され

た方なのですけれども、28年に土地を取得いたしまして、29年から発生した固定資産税相当額を5年間、33年までと。それから30年に新規就農した方、2組4名ですけれども、この方には土地のリース代と、賃借料の2分の1。それから、31年、昨年4月に新規就農された方1組2名に対しまして、土地の使用料、これも2分の1ということで予算計上しております。

次に、農業次世代人材投資資金900万円ということがございますけれども、これは国の支援制度でございます。農業経営基盤法に基づきまして認定されました農業者、これも4組に対しまして、1組ですね、基本的には1名150万円以内の助成交付金を5年間にわたって行うと。それから、夫婦で就農した場合は、1.5倍になりますので、225万円の金額を毎年、5年間にわたって交付する事業でございます。

なお、今回4組おりますので、225万円掛ける4組で900万円を計上しているわけがございますけれども、実はこの国の補助金については、前年度所得が100万円を超えますと減額される仕組みになっておりまして、かつ前年度所得で350万円を超えますと、翌年度の次世代交付金はゼロということになっております。

今回計上しました4組のうち、令和元年度につきましては、同じ4組を計上していたのですが、1組、平成30年度の所得が350万円を超えたものですから、1組は支給ゼロとなっております。ただ、今度は今度で、令和元年度の所得を見るのですけれども、まだ確定申告が済んでおりませんので、今は満額を予算計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） お尋ねしたかったところは、特に今、後半でお答えいただいたところだったのですよね。幕別町が、今までどれだけ新規就農の実績あったのかということも含めて、今のお話でありますと、年次はいろいろですけれども、今のところ4組8人ということであります。

それで、この事業は、国の事業として農業者の平均年齢がどんどん上がってきていることと、新規就農、後継者がいないところで農業人口も減っていつているということも併せて、農業者を育成するというと同時に、年齢的にも若返りを図るということで、40歳未満という括りの中つけられた事業だと思っております。そういう視点からいくと、幕別町はこういった事業を打っていく中で、どんどん50歳を超えている農業者の平均年齢を、下げていくことに寄与されるということを期待するわけでもありますけれども、しかし、今お答えいただいたように、支援策はつくっても、経営の中身、収入が上がることはいいことなのですけれども、そのちょっと上がることによって予定していたものが受けられなくなるという、そういった非常に応援の仕方としては弱いなという感じがするわけですよ。

こういったところも含めて、国の事業を取り入れてやっている幕別でありますから、そのとおりやられるのだとは思っておりますけれども、しかし町としてせっきく新規就農をしていただいたわけですから、そういった状況に、町の裁量として応援するというのも、やることができないのかどうかということ。せっきく予算組んでいくわけですから、支援としてやれないのかどうか、伺います。

○委員長（若山和幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） 農業次世代人材投資資金につきましては、国の制度に基づきましてやっておるものですから、幕別町として新たにそれに加えることはちょっと厳しいかなと、実際の決まりのとおりやるしか、今のところはないのかなと思います。

ただ、もう一つの就農者の支援事業、町の条例で行う事業につきましては、先ほど申し上げましたけれども、例えば農用地と農機具等の賃借料の2分の1相当額とありますけれども、これを新規就農者の方に助成するわけですが、これにつきましては、例えば酪農家が就農した場合、公社への農場リース事業というのを使います。これについては、北海道農業公社が、離農した酪農家の農地、それから施設、機械等を全部買い取りまして、その買ったものを、今度、新規就農者にリースするという事業です。5年間リースしまして、5年後に買い取るという事業になります。この5年間のうちのリースの期間が、相当なリース料になりますけれども、そのうちの2分の1を町が助成するというので、

過去に、先ほど言いました、平成 24 年に就農した方は、これによって、町から大体 800 万円ぐらいの助成金を交付しております。

そういったこともありまして、国の事業で足りないところにつきましては、町といたしましては、この奨励事業の条例に基づく事業に基づいて支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ、そういうふうに支援を拡充していただきたいと思います。

ただ、予算から見たら、国が指名した次世代人材投資資金というのが 900 万円あって、町の新規就農支援奨励金のほうは 32 万 1,000 円ということで、物すごく少ないものですから、これだけで大丈夫なのかということを率直に思いました。

今、経年でいくと、そういうふうに 800 万円にもなっていくということですが、そういったお金は、ここで出ているわけではないのですね。別のところでないと、そんな金額にはなっていきませんね。そういう支援は、どこからやられているのですか。

○委員長（若山和幸） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（渡部賢一） 新規就農者支援事業というのは、あくまで新規就農者がいて、その方が物を借りただとか、リース料が発生した、その 5 年間のうちに。その場合には、お金が計上されますので、今回 32 万 1,000 円は土地の賃借料が主なものですから、この金額になっております。

去年は、営農指導費がありましたので、ここは百数万円のお金が払われたと思うのですが、そういう事例が現れましたら、この予算で予算を計上することになります。ただ、現在、2 年度に予定しているそういう事象はないものですから、ここについては、必要額の 32 万 1,000 円ということで計上しております。で、ありましたら、ここに 200 万円なり、300 万円なりの予算が計上されるということでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかに、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 7 款商工費につきまして、ご説明申し上げます。

167 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費、予算額 4 億 6,641 万 3,000 円、本目は商工振興と中小企業支援に要する経費であります。

説明欄の上から 3 番目になります。

住宅新築リフォーム奨励事業 500 万円は、町内業者の施工により住宅の新築またはリフォームを行う方に対し商工会の商品券を交付することにより、住宅関連産業の活性化や消費の拡大を図るためのものであります。

本年度は、新築 3 件分、リフォーム 135 件分を見込んでおります。

商店街活性化店舗開店等支援事業 166 万円は、空き店舗対策事業で、昨年開業した 1 件の家賃補助と、新規開業 1 件分の改修及び家賃に対する補助金であります。

168 ページになります。

中小企業融資保証料利息補給事業 1,389 万 8,000 円は、中小企業融資に係る保証料及び利息補給補助金であります。

2 目消費者行政推進費、予算額 1,003 万 4,000 円。

本目は、消費者行政に要する経費であります。

消費者保護推進事業であります。説明欄の1節報酬から169ページの4節共済費までは、消費生活相談員3名分の人件費、10節需用費のうち細節30の印刷製本費は、詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向けた啓発や注意喚起を行うためのリーフレットの作成や、町広報紙の印刷経費が主なものであります。

3目観光費、予算額1億1,237万5,000円、本目は観光及び物産振興に係る経費であります。

観光物産振興事業1,405万1,000円は、観光物産振興を図る上で必要な経費について計上しております。

170ページになりますが、主なものといたしましては、18節負担金補助及び交付金の細節5の観光物産協会に対する補助金や、細節6の特産品研究開発事業補助金、細節7の観光客誘致やお土産品の開発に取り組むプラス8プロジェクト事業補助金であります。

地域おこし協力隊活動推進事業892万9,000円は、地域おこし協力隊員2名の活動に係る経費であります。

協力隊員につきましては、忠類地域に配置し、関係機関と連携を図りながら、地域の魅力の発掘や、地域に新たな活力や交流を生み出す活動等に取り組む予定であります。

171ページになります。

観光施設維持管理事業995万6,000円は、忠類地域の観光施設の維持管理に要する経費であります。

10節需用費のうち、細節21は道の駅忠類のトイレなどの電気料、細節40は道の駅のトイレなどの水回り設備の修繕であります。

172ページになります。

アルコ236及び道の駅忠類指定管理者業務指定管理事業3,190万円は、両施設の指定管理料であります。

アルコ236整備事業2,953万9,000円は、施設の改修計画に基づき、2階客室の改修工事を行うものであり、古くなった内装の改修や照明のLED化のほか、誘客対策として和室の一部を洋風化するリニューアル工事などが主なものであります。

173ページになります。

4目スキー場管理費、予算額5,216万7,000円、本目は明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

スキー場維持管理事業になりますが、説明欄の1節報酬はスキー場の補助作業員9人分の報酬、2節給料はスキー場を管理する作業員4人分の給料。

174ページになりますが、12節委託料は、スキー場管理に要する委託料。

175ページになりますが、14節工事請負費の細節1は、白銀台スキー場のリフト支柱の上に設置してありますロープを支えるための受索装置のオーバーホール工事、細節2は明野ヶ丘スキー場のリフトの主電源と主電動機のオーバーホール工事が主なものであります。

17節備品購入費は、平成28年度に明野ヶ丘スキー場に導入した圧雪車に係る、北海道市町村備荒資金組合への償還金であります。

5目企業誘致対策費、予算額1億3,605万5,000円、本目につきましては企業誘致等に要する経費であります。

企業誘致対策事業3,947万1,000円ありますが、18節負担金補助及び交付金の細節3企業開発促進補助金は、固定資産税相当額補助で11社、投資額補助で3社を予定しており、細節4の工業用地取得促進補助金は3社を予定しております。

176ページになります。

工業団地取得資金貸付事業9,569万1,000円は、工業団地取得資金の融資に係る原資を金融機関に預託するものであります。

以上で、7款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

小田委員。

○委員（小田新紀） 3目観光費の170ページです。

地域おこし協力隊活動推進事業について伺います。今年度、活動された忠類の魅力発信ということで、SNS等で本当にきれいな景色とか、お店等、多く発信していただきまして、私も毎回拝見させていただいておりました。今後、次の年に、どのような発展的な展開がされるのかということで期待はしていたのですけれども、残念ながら改めて募集ということに至ったというふうについて伺っています。

現在、募集をかけておられますけれども、今の段階での見通しについて、そしてまた今後、そういった地域おこし協力隊、来ていただける方について、町としてどのようなサポートを充実させていくかということについて、2点伺います。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） まず、隊員の募集状況等についてであります。

一身上の都合で、1月末に現隊員は退任されました。その後、先月2月に募集をまた再開していたのですけれども、4名の方の応募がありまして、2名内定をさせていただいたのですけれども、1人また辞退がありまして、4月からはお一人の方が着任される予定であります。今、まだ欠員が1人ございますので、また再度募集をかけましたところ、今現在3名の方がまた応募がありましたので、来月に面接をさせていただく予定で、今、進めているところであります。

支援員の方に対するサポートということなのですが、今、地域おこし協力隊の身分といたしましては、今度、会計年度任用職員になりますけれども、その中でも、例えば住宅の確保の関係ですか、引っ越し代の関係、そういったところは、他の自治体とは、比較的、幕別町は手厚く助成をさせていただいております。そういったところでは、移動に関しては今申し上げた内容で対応させていただいております。

あと、実際の勤務のサポートということになりますと、今、実際は、忠類のほうに職場がありますので、その中で職員とともに協力をしながら活動をしていただいているという状況であります。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 1点目の現段階の状況については、承知いたしました。

町のほうのサポート体制ということで、ハード面の充実、物品等々も含めて、昨年度も一定程度予算をつけられているということで承知はしております。サポート、隊員の方も、見知らぬ土地で頑張れるということで、いろんな心身のケアも含めて、それから、目指される事業に対しての町の、もちろん隊員の方が自ら企画して行って、つくり上げていくというような事業ではありますけれども、その上でやはり町の事業としてやっているわけですので、町としても、その事業に対しての大きなサポートというものも必要なのかなというふうに感じております。

今年度でいいますと、いろんな画像も発信はさせていただいているのですけれども、その発信された画像がどのくらい多くの人に見ただけしているのかということについては、ちょっと疑問を感じるころがございまして、やはりSNSで発信されて、町の職員の方々も一部の方はいいねを押したりとか、シェアされたりとかいうふうにされて、少しでも多くのという方の姿勢も見られるわけですが、まだまだそういった部分も非常に少ないのかなというふうに感じています。

やはり一生懸命発信しても反応が少ないと、やはりなかなか思いが行き詰ってしまうというようなこと、も考えられるかというふうに思うのですけれども、具体的にどういった内容の事業になっていくかというのは、これからなるのでしょうか。そういったことをもし分かる範囲の中で分かってくれば、またそれに対してのサポートということも考えられるのかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 本年度、1名の地域おこし協力隊がおりまして、今お話ありましたとお

り、SNSの発信を中心に活動をいただいております。Instagramを中心としまして、100件以上の、合わせますと全部で500件以上、画像の発信等は行ったところでもあります。

実は、これらを基に、今後、例えばこういった観光地を巡ってもらうような、そういったものもまた組み立てて発信をしたいというふうな考えではいたのですが、まだちょっと実際そこに至る前に終わってしまったという部分がございます。今後につきましても、その辺をせっかく撮っていただいた素材がありますので、そこは活用して次につなげていきたいなというふうには考えております。

また、新年度のほうの取組、また新たな方が来られますけれども、それにつきましても、SNSの発信等については引き続き活動は続けていく考えではありますけれども、そのほか、今回の募集要項の中でも、「郷土を育み、地域に新たな活力や交流を生み出す活動」こういったものも地域おこし協力隊の事務として一応掲げさせていただきましたので、その中で、今、地域としては、地域学の取組等についても話合いが出ておりますので、その辺も含めて新たな協力隊員さんと話をしながら、一緒になって進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） この地域おこし協力隊なのですが、始まってそんなに年数がたっているということではないと思うのですが、趣旨としては、人口減少や高齢化等の進行の著しい地方において、こういうところで定住・定着を図る、それが一つの目的ということも掲げられておまして、そういう点では、応募をして、この忠類の地域の魅力を発信をしていく、それと同時に、どうやって定着していただけるかというところでは、本当にそこに住んでいる住民、それから行政サイドのサポートがなければ、なかなか定着というのは難しいのかなと思います。

今、小田議員が質問いたしましたので、私もそのような趣旨で質問したいと思っておりました。そういうところのサポートをこれから具体的にどのようにしていくか、そこが本当に大事ではないかなと思います。

それで、1年から3年間の期間ということだったので、そういう中で、今度、会計年度任用職員ということですので、少しは待遇はよくなるのかなと思うのですが、そこで定着して活動していくというところでは、経済的な支えということも大事なと思っております、その点のこれからの対策ということも検討していかなければならないと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 活動をいただく中で、3年間活動いただきますけれども、その中で、またその隊員さんが今後どういったことをしていきたいのか、そういったものにもよってくるのだろうというふうには考えております。

国のほうでは、例えば起業をしたり定住したいといった場合において、支援制度等もございますので、それらをまずは活用していただくことがメインにはなるとは思いますけれども、いずれにしても、隊員さんがどういったことをやりたいのかというものをしっかり確認をしながら、定住につながるように、町としてもサポートはしたいというふうには考えております。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 応募される方は若い年代の方ですので、ですから、ぜひそういうところも、若い方ですので、地域になじむような手だても取っていただきたいというふうには思います。

また、忠類で今回2名ということだったので、この中では、幕別全体の中で人口が減っている地域もあるのですが、なぜ忠類だけに限ったのか、ほかの地域の検討はどのようになされたのか、その点もお伺いしたいと思いますけれども、そういう地域に対してでも視点を広げていただかして、地域おこし協力隊員の協力を得ることも大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 今、特に忠類地域の魅力を発信していただくということで、幕別町としては地域おこし協力隊を、今、忠類地域ということでさせていただいております。

全体的な取り扱いにつきましては、例えば文化継承の分野ですとか、あと全体的な幕別町の観光分野であれば、当然、本町のほうに、こちらのほうに席を構えて地域を興してもらおうということも可能であろうかと思えます。

それについては、全体の中で今いろいろ協議をして、地域おこし協力隊に何をお願いするのだということで、そういった取組は今後考えてまいりたいというふうに考えています。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 高齢化の進んでいる地域も、幕別町全体にあります。

本町地域もその一つに入るのかなというふうには思うのですが、ぜひそういうところも、町の考え方も示して、協力をいただけるような対策を強化していただきたいと思ひまして、その点だけお聞きして終わりたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 地域の活性化の関係の一つの方法として、今おっしゃられることもあると思ひますので、そういったことは十分踏まえながら検討を進めてまいりたいと思ひます。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑ありませんか。

（関連の声あり）

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） 地域おこし協力隊なのですが、広報紙にも載っていましたが、9か月で退職をされたということなのですが、1年以内でやめられたということで、その辺の何か問題と申しますか、問題点として挙げられることはないのか、その辺は検証をされたのでしょうか。

それと、インスタグラム中心に画像を発信されたということなのですが、実際の取組としては、ほかにも何かされたのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） まず、期間が短く終了してしまったという部分ですが、特段、業務上には、仕事上のミスマッチであったり、そういった業務上の問題というのはございません。先ほどご説明申しましたとおり、家庭環境が変わったことによって継続できなくなったということであり

ます。そのほか、発信の内容としましては、インスタグラムを中心として、かなり動画のほうとか静止画の画像を発信していただいたところでもありますけれども、そのほかは、地域のシーニックカフェの宣伝の動画の作成を2度ほどしていただいたり、あとは毎週のようにシーニックのほうの運営に協力をしていただいたりという形で、住民の方と一緒に活動はしていただいております。

今申し上げました動画の作成というのが、いわゆる道の駅に置いてあるデジタルサイネージ、あちらで動画を発信しているのですが、その動画の作成というものを協力隊の方にやっていただいたところでもあります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） 業務上、問題ないというお話ではあったのですが、やめられた理由のところ。詮索するわけではないのですが、先ほど来、サポートする必要性とかの話もあったのですが、もしかしたらそういった意味も、家庭環境だけではなくて、そういったところで、ちょっと不満に思っていたこともあったかもしれないのかなというふうに感じるのですが、また新しい方が入ってこられるので、そういったところも、またやめられるようなことがあつては、これはちょっといけないことですので、先ほど来あつたようなサポート体制とかもしっかり組みながら進めていって、また同じようなことが繰り返されることのないように進めていただきたいというふうに

思っております。

○委員長（若山和幸） 答弁はいいですか。

○委員（小島智恵） 何かありましたら。

○委員長（若山和幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） もちろん、地域おこし協力隊のこの活用というものは、地域の魅力発信をするだけではなくて、その先、将来定住につなげていただきたいと、やっぱりその地域で活躍していただきたいという思いがありますので、そういうふうにつながるように町のほうもサポートしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかに、質疑ございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 3点ほどあるのですけれども、167 ページの1目商工振興費の下段のまず中小企業の融資に関して、167 ページから168 ページにかかってなのですけれども。

昨日、行政報告ありましたけれども、新型コロナウイルスの影響ということで、事業者のアンケートでは、9割近くに影響が及ぶという回答結果でありました。それで、今後長期化しますと、倒産するところも出てくるのではないかということで、非常に大きな危機感を持っております。その辺の認識、どのように持っておられるのか。

また、国の融資制度が無利子無担保ということで、これは報道で聞く限りなのですけれども、そういったものが実際に使える状況になってきているのか、その辺をまずお伺いすると、あと175 ページ、4目スキー場管理費、18節負担金補助及び交付金の中の細節14、白銀台と明野ヶ丘スキー場整備工事に関してでありますけれども、毎年のように維持管理に係る更新工事がこういったように計上されてきております。

近年につきましては、異常気象もありまして、降雪がない、雪が少ないということで、オープンができなかったり、オープンしても短期間の営業で終わってしまうなんていうことも増えてきております。それと、合併後、町内にスキー場を二つも有しているような状況であります。そのための維持管理費というの、コストがそれぞれにかかってくるといった状況が続いているのですけれども、町長は、執行方針の中で、厳しさ増す財政状況ということで、選択と集中のお考えを持っているわけなのですけれども、今後のスキー場の在り方、ちょっと大きな話になるのですけれども、今すぐ結論は出ないかもしれませんが、考える時期にはないのか。

それと、聞くところによりますと、明野ヶ丘スキー場のリフトの本体の更新時期が近づいているのではないかという話も聞くのですけれども、そのところはどのようになっていますでしょうか。

あと、175 ページの5目企業誘致対策費の企業誘致対策事業に関してでありますけれども、これも新型コロナウイルスの影響ということで、昨日も、マスク、消毒液の入手困難な状況というお話したのですけれども、中国依存によって部品等の供給もストップをして、製造業もかなり影響を受けているというふうに聞いております。ほんの一例を挙げるとすれば、トイレの便器だとか水回り等々、住宅設備の工事も進まない、建設業もかなり影響が出てきているようです。いま一度、国内回帰という考え方ですね、国内で生産を完結していくこと、大事であるのではないかと身にしみて感じたところなのですけれども、そういった国内回帰という考え方をもちながら、企業誘致等も進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） まず、新型コロナの関連につきましては、委員おっしゃるとおり、企業、大変9割以上のところが影響を負っているという状況でございます。私どもとしましては、毎週、金融機関に相談状況を確認している中で、今3月13日現在で、金融機関に相談を受けた件数が31件、そのうち融資にまで相談が行っている件数は4件ございます。

私どもとしましては、今、国や道でいろいろ制度が出ております。その中、融資制度や雇用対策な

ども含めて、有利な制度の情報の提供を行うとともに、商工会や金融機関と連携して、事業者にとって有利な制度等を使えるよう支援していきたいと考えております。

続きまして、スキー場についてでございます。スキー場につきましては、令和2年度、明野ヶ丘スキー場の修繕工事 401 万 5,000 円、そして忠類地域におきましても、1,243 万円の整備工事を予定しております。確かに、これまで、そして今後も、スキー場のリフトを中心として、大変多額の費用を要することが見込まれているのではありますけれども、明野ヶ丘スキー場につきましては、昭和 51 年に開設しているところでございます。スキー協会を含め、幕別スキー学校も含めて、これまで教育的な要素も含めて多大に活用してきたところでございますので、今現在として、簡単にスキー場を廃止するということは言えないという状況でございます。

明野のリフトの更新につきましては、一番大きいところでいいますと、令和5年にキュービクルだと原動施設更新も含めて1,700万円ほどを予定しているところでございます。

企業誘致につきましては、確かに私どものほうでも部品が供給できない、そういったところで工事が遅延したりですとか納期に間に合わないというところで、影響を受けているところもございます。国内回帰、一番いいと思うのですけれども、今、中国も含めた世界全体なのですけれども、中国の影響というのがいろいろなところに出ておりますので、そこにつきましては、今後とも企業と連携しながら情報収集し、金融機関等も含めて支援していきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） 最初の融資に関してのお答えなかったのかなと。

国の新たな創設されている無利子無担保の制度、もう一回ちょっとその辺はお伺いしたいと思えますけれども。

あと、明野ヶ丘スキー場、1,700万円ですか、予定されているのは。ちょっと本体ということもあるのですけれども、その他もろもろやはり維持管理費も毎年のようにかかっているということで、本当に選択と集中、この予算の中でどこでされるのかなと思っていたのですけれども、こういったところでやっぱり決断といいますか、大胆な見直しをかけていくということも必要かなというふうに思いますので、検討をもう少し進めていただきたいなと思っております。

○委員長（若山和幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 申し訳ございませんでした。

新型コロナウイルスの感染に関わる国の無利子無担保の融資につきましては、17日から受付を開始するところでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） スキー場の今後の在り方についてでありますけれども、先ほど課長から答弁申し上げましたとおり、昭和52年1月9日に明野ヶ丘スキー場というのはオープンしておりまして、以来、多くの方に利用されてきたという経過もございます。しかしながら、先ほど委員のご質問にもありますとおり、近年の雪不足ですとか、今後の維持管理経費、そういったことを総合的に考えますと、そろそろ今後のスキー場の在り方については検討する時期が来ているのかなということも考えておりまして、原課といたしましては、町の重要懸案事項の一つということで捉えて、今これから関係団体のご意見も伺いながら、今後のスキー場の在り方については検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） 国の融資制度についてのみ、お聞きしたいと思います。

17日から使えるということなのですけれども、そういったところのきちんとした事業者への周知ですね、フォロー体制、そこはしっかり行っていただきたい。

使える方には使っていただくというふうにしていただきたいと思いますけれども、ただ、無利子とはいえ、やはり借りたものは返さないといけないということで、またそれも今大変だということで、利益出せる見込みがないので、そもそも借りれないなんていう、そういった声も聞かれています。国の制度だけでは不十分な面もあるかと思うのですけれども、町独自としての施策は打てないものなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 国で今実行しようとしております実質、無利子無担保、これにつきましては、町のホームページも随時更新をして、新たな情報を提供するとともに、商工会を通じても随時情報提供しているところであります。

また、金融機関に相談に来られた方にも、金融機関を通して、どの融資制度を活用するのかということは、事業所の方と様々検討をされているというところであります。

また、町独自の施策でありますけれども、例えば今回のコロナ関連の道の融資ですと、利息が1%、しかも保証料がかかるということもあまして、それに対する町の補助ということも、かつては平成28年の台風被害のときには、同様の制度、利息補給、保証料補給という制度も実行したことがありますけれども、今回は国において実質無利子無担保、これ政策金融公庫の融資ですから保証料もかかりません。そういったことがありますので、現状におきましては、この制度を最大限活用してもらえようように周知を図るとともに、町としても何かできることないかということは、商工会とも連携を図りながら、今後、常にそれはもちろん検討はしてまいります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今までぎりぎりですべてやってこられたお店もたくさんあると思うのです。

今回のコロナを機に、借金するのだったらお店を閉めてしまおうかと、そういったことの懸念もあるわけなのですけれども、今おっしゃったように、商工会、事業者さんともお話ししながら、例えばですけれども、返さなくてもいいような施策もあるのだったら、手を打てるのであれば、そういったことも考えていただければなと思っております。

昨日、新聞の載っていましたが、こういった外出自粛要請ということで、飲食店さんなんかかなり厳しい状況であるのですけれども、テイクアウトだとか出前に力を入れてご努力をされているところも出てきておられます。

自分もそうなのですけれども、こういったところも含めまして、できるだけ町内の飲食店さんなどを利用されるということを、町職員の皆さんに率先して利用をしていただく、消費喚起に向けて呼びかけていただきたい、応援をしていただきたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 今ご質問にありました事業所のテイクアウトですとか出前、そういったことにつきましては、今、商工会でもそういったPRといたしますか、実施してもらうように強く働きかけをしているところであります。さらに、観光物産協会、これは町が事務局を担っておりますので、観光物産協会の加盟事業所につきましては、先日そういったポスターを作ってSNSで発信をしているところであります。また、勝毎なんかでも、町の職員が先頭に立ってということもありますけれども、それは職員の親睦団体であります交友会とも連携を図りながら、できる限りこの国家的な難局でありますけれども、我が町にできるだけ影響を及ぼさないように、あらゆる手段を使って、その辺については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

（関連の声あり）

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 制度を確認しないでここに来たものですから、確認も含めてなのですけれども、無利子無担保の融資制度、問題はその償還だと思うのですよ。いつからまずは償還開始しなきゃいけないのですか。

○委員長（若山和幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 国の無利子無担保融資に係る貸付けにつきましては、据置き5年間、そして、貸付期間は、設備で20年、運転で15年以内です。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。つまり5年間は借りたまま経過することができる。

これ長期化して、いつ収束するかというのがまだ見えない状況にありまして、ここが今経済関係の皆さんが一番心配されているところだと思うのですよね。それで、もちろん猶予はあって、その後、返していくということなのですけれども、この経済状況によっては、そういった返せる状況などの見通しもなかなか難しい面も出てくるのではないかというふうに思うのですよ。

ですから、5年間猶予あるということで、一つは分かりました、押さえましたけれども、その後の償還に当たっても、やはり意を用いて経済状況を考えながら、国にも意見を上げて、さらに返済期間が長くなっていけばまた苦勞もするのですけれども、そういった働きかけも必要だというふうに思います。

もう一つは、隣の帯広市などでは、商工会議所と連携しながら、町としての資金を活用して、国の乗れない人を応援する仕組み、金額は物すごく少ない100万円単位なのですけれども、そういったものも考えているというふうに報道されておりました。検討はされたのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 今回のこの国の実質無利子無担保で、将来的には返せないところもということでもありますけれども、その先については、現状ではまだ国のほうでははっきりしたことは申し上げておりませんが、町としては融資制度だけではなくて、国においては中小企業向けの様々な補助制度もたくさんあります。そういったことの活用も含めて周知をして、できる限り多くの補助金を使っていただくような支援もしてまいりたいというふうに考えておりますし、もちろん国に対してということでもありますけれども、その辺については、十勝圏の活性化推進期成会ですとか町村会を通じて、どういった要望ができるのかというのは、それはまだこれからのことになりますけれども、必要がありましたら、そういったところを通じて、国に対してもしっかりと意見を申し上げていきたいというふうに考えております。

あとは、町の資金でありますけれども、現状におきましても町の中小企業融資というのがあります。これにつきましては、利息が1%で借りられる、さらには保証料についても町が支援するということで、保証料がかからない制度であります。これについては、道でコロナ対策向けの融資制度を創設しましたけれども、それよりも条件がいいわけでありまして、身近な融資という面でありましたら、そういったことの活用も含めて金融機関を通して活用はしていただけるということ考えております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。

もう一つだけ、働いている人たちが、この感染の事態によって自宅待機をやむなくされた場合に、国のほうでその賃金について1人8,300円、フリーランスの人は4,100円補償ということも打ち出されております。これについてはもう既に申請があるのか、そして国はいつからこれを開始できるようにしているのか、情報は届いておりますか。

○委員長（若山和幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今おっしゃるのは、恐らく雇用調整助成金のことかと思うのですけれども、雇用調整助成金につきましては、ハローワークのほうで受付を実際行っております。問合せはしているのですけれども、個別情報ということでちょっと教えていただけないという状況でございます。

あと、保護者の休暇取得支援に対する助成などにつきましても、情報につきましてはまだ概要だけしか出ていない状況でございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ハローワークが窓口ということであれば、幕別町の町としての状況というのはつかめないですね。うちの事業所でどのぐらいそういう人たちがいらして、そして8,300円なり4,100円なり、きちっと早期に補填してほしいと思うのだと思うのですけれども、そういった仕組みであれば、町が関与しようがないといえますか、これも本当に急がれる困っている課題だと思うのですけれども、これ何とかハローワークとの関係ではどうしようもないのでしょうかけれども、もう2月から始まっていますからね、今月のお給料からどうなってくるかということになるのだと思うので、その辺、もう少し町から何らかの働きかけを行って情報を得て、早くその手だてが取られるようにということは難しいでしょうか。

○委員長（若山和幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 今回のいろんな制度につきましては、国の制度ということがあって、これ、ハローワークにも我々いろいろ問合せをしていますけれども、なかなかハローワークにすら細かな情報が下りてこない。国の上のほうで決めているといえますか、そういったこともありまして、直接、厚生労働省にパイプがある職員もおりますので、そういったところを通じて情報を得たりしているような状況がありまして、しかしながら、できる限り速やかにハローワークも通じて、町としても現状はしっかりと把握していきたいというふうには考えております。

また、先ほど、町の施策に関してなのですが、道は今回のコロナ対策で融資制度を打ち出したとき、1%の利息、さらには保証料もかかるという制度でしたけれども、それについての保証料補給、利息補給というのは、町として速やかに取り組もうとしていた経過がございます。

しかしながら、その後国が実質無利子無担保という制度が出てきたものですから、施策の組み立てには至らなかったという状況にはございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、7款商工費につきましては以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですけれども、この際11時20分まで休憩いたします。

11:13 休憩

11:20 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 8款土木費の説明をいたします。

177ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費、本年度予算額1,019万円、本目は、道路・河川財産管理事業に要する費用であり、スノーポール、土のう袋などの管理用消耗品、札内駅人道跨線橋のエレベーターの管理に要する費用、河川及び道路の台帳修正に要する委託料が主なものであります。

178ページに行きまして、2目地籍調査費、本年度予算額5,371万9,000円、本目は地籍調査事業に要する費用であり、会計年度任用職員1名分の費用のほか、179ページへ行きまして、12節委託料、細節6は地籍調査測量委託料でありまして、本年度は継続で2地区のほか、新規に中札において1地区着手し、3地区合計で25.6平方キロメートルの調査を実施する予定のものであります。

3目樋門・樋管管理費、本年度予算額314万1,000円、本目は樋門・樋管維持管理事業に要する費

用であり、180 ページへ行きました、12 節委託料は町内にある 107 か所の樋門・樋管の定期点検等に要する費用であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路新設改良費 2 億 4,121 万 1,000 円、本目は道路新設改良事業として、町道の改良舗装など道路整備に要する費用であります。

12 節委託料は、町道 5 路線の整備に要する調査設計委託料、181 ページへ行きました、14 節工事請負費は道路改良や舗装、オーバーレイ工事等に要する費用でありまして、本年度は継続が 7 路線、新規が 5 路線の 12 路線、地域別で申し上げますと、幕別地域で 9 路線、忠類地域で 3 路線、延長で申し上げますと、道路改良及び舗装が約 660 メートル、舗装新設が約 280 メートル、オーバーレイが約 990 メートルを予定しております。

182 ページへ行きました、21 節補償補填及び賠償金は、忠類 24 号線ほか 2 路線の水道管移設に要する費用であります。

2 目道路維持補修費、本年度予算額 4 億 8,131 万円、本目は町道の維持補修に要する費用であります。

はじめに、道路施設維持事業 3 億 9,301 万円は町道の維持保全に要する費用であり、12 節委託料の細節 1 は幕別及び忠類地域の除排雪を含めた通年の町道管理委託料、細節 5 は幕別地域における町道除雪の委託料であります。

13 節使用料及び賃借料の 183 ページへ行きました、細節 5 は公共施設における除排雪機械の借上料、14 節工事請負費は街路樹の剪定区画線の引き直しなどの道路維持工事に要する費用、15 節原材料費は町道の維持管理に使用する切り込み砂利や焼き砂、舗装合材などの原材料費、17 節備品購入費の細節 1 は小型ロータリー除雪車の購入費、18 節負担金及び交付金は音更町と共同で管理している十勝中央大橋の維持管理に要する費用であります。

次に、道路施設補修事業 8,830 万円は、町道の補修に要する費用であり、12 節委託料は橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5 年に 1 度実施が義務付けられております定期点検でありまして、42 橋の点検委託料、14 節工事請負費は車道及び歩道の舗装や縁石、雨水ますの補修のほか、緊急対応に要する費用、184 ページへ行きました、細節 3 は橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施をする春駒橋の長寿命化修繕工事、細節 4 は橋梁の補修に要する費用であります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 4 億 3,974 万 3,000 円、本目は都市計画に関する経常的な費用であります。

はじめに、都市計画総務事務事業 883 万 5,000 円は、都市計画審議会 5 回分の委員報酬のほか、12 節委託料の細節 5 は都市計画マスタープラン策定業務、細節 6 は緑の基本計画策定業務に要する委託料であり、それぞれ昨年度から引き続いて策定作業を進めるものであります。

185 ページへ行きました、細節 8 の道路交通量調査委託料は、本年度、国や北海道が道路の利用実態を把握する道路交通センサスの実施に合わせて、町内の都市計画道路を中心とした交通量調査に要する費用であります。

次に、公共下水道特別会計繰出金 4 億 3,090 万 8,000 円は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額 1 億 4,572 万 4,000 円、本目は公園施設維持管理事業として、公園やパークゴルフコースの維持管理に要する経費であり、10 節需用費は管理に要する消耗品や電気料のほか、草刈り及び管理車両に要する燃料や修繕料、186 ページへ行きました、12 節委託料は公園緑地やパークゴルフコースの草刈り及び清掃管理に要する委託料、公園やパークゴルフコースの日常管理や遊具の定期点検などの公園施設管理委託料、公園トイレの清掃や花壇の草刈りなど、公園環境整備委託料に要する費用であります。

187 ページへ行きました、14 節工事請負費は、春先の点検後に行う遊具の補修工事、各施設の緊急対応に要する費用であります。

3 目都市施設整備費、本年度予算額 8,154 万 2,000 円、本目は公園整備事業として公園施設の整備

に要する費用であり、7節報償費及び8節旅費の細節1は、明野ヶ丘公園の再整備の検討に要する費用であり、公園造りの専門家や町民の声を反映した公園造りを進めるため、ワークショップ開催などに要する費用であります。

188 ページへ行きますと、12節委託料の細節5は、札内北公園のろ過機の更新に係る実施設計、細節6は明野ヶ丘公園の再整備基本計画の策定委託料であります。

14節工事請負費の細節1は、老朽化が進行しているいなほ公園の複合遊具とろ過機の更新、細節2はあかしや公園及びななかよし公園のフェンスの更新に要する費用であります。

次に、都市防災施設整備費につきましては、令和元年度をもって予定しておりました事業が全て完了いたしましたことから、廃目とするものであります。

4項住宅費、1目住宅総務費、本年度予算額289万4,000円、本目は住宅総務事務事業として、公営住宅を中心とした事務に要する費用であり、会計年度任用職員である公営住宅業務員1名分に要する費用が主なものであります。

189 ページへ行きますと、2目住宅管理費、本年度予算額5,085万8,000円、本目は公営住宅維持管理事業として、町が管理する住宅868戸の維持管理や修繕などに要する費用であり、10節需用費は住宅の壁、床、建具などの一般修繕に要する費用、190 ページへ行きますと、12節委託料の細節8は公営住宅管理人の管理委託料、14節工事請負費は住宅営繕工事に要する費用が主なものであります。

3目公営住宅建設事業、本年度予算額4億3,196万3,000円、本目は公営住宅建設事業として、公営住宅の整備に要する費用であり、191 ページへ行きますと、12節委託料の細節5は桂町西団地の工事管理委託料、細節6はあかしや南団地の実施設計委託料、14節工事請負費は桂町西団地の建設に要する費用であり、細節1は2棟12戸の建設工事、細節2は外構工事、細節3は建設費にあります旧教員住宅解体工事に要する費用であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

小島委員。

○委員（小島智恵） 187 ページ、3目都市施設整備費の公園整備事業、資料によりますと、公園5か所をとということなのですけれども、その中で明野ヶ丘公園再整備事業についてお聞きします。

先ほど、基本計画の策定、またワークショップも行うという説明であったと思いますが、明野ヶ丘公園の利用人数、お答えできなければ利用状況でもいいのですけれども、お聞きしたいと思います。

あと、大規模な再整備というのを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 明野ヶ丘公園の利用人数でございます。公園の利用調査で、利用人数は把握していないところでございます。

しかしながら、本年度、明野ヶ丘公園のアンケートを行いまして、そのアンケートの中で、明野ヶ丘公園をどのぐらい使っているかというアンケートをしました。その中で、「ほぼ毎日」が0.3%、2人なのですけれども、これは都市計画マスタープランのアンケートに合わせて行ったのですけれども、利用頻度に対する回答者が647名でした。その中で、「ほぼ毎日」という方が2人で0.3%、「週に2、3回」という方も2人で0.3%、「週に1回」は3人ということで0.5%、「月に2、3回」が7人で1.1%、「月に1回程度」が4人で0.6%、「年に数回」が74人で11.4%、それから「年に1回」が77人で11.9%、「利用しない」という方が478人で73.9%となっております。この数字を年間の利用者数に、例えばの話なのですけれども、換算しますと、1,629人になります。仮にこのデータを、今、647人のデータになっているのですけれども、例えば5,000人に換算すると、12,588人になるということで、このデータをどんなふうに換算するかという形はあるかと思うのですけれども、そのようなアンケートの結果がでございます。

また、パークゴルフ場のデータといたしましては、桜コースなのですけれども、直近 10 年間は大体 6,000 人程度の利用者が推移しているという状況でございます。

それから、大規模な改修を予定しているかということだったと思います。大規模な改修というのは、今現在はワークショップの中で今後検討してきたいと考えてございますので、今のところ大規模な改修ということを用意するという形では考えてはいません。ただ、ワークショップを続ける中で、大規模な改修に当たっても、その内容と効果を判断いたしまして、十分検討する中で、慎重に対応していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） アンケートの抽出調査ですよ、これ 647 人。うち、478 人が利用しないということで、抽出調査ではあるのですけれども、大半が利用がない、本当はないということなのですけれども、私も別に張りついて見ているわけではないのですけれども、たまに見る限りでは、あまり人がいらっやらないのかなというふうには思っていて、といいますのも、もともと立地的なところでも住宅街から離れていますので、日常的に使うにしても使いづらい距離にあるのかなと。わざわざ足を運ばなきゃいけないというところで使いづらいのかなというふうに思いますし、また、今、少子化、高齢化、人口減少ということで、どんどんこの公園利用が増えていくというのは、考えにくいのかなというふうに思っております。

ワークショップの中で検討したいという話もあったのですけれども、町としてある程度の基本的な考え方といいますか、姿勢を持って臨まない、例えばワークショップの中で、新たに大規模な遊具必要じゃないかとかという話が、意見が出たときに、そういったところに傾いていくのもいかなものかなというふうに思うのですけれども、ある程度の基本的な考え方を持っておいたほうがいいと思うのですよね。その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 整備について、ある程度の考え方ということなのですけれども、大規模な改修という部分の中で、大型遊具だとかそういった部分もあるかと思うのですけれども、明野ヶ丘公園は総合公園になってございまして、町に総合公園は明野ヶ丘公園とスマイルパークの 2 か所がございまして。また、明野ヶ丘公園は、昭和 51 年に 80 周年記念の植樹のところから公園というのが始まっているものですから、一定程度の大規模な改修に至るかどうかというのはあるのですけれども、一定程度の今の公園の改善はしていかなければならないのかなと思っております。

というのは、遊具もアスレチックになるのですけれども、木製遊具が老朽化しているような状況があります。また、トイレとかも老朽化しているような状況がございまして、利用者からはそういったものの更新が望まれているような状況がございまして。そういった部分も含めて、一定程度の改修はしていかなければならないものと考えてございます。

その中で、ワークショップの中で意見が出てきたときに、町の財政等も踏まえながら、その内容、それから効果について十分検討して、その内容について慎重に検討していきたいと考えてございます。

○委員長（若山和幸） 小島委員。

○委員（小島智恵） 先ほどもお話ししたように、選択と集中、厳しい財政状況ということなのですけれども、やっぱりあまりお金をかけずに、維持管理費についてもあまりかかっていかないような、私の考えですけれども、自然を生かした公園にしてはどうかというふうに思っております。その辺については、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 公園ですので、道路とかとは違いまして、様々な機能がございまして。35 ヘクタールという大規模な総合公園ということで、場所的なところが、市街地にちょっと離れて隣接していないというところはございまして、そうした離れている場所だからこそ、何かできることがないのかというようなこともちょっと考えております。何とか開基 80 周年を機にして造成された公

園、さらには、開基 100 周年において、ピラ・リが造成されたりとか、そうした歴史的な経過を踏まえて、何とか今後に残せていけないのかといった点で、魅力を高めるような手だてを考えられないのかなというようなことは、根本的な考え方としては私たち持って検討を進めております。

ただ、おっしゃるように、際限なくお金をかければいいのかというようなことは、決してそういうようなことではないのかなというふうには思っておりますけれども、一方で、地元の小学生が利用に当たっての要望をされているですとかというような声もございますので、今後、新年度におきましては、ワークショップ、町民の方々のワークショップ、さらには子どもたちの声や何かも聞きながら、再整備に当たっての考え方、その辺をまとめていきたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） ほかに質問ございませんか。

石川委員。

○委員（石川康弘） 2点ほどお伺いいたします。

一つは、182 ページの道路維持補修費の関係なのですが、主に農村地区の砂利の道路が主だと思っておりますけれども、そういうところの補修管理について、農地水対策事業のほうでもやっておりますけれども、町に問合せると、常にそういう農地水のほうの資金を使って維持管理をしてくれという返事がほとんどだという話を聞きます。ぜひ土木のほうでも真剣に耳を傾けて聞いてほしいという意見がありましたので、お伝えをしたいと思います。

もう一点は、公営住宅の管理の部分ですね。これは、189 ページになりますかね。修繕の中で、16 節公有財産購入費の中に畳とありますけれども、修繕の中で、今まで建てられた建物の中で和室が非常に多いのだと思うのですが、その中で、畳の入替えというのは常時人が入れ替わるたびにやるのだと思うのですが、現在いろんな民間の施設を見ても、畳の部屋はなくなってきていて、維持管理の上からもやはりフローリング等の張り替えをしているところが多いです。その辺について、町でも維持管理の上からも、長寿命化についてでも、そういうことが必要なのかなというふうに思います。

また、畳の材料もなかなか日本国内では製造するのが難しいということで、ほとんど中国から輸入されていることが多いのだと思うのですが、そういった観点からも、和室、畳の部屋をフローリングの洋間のほうに変えていく必要があるのかなというふうに思います。

それからもう一点、191 ページになりますけれども、桂町西団地建設工事の関係ですけれども、以前にエアコンについて質問された方いらっしゃいましたけれども、これ非常に難しいのだろうと思うのですが、民間ではほとんどの賃貸住宅、マンション等については、エアコンが常備されています。今こういう気温の変化によって、だんだんそういう住宅が多くなってきています。町もそういう手だてが必要なのではないかなというふうに考えます。

それから、エアコンに附属してですけれども、入居するときに、今度新しく建てられる建物はどうか分かりませんが、そのほかに照明ですとか、それから暖房器具ですか、そういったものが常備されているのか、入居するときに入居者が負担をしなきゃいけないのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 私のほうからは、町道の砂利道の件なのですが、砂利道につきましては毎年春に、砂利なものですから雪解けた後に、路面がちょっと緩んでいる関係もありまして、それが落ち着いたら、グレーダーを入れて路面の整正を行っているような状況でございます。

また、全線終わりましたら、その後に、夏ぐらいになるのですが、各公区に砂利道で砂利の補給等が必要な場所があれば、そういった部分を要望してほしいということで通知いたしまして、それに伴って砂利を入れたり、それからまた私どものパトロールの部分で、砂利が足りない部分があれば砂利を補給しながら、再度グレーダーをかけているような状況でございますので、一定程度、先ほどおっしゃられましたように、農地水だけではなくて、町道管理として道路が安全に通行できるような管理を行っているところでございます。

○委員長（若山和幸） 都市計画課参事。

○都市計画課参事（河村伸二） まず1点目の公営住宅の畳の件でございますが、今年度、建設完了しております春日町東団地につきましては、畳の部屋はもう廃止しております、全部フローリングフロアの状態でございます。次年度計画しております桂町西団地につきましても、今のところ畳は使わないというような計画になっております。既存の住宅の畳の更新につきましては、畳から床にということですが、ちょっと費用的にやっぱり多額の費用がかかるということで、今現段階では畳が悪くなったところを更新していくというような考えであります。

次に、エアコンの関係でございますが、エアコンにつきましては、新しい団地計画から新たに入居者の負担によってつけることが可能な場所、穴ですとか配線ですとか、そういうものを住宅のほうで用意して、あくまでもエアコン本体につきましては入居者の負担によって用意していただくということです。町のほうで整備することになりますと、費用がかかるというのはもちろんなのですが、その分、家賃に反映していくということもございます。また、ほかの団地との整合性もちよとなかなか難しいということで、現段階ではエアコンの設置は町のほうでは考えてございません。

照明器具につきましても、同じような観点から、例えばトイレですとか、浴室、台所につきましては、照明器具は当初からついているのですけれども、そのほかの部屋につきましては入居者の負担において用意していただくということになっております。

あともう一点、暖房ですね。暖房についても同じような考え方で、入居者において用意していただいているということになっております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 石川委員。

○委員（石川康弘） 道路については理解しました。

あと、設備関係なのですが、入居者が取り付けたします。入居者が出るときに、その設備についてはどのような扱いをしていらっしゃるのでしょうか。例えば、そのまま本人が置いていく場合だとか、持っていく場合だとか、両方あると思うのですが、そういった場合にどういった選択肢を迫られるのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 都市計画課参事。

○都市計画課参事（河村伸二） あくまでも入居者でご用意していただいたものにつきましては、退去時に全部、入居者のほうでお持ち帰りいただくなり、処分していただくということになっております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 石川委員。

○委員（石川康弘） それは理解しましたが、処分というのはやはりどこかに使うことがあるのならないけれども、もしそれが使うことがなければ廃棄ということになりますね。それは非常にもったいない話で、これもスーパーのレジ袋と同じ考えられると思うのですが、やっぱり捨てるというのは問題なわけですから、私の考えとしては、やはり常に照明器具等は常備しているというのが当然普通のことだと思うのですね。どこの民間の施設に行っても、そんなことはまずあり得ないことですよ。

その辺はやはり公営事業としてやはり考え方を改めて、そういうことは最初から取付けを行ってそれを維持管理しておく、そのほうが一番ロスが出なくていいのかなと思いますので、その辺の考え方を考えていただければと思います。

○委員長（若山和幸） 都市計画課参事。

○都市計画課参事（河村伸二） 委員おっしゃられるのはよく分かるのですが、今、公営住宅を建設計画するに当たっては、整備基準というのが設けられておまして、町の負担によって、そういう機器類を整備することはできないのかということ、できないことはないのですが、町としましても、整備基準という一定の決まりに基づいて整備していく観点から、最低基準ののっとって造っていくというようなことで、委員おっしゃられましたように、退去時の設備機器等が残ることについて

は、今後、新たな入居者の使えるものについては、町のほうも処分については相談に乗るというような形を検討していきたいというふうには考えております。

○委員長（若山和幸） 石川委員。

○委員（石川康弘） ぜひ相談に乗っていただきたいというふうに思います。

私もちょっと経験があったのですが、私が直接ではないのですけれども、実際に退去するときに、置いていってもよろしいですよというふうに言われた事例もあります。それは多分、その時点で、そのものというのは町の財産というふうになるのですかね。どちらでもいいのですけれども、そういった形で残していただいて、有効に使っていただいたほうが、次の入居者にとっても非常に有効なことではないかなというふうに思います。ですから、その辺の考え方をもうちょっと柔軟に考えていく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 同じく公営住宅になりますが、ページ数では189ページ、公営住宅の管理ということで、一つは管理人制度というのが置かれておりますけれども、会計年度任用職員の導入によって位置付けが変わってきております。この公営住宅の管理人につきましては、今後も継続されていくのだろうと思うのですが、現状では続けて管理人制度というのを取り入れていくのかどうかということが一つです。

もう一つ、191ページの桂町西団地建設工事に関わってなのですけれども、ここはご説明ありましたように2階建ての住宅になろうかと思っております。それで、防災対策について伺いたいのですけれども、実は、昨年、同じ桂町で火災事故がありまして、それで1階から火が出まして、2階の方が避難するのに、というのは燃えて下から火が上がって、逃げられないという状況が出てきたのですよね。つまり住宅の造りが、今の古い形ではそういう造りになっているものですから、逃げられなかったのです。そういった教訓生かされて、新しい住宅では防災対策というのはどんなふうに、防火・防災を考えておられるのか伺います。

○委員長（若山和幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） まず、1点目の管理人制度についてでございますけれども、委員おっしゃるとおり会計年度任用職員制度がありまして、制度上変わってはいくのですけれども、引き続き共用部分の管理をしていかなければならないということがありますので、本町におきましては、今しばらく管理人制度をこのまま続けていきたいということで考えております。

なお、この制度変わるときに、他町村の状況とか調べましたら、一人の管理人というのではなくて、管理団体を作っていて、そちらのほうと町とでやり取りしてというようなこともお聞きしておりますので、ちょっとそちらのほうは今後検討していきたいなというふうに思っております。ただ、今現状といたしましては、すぐにちょっと仕組みを変えることはできませんので、引き続き管理人制度でいきたいと思っております。

○委員長（若山和幸） 都市計画課参事。

○都市計画課参事（河村伸二） 新たな桂町西団地の防災の関係ですけれども、建築基準法に基づく避難規定というのは特段ないのですけれども、新しい団地につきましては、階段室のほかに、バルコニーのほうからタラップを使って降りられるようなことになってございますので、例えば1階で火災が起きて、2階で階段室が使えない場合には、バルコニーのほうから避難していただくというのは可能になってございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 管理人制度は分かりました。

防火・防災対策なのですけれども、これ桂町団地に限ったことではなくて、既に今4階建ての住宅もありますし、あかしやにもありますし、道営では3階建て、それから2階建てというのがあります。

これまでも、従来の正式な階段を通らなくても、それぞれ上から下にバルコニーのほうに補助とい  
いますか、階段がついておりまして、4階建てなどは降りてくるようにはなっておりました。2階建  
てはなっていませんでしたけれども。そうなのですけれども、下から上がってくると、もう熱くて逃  
げられないわけですよ。つまり、横に逃げていくという道も造らないと、下に降りるだけでは不備  
だということが、今回の火災の中で明らかになったのではないかと思うのですけれども、そういった  
ことについてはご検討はされましたか。

○委員長（若山和幸） 都市計画課参事。

○都市計画課参事（河村伸二） 横に逃げる、桂町西団地に限りましては、敷地の形状もございまして、  
かなりタイトな狭い敷地になってございまして、プラン的には横に逃げるような形には取ることがで  
きませんでした。

あと、避難については、建築基準法上、守られているということもございしますが、現実的に火災が  
起きた場合には、バルコニーから降りられないケースもあるかもしれません。ですが、二つの方向が  
確保されている、階段室から、玄関のほうから降りるとバルコニー、どちらかを選択して降りてい  
ただかなければいけないというのが、現状、今の計画になってございます。桂町西に限っては、敷地  
の関係上から、そういうことが取れないというのが現状でございました。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の住宅も、建築基準法には合致しているのだと思うのですよね。だから、許可  
になって建てられたと。だけど、実際そういう事故が起きたときに、初めてもう少し手だてが遅れた  
ら、命に関わったなという状況までいってしまったわけですね。そういう教訓は、やっぱり生かせる  
ものは生かしたほうがいいのだらうと思ってお尋ねしているのですけれども、例えばあかしや4階  
建てなどについては、バルコニーは東西全部一本でついているのですけれども、仕切りががちりあ  
って、そしてそこを通り越していくということは不可能なのですよね。下を潜れるとか、いろいろ言  
われてきたのですけれどもね。そういうことを考えたら、最初から一軒一軒の住んでいる人の状況を  
考えた逃げ道というのが、大事だなというふうに思いました。

もう一つ、これからどんどん建築資材も変わってきますし、いろんな対策が取られていくのだらう  
と思うのですけれども、例えばドア一つ取っても、今までの桂の住宅では、もう火災が出ると、熱く  
て握られないというような状況もあって、あときは、中にいた人が外に出られなかったのですよね。  
つまり煙が蔓延する前に脱出するというのを考えて、ドアを開けようとしたのですけれども、熱く  
て開けられないと。

だから、そういう材料なんかも今度どんどん変わって来るのだらうと思いますので、ぜひ教訓を生  
かしていただいて、町でそういう災害が起きたというはもう本当に残念なのですけれども、起きてし  
まった以上は、それを生かすということが大事だと思いますので、参考にしていただきたいと申し上  
げて終わります。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑が終わりましたので、8款土木費につきましては、以上をもって終了いた  
します。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 9款消防費についてご説明申し上げます。

192 ページをお開きください。

9款1項消防費、1日常備消耗費、予算額5億6,415万5,000円であります。

本目は、十勝広域消防事務組合への分担金であります。

2目非常備消防費、予算額4,425万3,000円であります。

本目は幕別町消防団に関わる経費であり、説明欄の上段、消防団活動推進事業3,916万6,000円については、主なものとして、1節の消防団員155人の報酬、8節旅費は災害及び訓練出動等に係る費用弁償のほか、次のページになりますが、17節備品購入費は、29年度から2か年で整備した消防団員の防火衣に係る備荒資金償還金であります。

説明欄の下段、非常備消防施設維持管理事業505万7,000円については、消防団施設及び車両に係る維持管理に要する経費であります。

194ページになります。

3目消防施設費、予算額4,682万1,000円であります。

本目は、消防施設、消防車両の整備管理に要する経費であり、説明欄の上段、消防施設整備事業については、主なものとして、14節の工事請負費は次のページになりますが、第2分団途別部の水槽付消防ポンプ自動車の更新であり、18節負担金補助及び交付金は、消火栓取替工事に伴う負担金であります。

4目水防費、予算額77万9,000円あります。

本目は、水防対策に要する経費であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がありませんので、9款消防費を終了させていただきます。

審査の途中でございますが、この際13時まで休憩といたします。

12:01 休憩

13:00 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山端広和） 10款教育費につきましてご説明申し上げます。

196ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算額232万4,000円、本目は教育委員の活動に要する費用であります。説明欄の一つ目、教育委員活動推進事業は、教育委員4人の報酬、旅費及び交際費などが主なものであります。

2目事務局費、予算額5,108万1,000円、本目は教育委員会事務局の管理運営費、会計年度任用職員の共済費、各種負担金、交付金等に要する費用で、説明欄の一つ目、教育総務事務事業1,154万9,000円につきましては、18節負担金補助及び交付金で次のページ、197ページになりますが、細節8は、教職員の研修事業のほか、児童生徒の英語暗唱大会や作品展の開催などに要する費用を交付するもの、細節11及び細節12は、糠内小学校と札内北小学校の周年事業に対する補助金、細節13及び細節14は、令和2年度末をもって閉校となります幕別高等学校と江陵高等学校の閉校記念事業に対し補助するものであります。

その下の説明欄、会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育）2,167万2,000円は、教育委員会事務局の事務補助員1人、学校教育推進員3人、子どもカウンセラー4人は、子どもサポーター3人とスクールカウンセラー1人になりますが、報酬や職員手当、次の198ページになりますが、共済費などが主なものであります。

次に、説明欄の中段になりますが、学校運営協議会運営事業 166 万 2,000 円は、55 人の委員の報酬や旅費のほか、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は各中学校エリアで行う乗り入れ授業等の教育活動に要する費用であります。

199 ページをお開きください。

このページの説明欄の一つ目、魅力ある高校づくり支援事業 980 万円は、幕別清陵高等学校、中札内高等養護学校幕別分校、江陵高等学校及び幕別清陵高等学校における特色ある教育活動に対する補助金であります。

説明欄の二つ目、就学支援資金交付事業 248 万 2,000 円は、高等学校に在学する生徒のいる世帯に対し、修学上必要な経費を交付するものであります。

200 ページになります。

3 目教育財産費、予算額 6,756 万 5,000 円、本目は小中学校の校舎、教職員住宅等の維持管理に要する費用であります。

202 ページをお開きください。

説明欄の学校教育施設整備事業 3,716 万 9,000 円、14 節工事請負費、細節 1 小・中学校等整備工事は、札内東中学校の高圧受電設備の老朽化に伴う更新工事や教職員住宅リフォーム工事など、細節 2 白人小学校屋内運動場屋根改修工事は、老朽化した屋上防水シートの全面改修を行うものであります。

4 目スクールバス管理費、予算額 1 億 2,031 万 2,000 円、本目はスクールバス運行に要する費用であります。

説明欄の一つ目、スクールバス運行事業、12 節委託料、細節 5 はスクールバス 12 路線の運行委託料、細節 6 は魅力ある高校づくり支援事業に係るスクールバスの行事運行委託料で、中札内高等養護学校幕別分校及び幕別高等学校が行う職業体験等に対してスクールバスを運行するための委託料であります。

17 節備品購入費は、日新線のスクールバスの老朽化に伴う更新であります。

203 ページをお開きください。

5 目国際化教育推進事業費、予算額 1,389 万 7,000 円、本目は国際交流員や英語指導助手により小中学校等における英語指導に要する費用であります。

説明欄の一つ目、国際化教育推進事業は、小学校における外国語指導のため臨時英語指導助手 1 人を配置するほか、中学校 5 校において英語教諭とティーム・ティーチングによる英語指導や、幼稚園等にも訪問し、指導を行う国際交流員 2 人の人件費等が主なものであります。

204 ページになります。

6 目学校給食センター管理費、予算額 2 億 7,332 万 3,000 円、本目は幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの給食提供と管理運営に要する費用であります。

説明欄の一つ目、学校給食センター給食提供事業 2 億 3,082 万 7,000 円は、本年度、児童、生徒、教職員を合わせて、幕別は 1 日約 2,510 食、忠類は 1 日約 210 食を見込み、給食の提供に要する費用であります。

1 節報酬、細節 2 の給食補助調理員報酬は、幕別 13 人、忠類 6 人に要する費用で、2 節給料は、幕別学校給食センターの調理員 6 人及び業務員 1 人に要する費用であります。

205 ページをお開きください。

説明欄の 10 節需用費、細節 4 の消耗品費は、ご飯茶碗、汁椀、仕切り皿、それぞれ 3,000 枚を更新するもの、細節 60 及び細節 61 は、給食食材の購入に要する費用、12 節委託料、細節 5 は幕別 4 路線、忠類 1 路線分の配送に要する費用であります。

206 ページになります。

このページの説明欄の一つ目、学校給食センター維持管理事業 4,249 万 6,000 円は、学校給食センターの運営に必要な経費で、次の 207 ページになりますが、14 節工事請負費は、幕別学校給食センター調理場のエアコンを更新するものであります。

208 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費、予算額 2 億 2,396 万 1,000 円、本目は小学校 9 校の管理に要する費用であり、本年度の児童数は前年度より 10 人減の 1,388 人、教職員数は 155 人の見込みであります。

説明欄の一つ目、小学校維持管理事業 2 億 1,881 万 1,000 円は、町で任用する 7 校 7 人の学校事務補助員及び 7 校 35 人の特別支援教育支援員に要する報酬や職員手当、共済費等の人件費のほか、次の 209 ページになりますが、12 節委託料は小学校の管理、清掃や警備に要する費用、18 節負担金補助及び交付金では、次の 210 ページになりますが、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

2 目教育振興費、予算額 7,878 万 4,000 円、本目は小学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する費用であります。

説明欄の一つ目、小学校教育活動推進事業 5,657 万 4,000 円については、次の 211 ページになりますが、17 節備品購入費、細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入した、パソコン教室用のパソコン及び教職員用パソコンなどの償還金であります。

次に説明欄の中段になりますが、保護者費用負担軽減事業（小学校）2,221 万円については、新入学学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などに係る費用が主なものであります。

212 ページになります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、予算額 1 億 4,505 万 7,000 円、本目は中学校 5 校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は前年度より 3 人減の 722 人、教職員数は 96 人の見込みであります。

説明欄の一つ目、中学校維持管理事業 1 億 4,181 万 8,000 円ではありますが、町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員及び 3 校 7 人の特別支援教育支援員に要する報酬や職員手当、共済費等の人件費のほか、次の 213 ページになりますが、12 節委託料は、中学校の管理、清掃や警備などに要する費用であります。

214 ページになります。

18 節負担金補助及び交付金の細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動などに要する運営費用を交付するものであります。

215 ページをお開きください。

2 目教育振興費、予算額 6,775 万 8,000 円、本目は中学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する費用であります。

説明欄の一つ目、中学校教育活動推進事業 3,684 万 5,000 円ではありますが、7 節報償費、細節 1 の講師謝礼は、町友であります平田オリザ氏を講師として招き、授業の中で演劇手法を用いたワークショップを実施するために要する費用、細節 3 は部活動などで優秀な成績を収め、全道・全国大会に出場する際の費用を補助するものであり、17 節備品購入費、細節 2 は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコン教室用のパソコン及び教職員用パソコンなどの償還金であります。

216 ページになります。

このページの説明欄の一つ目、保護者費用負担軽減事業（中学校）3,091 万 3,000 円ではありますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、中学生の修学旅行に要する費用の一部を補助するものであります。

19 節扶助費は、新入学学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などに係る費用が主なものであります。

217 ページをお開きください。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、予算額 1,940 万 2,000 円、本目はわかば幼稚園の管理に要する費用であり、本年度の児童数は 3 歳児が 4 人、4 歳児が 10 人、5 歳児 12 人の合計 26 人となる見込みであります。

説明欄の一つ目、幼稚園維持管理事業 1,932 万 6,000 円は、園長や事務補助員、代替の幼稚園教諭、

特別支援員の報酬や職員手当、共済費など人件費が主なものであります。

219 ページをお開きください。

2 目教育振興費、予算額 13 万 3,000 円、本目はわかば幼稚園の教育振興に要する費用であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、予算額 1,512 万 1,000 円、本目は成人式や文化賞、スポーツ賞等表彰式のほか、小学生国内交流事業、中学生・高校生海外研修事業などに要する費用であります。

説明欄の一つ目、社会教育総務事務事業 637 万 2,000 円は、生涯学習推進員 1 人分の人件費や、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金の各種団体等に対する補助金などが主なものであります。

221 ページをお開きください。

説明欄の中段になりますが、小学生国内交流事業 201 万 6,000 円は、神奈川県開成町、高知県中土佐町、埼玉県上尾市との相互交流受入れに要する費用であります。

説明欄の下段になりますが、中学生・高校生海外研修事業 587 万 9,000 円は、海外研修引率者 3 人分の旅費のほか、次の 222 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の中学生・高校生海外研修参加補助金などが主なものであります。

2 目公民館費、予算額 1,106 万 3,000 円、本目は糠内と駒島公民館及びまなびや相川と中里の管理運営及び維持管理等に要する経費のほか、しらかば大学運営に要する費用であります。

224 ページをお開きください。

3 目町民会館費、予算額 2,593 万 9,000 円、本目は町民会館の管理運営に要する費用であり、10 節需用費のほか、12 節委託料が主なものであります。

225 ページをお開きください。

4 目郷土館費、予算額 936 万 9,000 円、本目はふるさと館、蝦夷文化考古館の管理運営などに要する費用であります。

226 ページになります。

このページの説明欄の一つ目、ふるさと館・郷土館維持管理事業 829 万 5,000 円は、生涯学習推進員や事務補助員など会計年度任用職員 2 人の報酬等のほか、10 節需用費などが主なものであります。

228 ページをお開きください。

5 目ナウマン象記念館管理費、予算額 1,618 万 5,000 円、本目はナウマン象記念館の管理運営に要する費用であります。

説明欄の一つ目、ナウマン象足跡発掘プロジェクト事業 306 万 3,000 円ではありますが、7 節報償費は、本年度、忠類ナウマン象化石骨発掘 50 周年となりますことから、特別展示及び発掘調査に伴う指導謝礼のほか、12 節委託料は、記念事業に伴う記録映像の撮影等編集に要する費用が主なものであります。

次に説明欄の二つ目、ナウマン象記念館発掘等体験講座事業 34 万 5,000 円は、12 節委託料で、次の 229 ページになりますが、細節 5 体験専門講座委託料は、小学生から大人までを対象とした発掘体験や化石発掘教室などの開催に要する費用が主なものであります。

このページの説明欄の一つ目、ナウマン象記念館維持管理事業 1,277 万 7,000 円ではありますが、事務補助員 3 人に要する報酬や職員手当、共済費のほか、10 節需用費、次の 230 ページになりますが、12 節委託料など施設の維持管理に要する費用が主なものであります。

6 目集団研修施設費、予算額 187 万 5,000 円、本目は集団研修施設駒島の管理運営に要する費用であり、10 節需用費が主なものであります。

231 ページをお開きください。

7 目図書館管理費 6,723 万円、本目は本館、札内及び忠類分館の管理運営に要する費用であります。

説明欄の一つ目、図書館を核とした地域作り事業 81 万 6,000 円は、1 節報酬として、図書館協議会委員 10 人分の報酬や、次の 232 ページになりますが、13 節使用料及び賃借料は、AR 技術を活用し図

書館が関係課と連携しコンテンツを作成いたしました、郷土の史跡や地域の観光資源などについて情報発信するために必要なアプリケーション、マチアルキの使用に要する費用を計上しております。

説明欄の中段、図書館蔵書整備事業 821 万 4,000 円は、図書資料 3,620 冊、AV 資料 54 タイトルの購入に要する費用であります。

説明欄の下段、図書館維持管理事業 5,797 万円ですが、1 節報酬は、事務補助員 1 人とブックモービル運転手 1 人分の報酬、2 節給料は、次の 233 ページになりますが、図書館司書 9 人分の給料などが主なものであります。

235 ページをお開きください。

説明欄の 14 節工事請負費、細節 1 本館エアコン設置工事は、より快適な読書環境を整えるため、本館にエアコン 9 台を増設する工事であります。

17 節備品購入費は、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し行う、図書館 3 館及び中学校 5 校分のシステム更新費用であり、18 節負担金補助及び交付金、細節 6 図書館事業委員活動費交付金は、町民芸誌「まくべつ」の発行に係る交付金であります。

8 目百年記念ホール管理費、予算額 1 億 1,813 万 2,000 円、本目は百年記念ホールの指定管理料などの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座等に要する費用であります。

説明欄の一つ目、芸術・文化公演事業 110 万 2,000 円ですが、7 節報償費は、忠類地区の生涯学習講座及び特別講演会に要する費用が主なものであります。

236 ページになります。

このページの説明欄の一つ目、百年記念ホール維持管理事業 2,686 万 2,000 円ですが、14 節工事請負費は、温水ボイラー 2 機の更新に要する費用であります。

237 ページをお開きください。

6 目保健体育費、1 目保健体育総務費 847 万 3,000 円、本目はスポーツ推進委員 12 人の報酬や、大会参加奨励金のほか、各種スポーツ団体の活動支援に要する費用であります。

説明欄の一つ目、保健体育総務事務事業 415 万 8,000 円につきましては、7 節報償費、細節 3 は、少年団や部活動などで全道・全国へのスポーツ大会に出場する際の交通費や宿泊費など、費用の 2 分の 1 を補助する参加奨励金が主なものであります。

238 ページになります。

このページの説明欄の一つ目、スポーツ推進事業 95 万 7,000 円につきましては、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 はチャレンジデー実行委員会への補助金で、本年度は 5 月最終水曜日の 27 日に沖縄県北中城村との対戦を予定しております。

2 目体育施設費、予算額 1 億 2,322 万 4,000 円、本目は農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターの指定管理料をはじめ、忠類体育館、運動公園陸上競技場及び野球場など、体育施設の管理運営に要する費用であります。

説明欄の一つ目、屋外体育施設維持管理事業 3,149 万 6,000 円につきましては、運動公園陸上競技場や野球場など屋外体育施設の維持管理に要する経費で、次の 239 ページになりますが、12 節委託料が主なものであります。

241 ページをお開きください。

このページの説明欄の二つ目、町民プール維持管理事業 2,953 万 7,000 円は、町民プール 6 か所の管理運営に要する費用であります。

1 節報酬、4 節共済費及び 8 節旅費は、町民プール監視員 24 人分に要する費用、次の 242 ページになりますが、17 節備品購入費は、札内北町民プール上屋シート更新に係る費用が主なものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3点ほどお伺いいたします。

198 ページ、学校運営協議会運営事業についてお聞きします。

昨年4月から小中一貫教育がスタートしました。それに合わせてコミュニティ・スクール、学校運営協議会が前倒してスタートしたところではありますが、本格実施が再来年度、要は令和3年度ではありますが、今回前倒してスタートしたことによって、こういった評価があったのか。また、今回コミュニティ・スクールを進めるに当たって、どのように進めてきたのかをお伺いしたいと思います。

二つ目が202ページ、3目教育財産費、学校教育施設整備事業についてお伺いしたいと思います。

幕別町では平成29年度に幕別町公共施設等総合管理計画が策定されました。各学校施設につきましても、個別計画を策定し進めるということになっています。文科省では、令和2年度、今年度中に学校の個別計画を作成するよう通達し、幕別町も今年度に作成予定ということをお聞きしているところでもあります。

学校施設につきましても、学校の個別計画として進めていくことになろうと思うのですが、学校施設内の整備、いわゆるグラウンドにあるものですね、あの整備についてはどのような町としてのお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。特に遊具、ベンチ、そして外トイレ、どこの学校も校舎と同じで老朽化が進んでいます。町としてしっかり改修を進めるべきと思うのですが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

次、203ページ、国際化教育推進事業についてお聞きしたいと思います。

先ほど部長からも説明ありましたが、新しく新学習指導要領に変わることから、臨時の英語指導助手を1名配置するというようなご説明でありましたが、一つはなぜ臨時であったのかということと、もう一つ、どれぐらい授業に入る予定があるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、ご質問の1点目になります。学校運営協議会の委員についてでございます。

今年度から学校運営協議会、正式に発足をいたしまして、事業のほう進めております。学校運営協議会につきましては、法に基づきました協議会といたしまして、まず主な役割として校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、続いて学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることで、続いて教職員の任免について教育委員会に意見を述べることでという3点が、主な役割として位置付けをされたところがございます。これに基づきまして、運営協議会の委員の方、やはり我々が学校をつくっていくんだという意識づけがされていて、そういったところが評価されるわけではないかなというふうに考えているところがございます。

学校のグラウンドにあるものの整備についてでございます。

こちらにつきましては、今年度、令和2年度ですね、学校における長寿命化計画を策定するべく進めているところがございますが、それ以外のグラウンドにある遊具ですとかそういったものにつきましては、毎年点検を行っている状況でございます。常に何かあればその都度修繕なりで対応しているところがございます。ベンチにつきましても、必要があれば修繕なりをするというふうに関別で対応したいというところがございます。外トイレにつきましては、こちらにつきましてはまだ長寿命化計画を策定はしていませんが、策定された後、どのように整備していくかというのは、併せて協議のほう進めていきたいというふうに考えているところがございます。

英語指導助手につきましては、なぜ臨時なのかというお話でした。町内に CIR、国際交流員につきましては2名配置してございます。2名ではどうしても小学校、中学校と回り切れない部分がございます。そこを臨時的にその分を補佐する、回り切れない部分を臨時英語指導助手で学校を対応したいということを考えておまして、臨時というところを考えているところがございます。時数につきましては、英語指導助手の方、年間100日を考えているところがございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） では、一つ目からお聞きしたいのですが、今回進めていくということで、学校運営協議会を進めていくというお話でありました。町として、このように進めていきますというような、小中一貫コミュニティ・スクール通信というものを発行して、町民の皆さんにお伝えしているのかなというところ、確認させていただいたところなのですが、すごく気になるのは、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体にやっちゃっているところ、要は学校内の小中一貫と、地域を交えてのコミュニティ・スクールと一緒にやっちゃっているところに、私は、要はあっちもこっちもというような問題も発生するのかなというような、ちょっと疑問がありました。

特にコミュニティ・スクールにつきましては、すぐに成果が出るのか、すぐに何かが出るようなものではなく、やはり長年の積み重ねがどういったものになるのかということにも反映されてくると思うので、焦らずにといたらあれですけども、もう少ししっかりと町としても方向性を持って進めていく必要があるのかなというふうに思ったところで、今回お聞きしました。

町として、やはりそういう将来像を、将来像といたらあれですけど、各学園区につきまして、どういった方針を持って取り組むのかということのをしっかり持っていただければと思います。

次に、学校施設内の整備につきましては、毎年個別に点検していくというお話がありましたが、外トイレは長寿命化計画にすると同時に検討するというお話ではありますが、ベンチにつきましては、去年の決算委員会でもお話ししたのですが、かなりぼろぼろなところが本当にあるので、ぜひそういったところを確認しながら進めていただければというふうに思いますが、どうですか。

国際交流員につきましては、回り切れないというお話がありました。学校側としましては、やはりこうやって外国語授業に入っただけということ、大変大きなことかなとは思いますが、やはり現場の先生たちがこういった授業をやりますという、事前に調査といたらあれですけども、校長先生とかにもお話を聞いて、本当にそこが大切だったのかとか、本当にそこが必要だったのかという、もう一度お聞きしていただければなと思います。

英語の授業が増えるので、増えたことにはすごくよかったなというふうには思っておりますけれども、ただ進め方につきましては、今の国際交流員の進め方がちょっと来られたり来られなかったり、要は結構間隔が空いているという話があったものですから、そこら辺の調整をちょっとしていただければと思います。要は学校の現場にとってよりよいものになるように、ぜひ進めてほしいところですが、どうですか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校運営協議会についてでございます。

平成 31 年度から一貫教育と学校運営協議会、同時に始まったものでございます。やはり我々は、まずは小中一貫教育であろうと考えております。そういった中で進めていく中で、地域とどういうふうに兼ね合いが出てくるのかということ踏まえて、地域とどう学校を絡めていくかということで、やっぱり運営協議会、CS が機能してくるのだろうとは思っております。

まだ始まったばかりでございまして、どうしても一貫教育と CS と両方一緒に進んでいるように見えてはくるのですけれども、これからやっぱり年数重ねるごとに、やはり一貫教育をまず進めていく中で、どういうふうに地域と関わっていくのかということで、改めましてその辺は我々も考えておりますので、各学校にもその旨、協議はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

外のベンチについてでございます。先ほど委員おっしゃったように、9月の決算委員会でもその旨お話をいただきました。我々も学校の利用状況ですとか、そういったところを改めまして調査をしまして、もちろん必要であれば修繕はかけてはいるのですけれども、いま一度その辺は調査をしたいなというふうに考えております。

国際交流員の利用の関係でございます。こちらにつきましては、年度始まる前に各学校に国際交流員と指導助手、どれだけ活用するかということ調査をしております、もし国際交流員に何かあ

ったときには、学校へ行けない場合には、その都度調整はしております。その辺は学校と関係、常に調整をするべく進んでおりますので、そういったところで調整をしているというところがございます。

○委員長（若山和幸） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 国際交流員について一つ、町側としては調整して対応しているというお話があったのですが、現場としては、調整して来なかったというのが結構続いたというお話も聞いております。要は調整してこられなかった。まあ調整したのでしょうか。でも、今回増えたことで多少そういったものが解消されるのではないかとは思いますが、やはり学校としても来ていただくことで授業を組んでいるものもありますので、どういったものかというのは、学校によって、その教育課程によって多少変わってくるので、やはりぜひ密に関係を取って進めてほしいところでありませう。

子どもたちの行き届いた教育や教員の多忙化を解消するためには、やはり学校の先生たちを増やすということが何よりも大きな課題であり切実な要望であるので、こうしたところをぜひ町としても、臨時ということではありますが、最終的には国際交流員を3名とかになるように、拡大もぜひ検討してほしいところでありませう。

以上です。

○委員長（若山和幸） 答弁はいいですね。

○委員（荒 貴賀） はい。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑。

（関連の声あり）

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） コミュニティ・スクールに関わっての質問になります。

1年前に小中一貫とコミュニティ・スクールが始まって、今ご答弁によりますと、小中一貫をしていく中で、コミュニティ・スクールの部分を広げていきたいというお話だったのですけれども、新年度の予算でも55人分の委員会の予算が立てられているのですが、これまでじゃあ実際にこの1年間、評議委員会の中で何回話し合いが持たれて、その内容は、主なものでもいいのですが、どうだったかと、あとコミュニティ・スクールの部分での課題が上がっていなかったかどうか、それに対して町の対応は、どのように対応したのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校運営協議会の部分でございます。おおむね学園ごとに運営協議会、開催をしております、おおむね3回程度と聞いております。内容につきましては、先ほど申し上げました学校運営の基本方針の承認ですとか、学校の行事ですとか、学校の運営の方針について学校側から議題として上げられまして、委員の方の意見を聞くようなことで1年間進めてきたと伺っているところがございます。

課題につきましては、我々もCS通信というのを教育委員会で発行はしてございます。これからはやはり運営協議会、CSを地域の方にどれだけ知ってもらえるのかということが、地域の方にどれだけ知ってもらえるのかということは、やっぱり今後の課題になっていくかと思っております。その周知の方法、そういったところにつきましては、今後、学園等委員会と協議をしながら、よりよく分かっていたいただけるような方策を探っていききたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） なぜこういう質問をしたかといいますと、協議会の委員のほうから、コミュニティ・スクールで何を達成したらいいのかわからないとか、目的がわからないとか、どういうふうに地域と連携をしていったらいいのかわからないといったような不満とか疑問の声が上がっていました。

それで、会議には教育委員会の方が出席しておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校運営協議会はあくまでも各学園ごとの運営協議会でございますので、

学園で開催をして委員の中でご協議をいただいているという状況でございます。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 協議会は、やはり学校の運営方針とかを承認しまして、それで自主的な組織だということは私も認識しております。認識している上でお聞きしたいのですけれども、それ以前に、このコミュニティ・スクールの理念が共有されていないのではないかというふうに思っております。伝わっていないかと思っている中で、現行体制のままで、これから今後3回あると思うのですけれども、課題が上がって、協議会の中だけで解決したりとかはできないと思うのですよね。やはり軌道に乗るまでというか、町のサポートもとても必要だと思うのですけれども、その点につきまして具体的な対策があればお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 委員おっしゃるように、各協議会単体で動きますと、なかなかそこで何が問題になっているかと分かりづらい面も正直ございます。そういったことも考えまして、令和元年、今年から小中一貫CS連絡会議というものを開催をいたしまして、各協議会から1名ないし2名の方が集まって、各運営協議会でこんな問題になっているとか、こういった進め方はどうだろうかというところで意思疎通を図るべく、情報共有を図るべく、そういった会議を開いております。

今後につきましても、令和2年度以降もこの会議進めていく予定でございますので、そういった会議の中で、各学園ごとの運営協議会で問題になっている点ですとか、情報共有などを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 連絡会議を開いているということは承知してはいたけれども、やはり各運営委員会の中で、その場で本当に答えをいただきたい、町のいろんな考え方を聞きたいという場面もあるかと思えます。本当に限られた協議会、何回とかという中で、また時間を置いて連絡会の中で調整して、またそれを戻してとなると、本当にあっという間に1年、2年が過ぎていくような気がします。できれば、そういう協議会を統括するような、そういった係みたいなのが私は必要だと思うのですけれども、この点に関してはいかががお考えでしょうか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） CS連絡会議をどのように活用していくかということも、確かに課題にはなるかと思えます。そういった中で、改めましてどういった方向がいいのかというのは、今後、協議のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 協議会の中、貴重な協議会の中で熟議が進んでいくためには、やはりそれを支える体制をしっかりとしなければならないと思うので、そういう答弁いただきましたので、これから考えていただきたいと思えます。

一つお聞きしたかったのが、コミュニティ・スクール・コーディネーターとして、地域学校協働活動推進員というものがあるかと思うのですけれども、そういった方を配置する予定がないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 委員おっしゃるように、CSをどのように進めていくのかというのは、やっぱり令和2年度、1年かけていろいろ検討しなければいけない事項かと思えます。今のおっしゃるように、どのようなコーディネーターをどういうふうに配置をしていくのかですとか、教育委員会に置くのがいいのか、地域の方をお願いするのかと色々な方法があるかと思えます。その辺を今後について、そちらにつきましても、こちらのほうで協議のほう進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 最後になりますが、コミュニティ・スクール、「地域とともにある学校づくり」、

幕別ならではのビジョンで具現化して、まちづくりにつなげていただきたいと思います。去年は庁舎内の各部署が集まって、いろんな方で研修されたということもお聞きしております。町全体で今後も取り組んでいただきたいと思いますので質問を終わります。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑ございますか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 同じくCSについてになります。

大まかなところは、今、荒委員、内山委員がお話しされたとおりのところではありますが、とにかく学校業務においては、今回の取組において小中連携という部分については、成果というのを感じているというふうな話は聞いております。やはり今まで小学校、中学校の先生たちが関わる機会がなかなかなかったという部分で、そういった部分では子どもたちにとってもよかったというふうに聞いておりましたが、今後、今年度も、それについては継続的に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思うわけですが、小中一貫、それからコミュニティ・スクールに関しては、私も再三申し上げているとおり、そんなに簡単にできるものではない、本当に大事業だというふうに考えております。

今お話もありましたけれども、各参加されている委員や学校現場においても、とにかく課題と目標が不明確というところに一番困っているというところでありまして、一言で本当に分かるような地域課題、それから目指す地域の姿、子どもたちの姿というのを、キャッチフレーズのようにぱっと言えるようなものを、町としてしっかりと考えていただきたいと思いますというふうに思いますし、そういった体制をつくっていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一点だけ、今年なのですけれども、そういった小中一貫コミュニティ・スクールに関わる会議を、学校教員の休憩中に設置されていたという話を聞いています。来年度に向けて予算も、それから委員も会議も継続してやっていくということですが、限られた時間の中で、そういったことを、時間の確保という部分について、それから休憩中に実施するという点について、町の教育委員会としてはどのようにお考えか伺います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 運営協議会につきましては、先ほど申しました役割として大きく三つございます。まだ始まったばかりというところもございまして、なかなかその辺の浸透というのは、まだまだ難しいのかなという考えもございまして、そういったところも、もちろん我々といたしましては、事あるごとにその辺の周知のほう進めていきたい、校長会議ですとか、あと連絡協議会も引き続き進めていきますので、そういった中でも、改めて我々の運営協議会ということは、こういうことをやりますよというところを、周知のほう進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

会議を休憩中に行うというところでもございます。ちょっと我々その辺認識していない部分がございますので、その辺は改めまして、我々もちょっと確認のほうさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 1点目については、今それをお答えしていただきたいと思いますということではなくて、そういった明確なストーリーですね、この事業をやっていくというストーリーというのを、やっぱり町のほうでしっかりともう一回、一から練り直したほうがいいのではないかとということで、期待したいと思います。

2点目については、しっかりとそういった学校の動き、教育委員会が直接参加されない会議もたくさんあるかと思いますが、そういった動きについてもしっかりと把握して、法に触れるようなものがあれば、しっかりと修正していく、指導していくということも期待して、質問を終わりたいと思います。

○委員長（若山和幸） ほかに質問ありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点お伺いたします。

1点目、205 ページ、学校給食センター給食提供事業、学校給食センター管理費、需用費、給食食

材費の件についてお伺いをいたします。

学校給食は言うまでもなく、食を通して体をつくり、食の安全ですとか、食事のマナーだとかを学ぶ教育の一環であります。そういう中で、今、家庭環境が変化している中で、バランスの取れた給食が、子どもの体づくりに大きな役割を果たしております。それで今、幕別町でも幕別町の食材を利用するというので、この議会でも質問も多々されているところですが、今回、決算資料で見ると、幕別町の食材、道内含めて58.4%ということでした。ジャガイモは年間を通じてですね。ジャガイモは年間を通じて、それでタマネギは半年、その他の食品は、どういう食品を幕別の食材として活用しているのか、それから十勝、北海道の食材を利用している割合、そこも分かればお聞きしたいと思います。

それと冷凍食品の割合もどのぐらいなのか、ここの冷凍食品の食材のちょっと心配もあるものから、そこも分かればお聞きしたいと思います。

それと今、パンは国産の小麦を使っているのですけれども、そのほかに小麦を使う麺とかパスタですとか、調理に使う小麦ですとか、そういうものも北海道の小麦を使っているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それと教育関係の225ページ、郷土文化研究事業、郷土館費とそれから229ページのナウマン象足跡発掘プロジェクト事業ですかね、ナウマン象記念館管理費、この点について、二つ併せて関わっているものですから、併せてお聞きしたいと思うのですけれども、今ふるさと館、郷土館、これはずっとどのような方向で建設を進めていくのか、郷土の文化として本当に急がれる郷土館の建設になると思うのですけれども、今年度、令和2年度、どのような方向でいくのか、それをお聞きしたいのと、それからナウマン象なのでも、昨年ナウマン象発見から50年ということで、様々な記念事業が行われております。お知らせ広報などにも載ってはいるのですけれども、幕別町全体にこの記念事業などを知らせるところが、ちょっと弱かったのではないかと思います。講演会などあったのですけれども、それとナウマン象にも記念館にも様々な展示物があったのですけれども、それもなかなか幕別町全体に知らせるところが弱かったのではないかと思います。

それで、ふるさと館、ナウマン象記念館、併せて今後記念館の役割をしっかりと役立たせていくということは、学芸員の配置が必要ではないかと思っております。その点についてもお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） まず最初に、1点質問ありました、1点目の関係についてですが、地場産の内容についてでございます。

地場産の内容につきましては、ジャガイモ、タマネギのほかにニンジンですとか、あと白菜、キャベツ、レタス、大根、ゴボウ、ニラ、アスパラ、リーキ、ゆり根などを使用している状況にあります。また、十勝産の割合なのですが、幕別産と十勝産を合わせた割合については51.1%、幕別産については34.5%というような状況になってございます。また、道内産についてはそれ以外で8.4%というような状況で、道外産が全体の41.5%程度を占めるといった状況でございます。

また、小麦の使用に関しては、一応道内産の小麦を使用しているというところでございまして、幕別学校給食については、十勝産の小麦を使用している状況になってございます。

それと、冷凍食品の割合なのですが、現在、副食というもののハンバーグですとか、そういったものについてはほとんど冷凍食品という部分でございまして、実際、幕別学校給食センターにおいては野菜関係でサラダ関係を調理する、また副食のそういった冷凍食品を温めながら提供をしているといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 2点目に質問いただきましたふるさと館、考古館を含めた今年度の方向性であります、かねてから課題でありますこの建物の在り方につきましては、今年度、本年度にお

きまして役場内の関係する課におきまして、どういった交付金を利用したらどういったことが可能なのかという検討はしております。

その中で、なかなかアイヌの方とのつながりが、一番重要視するところではないかというふうに考えまして、どういうふうに進めるのが、皆さんから意見を聞いたり、上手に進める方法かなということもありまして、郷土文化の特別相談員のほうからもご指導いただきまして、先般幕別まで来ていただきましてお話をいただいたところでもあります。その中では、以前にありました基本構想案、ふるさと館と蝦夷文化考古館を合築する、もしくは別の場所にとかというところありましたが、実際にはこの交付金を活用しての今年度、どういった取組ができるかというところまで、まだ至っておりません。今後も、かねてから話しております資料の整理等にかなり時間を要しております。私もここに来まして、考古館からふるさと館に持ち込みました資料のほう、ちょっと中身を見てみたのですけれども、今まで持っていった中では、郷土文化研究員の方がいろいろとひもといていただいて、それなりの成果はあるかなと思うのですが、残っている部分があまりにも難しい資料で、郷土文化研究員には手に負えないような内容でないかなというふうに思っております。このままのペースでいきましたら、かなりの時間を要するのではないかという認識はあります。

そういったこともありますけれども、引き続き今まで行ってきました調査・研究を進めてまいりたいというふうに思っています。

あと、ナウマン象の周知の方法が少なかったのではないかというお話ではありますが、昨年、化石骨発見 50 周年ということで発掘調査も行いましたし、特別講演会も行いました。私どもとしましては、かなりメディアに取り上げられまして、周知はそれなりにできたのかなというふうに思っておりますが、実際、講演会等に足を運ばれる方はいなかったようにも思います。実際、用意した椅子はある程度埋まっていたのですが、最初の方に行われなかった特別講演会は、周知不足の部分は若干はあったのかなというふうに考えています。

令和 2 年度におきましても、化石骨発掘 50 周年で事業を展開してまいります。今年度行いました経験を基に、より情報の発信には努めたいなというふうに思っております。50 年前に行いました発掘調査では、毎日瓦版が出たというふうにお話も聞いています。今年はいろんな方を活用しながら、SNS でそのときの状況なんかを常時発信しまして、皆さんに興味持っていただけるような展開をしてまいりたいというふうに思っています。

最後に、言われました学芸員の配置についてであります。

先ほども話ししましたとおり、かなりやっぱり蝦夷文化考古館とふるさと館の資料を見ましても、なかなか本当に職員が配置されてきて、それをひもといていくというのは、本当に難しいのかなというふうに実感しております。こちらに向けましても、一般質問のほうでも前向きな回答はしてりましたが、学芸員の配置に向けては、関係する機関と連絡を取ったり情報共有しながら、いろんな道を探っていききたいなというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 学校給食の点でちょっと私聞き漏らしてしまったのですけれども、麺類、パスタ類は北海道産の小麦を使っているということでよろしいわけですね。

それで、今お話を聞きますと、野菜類以外は冷凍食品を使っているという、そういう現状であるという押さえでよろしいのでしょうか。できればハンバーグですとか、そういうのも給食センターで使うというふうになれば、そこに含まれているタマネギですとか、そういうものも十勝産の食材を使って作れるのですけれども、冷凍食品を使いますと、どういう食材が使われているのか、十勝産なのか、輸入品なのか、そういうところも分からないですね。そして、特に小麦や何か使われている場合には、輸入小麦が使われている可能性もあると思うのですよね。

それで、そこでは今、なぜ輸入小麦、心配するかっていうことであれば、そこに使われている、輸入小麦に使われている農薬ですよね。そこには発がん性だけではなくて、いろんな環境ホルモン作用

ですとか、発達神経毒性ですとか、脳や神経に影響を及ぼす、そういうようなものが含まれているという論文も最近連打されているのですよね。ですから、そういう心配があるので、国内産の小麦を使うべきだという、特に学校給食ではそこを使っていくべきだということが言われておりますので、確かにパンとか麺、パスタには道内産、国内産、使われているとしても、冷凍食品の中に含まれているというところでは心配もありますので、極力そういうものは使わない、そういう方向でいくべきではないかというふうに思いますので、その点を1点お聞きしたいと思います。

それと、今、考古館、それからナウマン象記念館なのですけれども、資料の整理の仕方、それですとか、それからナウマン象が発見されたときには、毎日瓦版が出て、村民の方に周知してきてですとか、そういう忠類上げてナウマン象を皆さんにお知らせするという手だてを取られてきたと思うのですけれども、それですとか資料の整理というのは、本当に専門の方にきちっと整理してもらって、後世に知らせていく大切な役割を果たしていく、そういう役割があると思ひまして、そういう点ではなるべく早く専門の方に整理していただいて、幕別の財産としてそれを生かして、それから町外に知らせ、そして文化をしっかり守っていくという役割は、非常に大事な役割を果たすと思ひます。今、課長からの話を聞きますと、なおさら学芸員を早く配置することが必要ではないかと私は思ひます。

それと、ここではふるさと館のことをちょっと触れてはいなかったのですけれども、ふるさと館にある資料ですとか、そういうものを今しっかり管理されているのかどうか。私質問したときには、管理をするように努力するとおっしゃっていたのですけれども、現在どのように管理されて、これからの資料館にどう活用していくのか、そこもしっかり持って対処していかなければ、年数がたてばたつほどその資料が古くなって使えなくなっていく、そういう状況もあるのではないかと思ひまして、その点も併せてお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 今、ただいまご質問ありました小麦の関係についてですが、確かに国内産というものは、今の現在のところ安全というふうに言われております。また、そういった冷凍食品の中には、小麦が使われている可能性がありまして、それが国内なのか国外なのかというところは、実際のところそこまでちょっと調べていない状況にあります。

今後につきましては、そういった部分もより詳細に確認をしながら、食材の選定のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） まず発掘調査に伴う瓦版的なことを先ほど申しましたが、なかなか現場で行われている状況が皆さんに伝わりにくいのかなというふうには感じております。場所がかなり山の中なものもありまして、そういったところも影響しているのかなというふうに思ひます。昔の資料なんか見ますと、本当瓦版を楽しく読んで、かなり地域が盛り上がったというような感じも受け取れますので、紙でなかなか出すのは難しいのでしょうかけれども、現場に行ったものがツイッターとかで、今日はこんな作業をしますとかということは、こんなものが今見つかっていますというのは、リアルタイムに情報発信できるのかなというふうに考えていますので、その点につきましては取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと、ふるさと館の所蔵している資料の整理についてであります。こちらもかなりの、展示しているもの以上に、かなり所蔵している資料はございます。もともとは紙媒体で管理をしていましたが、紙ですとどの品物と、実際突き合わせてというのがなかなか難しいものでして、写真を撮りながらどのものが、所蔵番号何番のものがこれで、こういったものですとかいう整理はしております。しておりますが、実際それがどこに置いてあるかというところまでいくと、なかなか難しい部分がありまして、移動の際だとかちょっと持ち出したときに、場所が変わると探せないような状態になります。それも今現場のほうで確認作業はしておりますが、実際全てのものを写真に撮ってデータ化して保存しようと思ひましたら、なかなかエクセルとかでは重くなってしまって、写真の量が多くなってうまく回らないような状態であります。

ほかの博物館とかに、どういった方法でこういった管理をしているのかという確認をしたところ、やっぱりシステムを使わないと上手に管理できないと。写真に撮っても、パソコンの中の容量だけが大きくなってしまって、なかなかうまく起動しないという話は聞いています。学芸員さんがいる場所でも、やっぱり難しいようなことは話しされていました。それがなかなか慣れない職員がやるのは時間を要する部分なのかなというふうに今思っているところであります。

そういったこともありまして、この後、今まで、ナウマン象の発掘もそうですけれども、いろんなことにおきましてお世話になっております北海道博物館とか、いろんな関係機関のお力添えだとか、助言をいただきながら、学芸員の配置については、より前向きに考えていきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 一生懸命仕事されているというのは本当に伝わってくるのですが、やはりこれは一部署だけで考える問題ではないと私は思います。ですから、町全体として、この幕別町の貴重な財産をどうやって守って、そして学校の教育、それから学校の教育だけでなく、生涯教育の中でこの財産を守っていくという、その視点が非常に足りないのではないかと私思いました。

ですから、ここ大変お金のかかる問題ではあるのかもしれないですが、これから幕別町の魅力を発信していく大きな場所でもあると思うのですよね。ですから、ぜひこれは町の姿勢として、しっかりと幕別町の財産、合併した忠類、この財産、それから先住民族であるアイヌの人たちの財産、それをしっかり守って、幕別の魅力を発信していくその拠点として、資料館をしっかりと早く建設して、学芸員を置いて、そうやって幕別町の歴史を守っていくべきではないでしょうか。その点はいかがですか。

○委員長（若山和幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、野原委員がおっしゃったとおり、確かに郷土文化資料あるいはアイヌ文化、いろんな資料がございます。決してそれを粗末にするわけではなくて、今おっしゃったとおり、そういった伝承、これからの子どもたちに向けての教育的なそういった教材という、生きた教材といえますか、教材になり得るものというのは認識しております。したがって、先ほど課長からもお話ししたとおり、たまたまナウマン象の発掘の関係で、北海道博物館の方ともパイプがつながっているという部分もあります。その方も実は幕別町のふるさと館等も、あるいはアイヌ文化にかなり詳しい方です。そういった方のいろいろ知識あるいは助言をいただきながら、今言ったようなことも助言いただきながら、よりよい方向にどういった形で、整理も含めてあるいは建築物といえますか、資料館の部分につきましては、これまた今現在検討中で交付金は活用できないかという部分も含めて、そういったことを総体的に関係機関の方の支援もいただきながら、ちょっと進めてまいりたいと思っております。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） この資料館の問題では、学芸員の問題では、ほかの議員も何回か質問しております。ですが、毎年毎年こういう予算の状況に来ると、そこが一つも進んでいるというふうには見えないのですよね。ですから、粗末にしているわけではないとは言われていまして、粗末にしているように見えてしまうのですよ。ですから、そこをどうやって促進していくかっていうことが問われているのではないのでしょうか。その点はいかがですか。

○委員長（若山和幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） ちょっと繰り返しになりますけれども、確かにいろいろ一番はその資料をどういった形で整理していくかというのが、根本にあったのかなと思います。それと、いろいろな教育関係でいいますと、資料館も含めて、例えば学校ですとか、プールですとか、これからどんどん老朽化していく施設があると。そういった中で、順序立てて計画立てていく中で、今現状として、今まだ資料館の部分についてまだ整理されていないというのが現状であります。そういった部分では、これ

から来年からは学校の施設整備等も、計画として位置付けなければいけないという中で、こういった形でこれを優先順位を含めて考えていかなければいけないかというのは、ちょっと大きな課題ではあるというふうに認識しております。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 確かにハードの部分の建設も大事だと思うのですが、この資料館というのは人を育てる、心を育てる、本当に一番基本的な人を育てる場所でもあると思うのです。そういうところにしっかりと目を向けていく、その姿勢が大事だと思ひまして、しっかりその点も考えていただきまして、早期な建設を、それと学芸員の配置を求めて、質問を終わります。

○委員長（若山和幸） 質疑の途中ですけれども、14時20分まで休憩とさせていただきます。

14:08 休憩

14:20 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10款教育費について、質疑を受けます。

（関連の声あり）

○委員長（若山和幸） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 給食費についてです。

今、一斉休校で学校給食がストップしています。その給食代を保護者に返還する考えがあるかどうか伺います。就学援助を受けていて、そもそも納めていない家庭も含めてどうされる計画ですか。

○委員長（若山和幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 休業中の給食費の返還についてでございますが、現在、学校給食の給食費につきましては、5月から3月までの11期で納入をしていただいているところでございます。現在2月末で、10か月、10期まで終わっているところでございます。現在、今、ただいま精算、もう既に2月の26日で給食、それ以降ありませんので、今精算をかけている最中でございます。

実際、各学校に給食を提供している日数というのが、大体180日ございまして、保護者の方から頂いている給食代というのは、大体180食分頂いているところです。本来であれば、3月で調整をして実食、食べた分を納付していただくような形になるのですが、今現在、既に学校が終わってしましまして、今現在、そういった部分で今調整をかけていて、大体皆さん還付されるというような状況でございます。その還付も、1食、2食、3食といった部分の中で、還付がされるような状況でございます。

○委員長（若山和幸） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 就学援助の方については。

○委員長（若山和幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 大変申し訳ございませんでした。

就学援助につきましても、同様でございます。実際、還付というよりも、就学援助は保護者のほうには一度行かないで、学校教育のほうから一括して給食センターに入りますので、その中で実際に食べた食数を納付していただくということで、保護者の方のほうには、ご納付のほうはありません。

○委員長（若山和幸） いいですか。

ほかに質問ありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点だけなのですが、小学校中学校両方に関わりまして、教職員の働き方改革の中で、2020年、正式には2021年からなのですがけれども、昨年の秋に変形労働制というのが打ち出されまして、これに基づいて労働時間を管理するというようなことになっています。内容は、実際には労務そのものが減っていない中、むしろ増えている中で、こういう制度を取られることに物すごい危

惧を感じるのですけれども、まず 2020 年、2021 年からということになれば、何らかの手だてを、施策を打っていかねばならないのではないかと思います。町はどんな考えでいらっしゃるのか、はじめに伺いたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 変形労働時間制についてでございます。

2021 年度から変形労働時間制定する予定というふうに伺っております。北海道のほうでは、今年度中に条例のほうを改正するように伺っております。そういった動向も見ながら、町としてもそれに倣いまして、変形労働時間制の導入にはなろうかと思いますけれども、進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はじめに申し上げましたように、教員の多忙化がスタートでありまして、こういったこと、もともとは給特法の改正から始まっているのですけれども、そもそも多忙という、労務が減らない中で、労働時間だけ形を変えて当たらせる、具体的に言えば、今までのように残業などというのは一定の歯止めがかかる、例えば 1 か月で見れば、月 45 時間、それから年間ですれば 365 時間という歯止めをかけながらも、実はそれに間に合わないところについては、夏期休暇、冬期休暇、ここで調整する。つまり短くしていくというようなことで、実際現場で働いている先生にとっては、何のメリットもないどころか、逆に過重負担といたしますか、そういうことになっていくという状況があって、現場の先生方からもこの制度を入れることについては、強い危惧の声が上がっているところなのです。ですから、道が実施するから町もやらざるを得ないということではなくて、そういった現場の声を、この 2020 年の中できちっと吸い上げて、そして労務管理、労働時間の管理などもしていかなければならないわけですから、逆に声を道のほうに上げる必要があると考えるのですけれども、どうですか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 教員の方の働き方改革について、我々も進めているところでございます。委員おっしゃるように、夏休み、冬休み、年間トータルした中で、時間の管理というのは考えていくという考えの下で、変形労働時間というのは生まれてきたと考えております。もちろん、先生の声に耳を傾けないわけではございません。そういった中で、我々としてどういった形が、変形労働時間なので、時間を年間トータルとしてどういうふうに活用していくのがいいのかというのを踏まえながら、考えてはいきたいとは思っております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 先生の話を受けないというわけではないというよりも、必ず聞いていただきたいというふうに思うのです。と言いますのは、これ文科省が去年出した、秋に出した、12 月に出した資料ですけれども、小学校で 53%が労働時間、平均残業のオーバーしている先生が 53%、中学校で 67%を超えているというのが出されているのです。こういう中で、なぜそうなっているかということ、業務がそれだけあるからですよ。だけど、実際そこは減っていかないで、2020 年、2021 年完全実施ということで、その変形労働というのが来てしまったら、先生方が背負った荷物をどこにどう持っていくのかということで、授業そのものは全く変わらない。それどころか英語や道徳入って大変なわけですから、そうするといや応なしに夏期休暇、または冬期休暇にしわ寄せが行かざるを得ないというような、それを法律で認めてしまうということですから、やっぱりとんでもないことだと思うのです。そこは、まずぜひ現場の状況を聞いてください。

そして、過去の質問の中で、幕別町の先生方の労働時間については、タイムカードなど採用されておられませんので、正確な掌握はしていないのだということ、同僚議員も聞いておりましたし、私もお尋ねをしてきたところです。これは、令和 2 年度ではどうされますか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 先生方の勤務のタイムカードの関係でございます。

何度かご質問を頂いておりました。現在、小学校と中学校、各1校で出退勤の簡単なシステムを導入して、試行的に活用してございます。予定といたしましては、新年度、4月からそのシステムを全校に導入いたしまして、出退勤の管理のほうを行っていきたいと考えているところでございます。そういった中で、いろんなところが見えてくるかと思っております。その勤務がどうなっているのか、その一人に集中しているのか、時期に集中しているのかということも、また中を見ながら考えていきたいなというふうに思っております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） タイムカードを活用しないで簡単なシステムということですが、もっとシステムの中身を示してください。そしてそれは、全部の学校で取り入れられていくのかどうかも、併せて説明してください。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 失礼しました。

出勤、パソコン上で管理するもの、個人個人の校務用のパソコンが導入されておりますので、それ一人ひとりにシステムを導入いたしまして、出勤したらボタンを押す、退勤するときにはボタンを押す、そういったことで出退勤の管理をするシステムを考えておまして、各学校、14校に導入したいと考えているところでございます。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それは、全教職員が持っているものなのですね。全校で実施されるのですね。もとのパソコンの中に、そういった管理のソフトなののでしょうか、システムを入れられるということなののでしょうか。それは、タイムカードを導入などよりは、ずっと値段がかからないのか、あるいは私などは、タイムカードというのが一番目に見えて分かりいいものだと思うのですが、それ以上に何かメリットのあるものなのですか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） パソコン上でエクセルを使ったソフトでございまして、導入費用はかからないものでございますので、タイムカードを入れるよりも費用がかからない中で、事業のほうを進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） あくまでも、公用のパソコンということであっても、それは出勤した先生がそのパソコンに記録をするということですね。タイムカードを使っても、例えばタイムカード使った後も仕事せざるを得ない状況が生まれたりして、どこまで正確かということはあるのですが、しかし少なくとも、それは外から見えることなのですから、実際自己管理みたいなものですね、それは、自分で出てきて、自分で押して、帰るとき自分でするという。この辺の、何ていうのでしょうか、ないとは思いますが、今までサービス残業が一般では問題になってきたように、押しざるを得ないような状況がつけられて、押した後にやむなく仕事をしなきゃならないというようなことを避けられるものなののでしょうか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） もちろん、個人個人で管理はしてもらいますが、もちろんそれは管理職が、おおむねその大本となって管理をしているところも、もちろん管理はするところでもありますので、サービス残業などももちろんないという、そういう状況が分かればもちろん管理職はそこを修正してというか、実際の勤務した状況を管理してもらおうというものでございます。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） いずれにしても、実際の労務を減らすというところに、町としては力を入れていただかないと、本当の意味の労働時間の短縮にはなっていないと思います。そういう視点で、この変形労働制については、非常に問題があるということを引きちと位置付けて、この1年間臨んでいただきたい、このように思います。

終わります。

○委員長（若山和幸） ほかに質問ありませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 一つだけ質問させていただきます。

211 ページ、学校体育授業支援事業委託料、支援事業のところですか。

小学校で、体育支援員が派遣されていていっている事業を行っておりますが、新年度も含めてここ3年間の授業時数についてお伺いします。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校体育授業の支援事業でございます。

過去3年間におきましては、年間1,400時間で授業を行ってまいりました。令和2年度につきましては、500時間ということで考えているところでございます。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 3分の1ぐらいにいきなり減っているのですけれども、この理由を教えてくださいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 申し訳ございません。過去3年間、1,500時間でした。申し訳ございません。来年は500時間でございます。

この事業を、平成23年から国庫事業で行っているところでございます。幕別町の体力・運動能力調査におきましては、体を動かすことが好きだというような子どもたちが、全国、全道平均よりもかなり上回っている状況でございます。これは、授業のもたらした効果だというふうに考えているところでございます。

今度におきましては、より専門性の有します、例えば水泳ですとかスケートに重きを置きまして、そういった方向の授業に関連づけて今後の事業を進めていきたいというところで、500時間としたところでございます。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 水泳とかスケートの授業に重きを置くということなのですか、それは学校の先生が行うということですか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 体育授業の支援事業でございますので、あくまでも担任なり先生が授業を行うところの、補佐的に入る事業でございます。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） ちょっと理解していないのですけれども、その500時間に減ったということですよ。その500時間の中で、水泳とか、そういった時間にサポートするということですか、減った中で。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） すみません。水泳なりスケートでございます。おおむねその授業に関わる3分の1程度の授業に、支援に入りたいというふうに考えているところです。

○委員長（若山和幸） 内山委員。

○委員（内山美穂子） この体育支援事業というのは、とても子どもにとっても先生にとっても、大変有効な授業だというふうに私も感じておまして、こういうふうに3分の1に減ったというのは、学校の意見とか、そういったことは反映されていなかったのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） もちろん学校さんの話も聞いているところでございます。教育費全体の予算を見た中で、いろいろと考えなければいけない部分もございまして、そういったトータル的に考えまして、体育支援事業につきましては500時間というところにしたというところでございます。

- 委員長（若山和幸） 内山委員。
- 委員（内山美穂子） この授業というのは、外部の方が授業にサポートしに入るという授業でありまして、全国的にも先進的な事例だというふうにお聞きしております。先ほどコミュニティ・スクールの話もありましたけれども、地域とともにある学校という観点においても、そういう形で地域の方が入るといのは、大変いいことだと思います。ましてや、これまで現場のほうから、もう少し時間を増やしてほしいという声もあったように聞いてはいるのですけれども、今後 500 時間ということで、また学校のそういった要望を聞いて反映させるということはないのでしょうか、今後。
- 委員長（若山和幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（宮田 哲） 令和 2 年度につきましては、500 時間ということで設定をさせていただいて、今後におきましては、学校と協議は進めていくことはやぶさかではないとは思っておりますけれども、まずは 2 年度は 500 時間で進めていきたいと考えているところであります。
- 委員長（若山和幸） 内山委員。
- 委員（内山美穂子） 幕別町は、オリンピアの事業としてまちづくりを進めている中で、学校のこの体育支援員事業もとても大切なものだと思います。ぜひそういった形で、その一環として取り組んでいただけるよう、現場の声とか反映したものになるように期待して、質問を終わらせていただきます。
- 委員長（若山和幸） ほかに質疑ございませんか。
- 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 図書館の維持管理費についてお伺いをさせていただきます。
- ページ数が 232 ページの図書館維持管理事業についてなのですが、細節 40 の修繕費に入るのかどうか、ちょっとそこが分からないところなのですが、今回、図書館ということで、トイレの洋式化やまた AED なども設置されまして、さらに今回予算でエアコンの整備ということで計上されましたので、より快適な空間になるのではないかと私も思っているところなのですが、ただ 1 点だけ心配のところがあります。と言いますのも、この時期ですから、どうしてもあるのかなとは思いますが、館長もご存じだと思うのですが、天井のすが漏りが 3 か所ございます。そこには、もう 3 か所あって、カビがちょっと発生している段階にもなっているので、この時期で本当にいろいろな天候で大変なところもあるかと思うのですが、このままにしておくと、利用者にも害があるのではないかとということもあり、また書籍にも影響があるのではないかと思いますので、今度どのようにしていくのか、またこれを放置しておきますと、どんどんどんどん修繕費がかさんでいくのではないかなというところは心配されますので、今後どのように考えていこうとしていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。
- 委員長（若山和幸） 図書館長。
- 図書館長（武田健吾） 図書館の天井からのすが漏りについてでございます。
- 岡本委員おっしゃられるように、私も承知しているところでございまして、このたびの 3 月の頭の雪などで、その後にすが漏りなどが見られるところがございます。こういった雪が降る前に、上に登りまして、ごみだとかは取って、排水がうまくいくようにとかはしているところでございますけれども、それでもまだすが漏りがしている状況でございますので、おっしゃられたように修繕料で対応できる部分については、修繕料で対応していきたいと思っておりますけれども、全体的な改修が必要な場合につきましては、総合計画の 3 か年計画の中で協議させていただいて、計画性を持って修繕に取り組んでまいりたいというふう考えているところでございます。
- 以上です。
- 委員長（若山和幸） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 3 か年計画ということで、計画的にということ、今、館長のほうからお答えいただきましたので、ちょっと付け加えていきたいところなのですが、図書館というのは、特定多数の方が触れる本でありますので、我が町では図書館の本で髪の毛が入っているとか、ペットの

臭いがついているとか、たばこの臭いがついているとかという、そういう苦情はなかったのかお聞きしたいところであります。

○委員長（若山和幸） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 返却いただいた本などに、髪の毛だとか、たばこの臭いだとか、そういうのが付着していないかというところでございますけれども、本に関しましては、返却の際に司書のほうで、中身さっとではありますけれども、確認させていただいて、髪の毛など入っているようでしたら、取り除いているところでございますし、また臭い等ついておりましたら、専用の液体を使いまして拭き取ったりしているところでございます。今後もそのように、一冊一冊の本は町の財産でございますので、大切に扱ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 大量の本の中ですから、なかなかそういうことするのも大変かなと思いますので、3か年計画のうちに、ぜひとも書籍消毒機というの、ぜひとも考えていただきたいなど。これはページの間の清掃、本の下から風を当てて、ページ一枚一枚の中のほこりとか、髪の毛、ふけなんかも除去することができたり、また殺菌消毒することも紫外線で殺菌消毒することもできる機械だそうです。ですから、1台が安いものではないのですけれども、これからの図書館の有効な機器として、重要なサービスを町民の方に提供できると思いますので、ぜひとも調査・研究をしていただいて、検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） 回答はいいですか。

ほかに質問ありませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 3点質問させていただきます。

208 ページ、そして 212 ページに関わります1目学校管理費の、いわゆる小中学校の維持管理事業におきます拡充事業の学校事務補助員についてです。

対象拡充されて、今まで入っていなかった、あるいは学級減によって削減されるというところを、今回財源つけていただきまして、補助員をつけるということで、大変学校現場にとっても価値ある事業だというふうに認識はしております。その上で、せっかくつけた補助員のその効果、事業の効果を上げていくための方策ということで、質問させていただきます。

より一層充実を図るためには、人材、それからその運用の仕方というところによってくるのかなというふうに考えますけれども、地域あるいは学校の規模によってその補助員の役割というものが、それぞれあるかというふうになるわけですが、町としては、町の事業として補助員をつけるわけですので、町として具体的にどのような業務を期待しているのか、そして各学校のそういった要望把握、補助員に対しての期待していること、それぞれの地域の実態について、どのように把握されているのか、伺います。

2点目につきましては、221 ページ、1目社会教育総務費の中学生、高校生海外研修事業についてです。今年度、感染症の関係で、事業が中止になったということで、それは致し方ないことだというふうに考えているわけですが、来年度同じように行うわけですが、今年度参加できなかった子たちについて、どのようにいわゆる救済というか、そういったような形が希望を聞いてあるのかどうか、今現段階でどのようにお考えになっておられるか伺いたいと思います。

予算計上は、恐らく作成したときと時期がその前だったかというふうに思いますので、予算計上されていないかと思いますが、お考えを伺います。

それから、3点目については、学校教育、それから社会教育に全て関わることになりますけれども、公共施設の、いわゆる老朽化が多々見られるわけで、その中でいろんな部品等々、そういったところの取替えに際して、実際もう販売されていないというようなものが多々あるかというふうに思います。

例えば、この前も少し話題になりました水銀灯なんかも、もう販売は中止になっているわけですが、残り出回っているもの、出回っていないものというのがあるわけですが、そういった水銀灯だけではなくて、そのほかそういったものの各箇所の部品等の現状の調査というのはされていて、また今年度そういった部分で一定程度予算を組まれているのか、伺いたいと思います。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まずご質問の1点目、事務補助職員についてでございます。

こちらにつきましては、今年度拡充を行いました。学校現場におきましては、普通学級の数がどんどん減ってきている状況ではございますが、特別新学級の学級数が増えてきている状況もございまして、そうしますと、学校に在籍する先生の数も増えている状況があります。そういったところで、事務補助職員を配置することによりまして、先生方の事務の手助けになるようにというところで考えております。

内容といたしましては、例えば小学校の場合でしたら、先生方が担任を持っておりますので、例えば通信を印刷しようとしても、休み時間に皆さん戻ってきて、一斉に印刷しようと思ってもなかなかプリンターが空いていないとか、そういった現状もございます。そういったのがうまく事務補助職員を置くことによって、皆さんが授業行っている間にそういったプリンターを有効活用すると、そういった事務をすることによりまして、先生方の時間の有効活用ができるのではないかとこのところを考慮しております、その辺は学校ともお話を聞いているところでございます。学校でも、そういったところで配置を望んでいる声もありましたので、今回、拡充をして配置をしたというところでございます。

あとは、公共施設の部品の件ですか。先に3点目について、学校教育のほうからお答えをさせていただきますと、もちろん部品、修繕が伴った場合に、それがもう販売、例えばされていないというものがあれば、もちろん新しいものに交換も含めまして、修繕のほう行っていくというところでございます。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 小田委員のほうから質問ありました中学生、高校生の海外研修の、今年度中止としました新年度における対応、対策ということで、現状はどういうふうなことになってますかということだったと思うのですが、今回、高校生が3人、中学生が16人、海外研修に向けまして事前研修を始めて5回ぐらいの研修を行ったところ、こういう中止の判断をさせていただきました。非常に残念なことだったのですが、今オーストラリアのほうでも入国者の制限をかけたまま、実際3月25日に出発の予定だったのですが、実際行ってもスケジュールどおりには動けなかったのかというふうには考えています。

各学校と保護者、参加者のほうに、今回中止になった旨を説明するために文書で通知したところですが、その通知の結果を踏まえて、何人かのお母さんがまとまって話しする機会があったのか、こちらのほうに連絡いただきまして、せめて新年度において行くことができなかつたとしても、今のその思いを受け止めてほしいとか、聞いてほしいというようなお話をいただきました。今、新型コロナウイルスの関係で、そういった場も持てないのですが、落ち着いたときに、お母さん方のお話はちょっと聞かせていただこうかなというふうには考えております。その後、特段今回の予算にも反映してはおりませんが、どういった方向で進めるかというところまでは、現在至っていない状況であります。

3点目の部品の取替えと生涯学習施設のほうの関係につきましては、修繕が発生したときに、変えられるものについては、変えていこうかなという考えはありますが、大きくかかるものについては、その都度施設の方と相談しながら進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） まず1点目の、学校事務補助員ですが、一概的には今ご答弁いただいたようなこ

とだと思いますが、私のほうで質問につきましては、またその部分がいわゆる今のご答弁いただいた部分も、小さい学校であれば、ある程度の小規模な学校であれば、そういった課題というのはあまりないというのが実態でありますし、大きな学校であればそういったこともあり得るということもあるわけですが、そういった地域、学校規模によって、その役割が微妙にやはり変わってくるものがありますので、そういったニーズをしっかりと教育委員会のほうで聞き取った上で、受け止めて丁寧に対応していただきたいというふうに思うわけですが、一概に全ての学校でこういう役割というような認識にならずに、それぞれの学校の実態をしっかりと受け止めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、2点目の海外研修事業につきまして、現状については承知いたしました。

来年、卒業学年になってしまうような子たちもいるので、いろんな全てがというわけにもいかないと思いますが、数字上は執行されなかった経費等もあるかと思えます。今年度、執行されなかった部分もあって、単純にその分をというわけにはいかないと思いますけれども、そういったこともよく聞いた上で柔軟な対応を取っていただきたいと、これは強く期待したいと思えます。

それから、各部品ですが、修繕が必要になったら修繕かけるというのは、当然のことなわけですが、その前にその修繕をかけようというときに、実は販売されていなかった、もう市場に出回っていないというものがあってもいいわけで、実際、現在スポーツ施設においても、水銀灯が一つもう予備が全くないということで消えたままになっているわけなわけですが、そういったことがほかの施設でも十分あり得ると。年数たっているもので、あり得るし、ほかの部品でもあり得るということで、その事前にそういった調査というのを、早いうちにやっておくべきではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 事務補助員の配置についてでございます。

小学校9校、中学校5校ございまして、もちろん全ての学校に配置するというわけではございません。それは、我々もある一定規模以上の学校に配置すると考えておりますので、それは学校規模を考えまして、教職員の先生の数ですとか、そういったのを総合的に加味して、今回小学校で7校、中学校で4校の配置と決めたところでございます。

あとは、公共施設の部品の取替えについてでございます。

いろんな部品ございまして、一概に調査なかなか難しい点もございますので、壊れてからもちろんすぐ対応していきたいとは考えておりますが、調査できるものは調査してはいかなければいけないかなとは思っておりますけれども、いかにせんその部品もいろんな部品を使っておりますので、なかなか分かりかねる部分というところもあるというところが現状でございます。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 公共施設の照明関係につきましては、今回水銀灯の関係もございましたので、全施設について調査をしたところでございます。今その結果をまとめているところでございまして、今後その内容によりまして、今後ちょっと計画を立てて、そういった手だてのほうは考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 生涯学習施設、特に体育施設ですね、水銀灯の関係も含めまして、総務課長言ったとおり、現状確認しながら進めたいと思えます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 学校事務補助員のことに關してですが、どういう体制を置いたということについては、重々承知しておりますのであれなわけですが、要は学校現場に、この事業についてより豊かに運用していくためにということで、質問させていただいているわけですが、そのために置いて終わりということではなくて、やはり学校現場に出向いていろいろと意見を聞きながら、今後も

ずっと続いていけるような、いい事業にしていっていただきたいという思いでいます。

なかなか最近、学校現場のほうに教育委員会の方が姿が見えないというような声も各方面から聞いておりますので、大変忙しいと思いますけれども、直接見て話を聞いていただきたいというふうに思います。

その他の点についても承知いたしました。

以上で終わります。

○委員長（若山和幸） ほかに、1、2、3人。

質疑の最中で途中ですけれども、この際15時10分まで休憩したいと思います。

14:57 休憩

15:10 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費の質疑を受けます。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2点質問させていただきたいと思います。

一つ目は、ページ数では216ページ、中学校費の教育振興費の中の、事業名は保護者費用負担軽減事業の、就学旅行費支援事業補助金であります。この予算のとおり、決まった日程で執行できればいいというふうに願ってやまないわけでありまして、なかなか今そういう状況になっていないのがあると思うのです。全ての中学校の修学旅行の日程を、私は承知しているわけではないけれども、新学期が始まったら早々に修学旅行に出発する予定の中学校もあるというふうに聞いています。その辺のことの判断、実施できるかどうかの判断、できるのかできないのか、できなかったらその後どのように考えているのか、教育委員会の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

二つ目です。ページ数で言いますと、238ページ、ちょうど237ページとまたがって、スポーツ団体活動支援事業の3番体育連盟振興補助金に関わって、質問をさせていただきたいと思います。若干これに関わって少しこれから離れたというか、関連はするけれども離れた質問もさせていただきたいと思います。

この178万円でありまして、どのような補助金の使われ方をされるのかという中身のことであります。今回の教育長の教育行政執行方針の中では、体育連盟やスポーツ少年団など、スポーツ関係団体の活動に対して、引き続き支援を行うとともにということの中で、スポーツ推進計画の策定にも取り組むということが、うたわれたところであります。この補助金の使われ方について、お答えになってください。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、中学校の修学旅行についてでございます。

修学旅行は、例年中学校につきましては、4月になりましたら、各中学校で修学旅行を行っているわけですが、今年度につきましては、中学校に確認したところ、4月の修学旅行はキャンセルをして、秋のほうに日程を持っていきたいということで今動いているように聞いてございます。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） スポーツ団体活動支援事業の18節負担金補助及び交付金の用途であります。こちらにも記載されておりますとおり、体育連盟への補助金とスポーツ少年団本部への補助金というふうになっております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） すみません。体育連盟の補助金なのですが、加盟団体への配分ということに大きなところはなっております。それで、各加盟している団体が、それを元に事業展開していた

だき、住民がより多く参加できるような、そういった場の提供をさせていただいているところであります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 修学旅行については、分かりました。4月は行くことを諦めたと、断念したと、秋以降に延期ということで考えていくということですね。はい、分かりました。

体育連盟振興補助金についてであります。使い道は各加盟団体へ補助を出しているのだということでありました。ここで、ちょっとこの体育連盟というのは、やっぱり幕別町のスポーツの位置付けとしては大変重要な役割を担っているものという認識の中で、ちょっとお話を聞きたいのですが、教育委員会のホームページ、これから先はちょっとホームページの話をさせていただきますけれども、まずは体育連盟のホームページ、教育委員会から当然リンクはされていくわけでありまして。見ますと、大変立派なホームページが多数作成されて、各連盟全体のことや各加盟スポーツ団体の歴史や経緯など、活動内容など、分かりやすい中身になってはいるのですけれども、残念なことに平成28年で止まっていて、ずっと動かないでいて、そういうことがあります。体育連盟ですから、それは当然町や町教委のということではなくて、体育連盟自体に委員長がいて、事務局があってということでありまして、そちらのほうの役割なのだろうというふうに思うのだけれども、ちょっとそういうことでは、町からリンクすべき団体であることの中では、ちょっと一声状況について確認させていただいて、これから幕別町のスポーツ振興についてはますます力を入れていく、よその町、都市の住民から閲覧がされる、そんなことになっていくと思うものだから、それに耐えられると言ったら言い方悪いですが、ふさわしいそういうホームページになるように、少し目配せをさせていただいたらいいなというふうに思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、谷口委員がおっしゃいましたとおりリンクを貼っている中で、情報の更新がされていないということであれば、こちらのほうで事務局のほうに問合せをしまして、実態確認を進めたいと思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ぜひそのことを進めていってください。

続いては、教育委員会のホームページに関わって、ちょっとお話をさせていただきます。

教育委員会のホームページを開くと、学校教育、生涯学習、まずはそういうことなど七つの項目が出てきて、その中の一つにスポーツというのがあります。そのスポーツを開いていくと、これもちょっと以外なことが分かるのです。最近、教育委員会の幹部の方や、生涯学習課の方、生涯学習課が担当しているところのホームページ、ご覧になっているのでしょうかね。まずは、今どういう状況になっているのかご存じなのかどうかをお聞きしたい。変なことがあるのです。それはこれから指摘しますけれども、そのことを承知しているかどうか、お聞きしたい。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） ふだん自分のところのホームページというのが、見る機会がなかなかなかったのですけれども、多分おっしゃっていらっしゃるの、体育施設の利用状況なのかなというふうに考えます。これから中身を一度精査しながら、できることは進めていきたいなというふうに考えています。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 違うのです。さらにスポーツのところ言うと、スポーツのところクリックすると、開くと、11の項目が出てきます。そのうちの四つで、大変なことというか、整理が必要な状況になっている。まずは、幕別のスポーツ推進委員というのが出てきます。紹介されている委員は、平成30年までの任期の推進委員で、更新がされていないのです。活動計画は29年で停止されていて、これも

更新されていないのです。全くこれも動いていないということがある。

その次に、体育連盟というのが出てくるのです。体育連盟自体のホームページについては、さっき言ったとおりです。それで、このホームページも 29 年で止まっていて、体育連盟の事業が、教育委員会の担当している部分が、29 年で止まっているのです。スポーツ少年団、これはそういった年度のことがないものだから、これはなかったけれども、すごく分かりづらいな、どんな加盟団体があるのだろう、そういったことが全然分からない、そしてスポーツ安全保険がある、そういうあまり見ることのしづらい、そんなものになっていました。

次に、スポーツ大会、講座というものが出てきます。大会は平成 29 年度の大会の日程が出ています。講座は平成 30 年度で、もう指定管理に変わっていますから、これももうお話にならないのです。しばらくはいいのですけれども、「町民と考えるオリンピックの町ワークショップ」、まだ、もうとっくに答申が終わってて、解散している団体だというふうに認識しているのですけれども、まだ傍聴の呼びかけになっているのです。そんなようなことなどあって、やっぱりちょっとこれ、これからスポーツ振興でもって、町の宣言も考えてということである町のちょっと状況にはないということが分かりました。これも直ちに確認していただいて、もう直すことしかないのだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 谷口委員からご指摘のありました関係、全て確認させていただきまして、速やかに対応したいと思います。

以上です。

○委員長（若山和幸） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） それはやっていただくのは、もちろんなのですけれども、でも私やっぱりこういうふうに、どうしてになってしまうかということがやっぱり疑問で、自分の担当する課、人事異動等もあって、いろいろと今の流れの中ではあるのかもしれないのだけれども、自分の担当する課のところのホームページ開かないでしまって、こうなってくると仕事の仕方とか、物の見方とか、構えとか、そういったことについて疑問符が出てきてしまう、そういうことになるのだというふうに、私は一般的に思うのです。そういうことの原因もちゃんと追及していただきたい。そして、教育委員会がもうこういうことがなく、町のスポーツの推進役の先頭に立っていただきたい、そういうふうに思うものですから、ちょっと意地悪な言い方もしましたし、厳しい言い方もしましたけれども、やっていただきたいなと思います。何かあれば、答弁ください。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 町全体の情報の発信ということで、私からご答弁させていただきます。

政策推進課としては、SNS、ホームページ関係で情報の更新について、きちんと確認をして、内容の古いものは更新するように各課に対してお願いはしております。各課の職員もかなりリンクが深くなって、掘り下げて確認するという手間は確かにあるかもしれないのですけれども、教育委員会のみならず、今後も引き続き町全体でそういった情報の更新について、徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（若山和幸） いいですか。

ほかに質問ありませんか。

石川委員。

○委員（石川康弘） 手短かに質問させていただきます。

236 ページ、8 目 14 節工事請負費の幕別 100 年記念ホールの改修工事に関してでございますけれども、この中では多分、エアコンの設置は入っていないと思うのですけれども、今現在、事務所とそれから調理室がエアコンがなくて、非常に不便をしております。聞いたところによりますと、特に調理室については、熱中症の関係で、夏の暑いときには、せっかく利用者が来られて、今日はもう熱いからも無理だねということで、中止して帰られる方も度々あるということ聞いております。これは、

近々に方策をすべきかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

事務所については、扇風機何台か回して何とかしのいでいるのですけれども、それは何とか大人なので、我慢はできるのだけれどもという話はされていますけれども、効率的な仕事をしていく上で、たしかこれは図書館も事務所としてお使いになっておりますので、ぜひ考えて早急に、今年もしできなければ、いつできるのか、お考えを示していただきたいと思います。

○委員長（若山和幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 石川委員のほうからお話ありました、この工事費なのですけれども、ここでは温水ボイラー2基の改修しか考えておりません。エアコンの設置なのですけれども、100年記念ホールのほうとも、お話しした中では出てきました。特に調理室が、夏場の利用がやっぱり減るといふ、キャンセルも含めてあるという話はお伺いしています。この後、こういった取組が速やかにそういった解決に向けていけるのか、ホールのほうとも話を進めながら、いろいろと研究していきなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） 石川委員。

○委員（石川康弘） 早期の計画をお願いいたします。

以上です。

○委員長（若山和幸） 次に、ほかに質疑ございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 大きく四つ伺います。

一つ目は、210 ページの2目教育振興費、小中学校にまたがってなののですけれども、ここに関して伺います。今行われている一斉休校について、3点伺います。

今一番心配されているのは、突然のしかも長期にわたる休校となって、ふだんと違う生活を送っている子どもたちの状況だと思います。今の時点で一斉休校により、子どもたちの精神状況、ストレスとかがどうなっているか、この間、分散登校などでつかんでいることなどもあると思うので、町としてどのように把握して、分析してされているか伺います。

2点目は、家庭での時間が増えている状況で、とりわけ気になるのは虐待が心配される子どもたちかと思えます。こういった家庭の子どもたちの状況は、こちらからはつかんでいるのかどうか、伺います。

三つ目は、今それぞれの自治体で様々な形で分散登校がされていたり、登校が始まっています。国からの要請ではあるのですけれども、どの段階でどういう形で登校を開始するかというのは、各自治体での判断ということになっています。今後、町としては、どういう状況になったら登校するというように計画されているのか、4月に入って入学式がどうなるのかという心配もありますので、その辺り伺います。

大きく二つ目は、208 ページ、小学校維持管理事業に関わってです。学校の教室が暗いという声があるのですけれども、小中学校の教室の照明はどの程度LDEに取り替えられていますか。

大きく三つ目の質問は、217 ページの幼稚園維持管理事業についてです。わかば幼稚園の入園者数について伺います。幼保無償化が導入されて、入園希望者の数がどう変化していますか。平成27年度から30年度まで、50人、47人、36人、37人と発表されていますが、令和元年度と今年度4月からの入園希望者数を教えてください。

大きく四つ目、最後です。241 ページの町民プール維持管理事業についてです。札内地域の町民プールの整備について、これまで何度か議論になったと伺っています。議論にはなったものの、方向性が定まらず、結局そのままになっていると認識しています。しかし、とりわけ白人小学校に隣接しているプールの老朽化は深刻で、この間保護者からも子どもたちの安全性を心配する声や改修の要望が寄せられています。いつまでにどうするか、計画がまとまらないからと放棄せずに、計画を早く明らかにする必要があると思っておりますが、検討していることがあればお願いします。

以上です。

- 委員長（若山和幸） 酒井委員にお願いがあります。最初の2点については、予算に関連しない質疑ですので、予算委員会ですので、予算に関係した後半の点についてだけ答弁をしていただきたいと思います。

学校教育課長。

- 学校教育課長（宮田 哲） それでは、私のほうから、まず教室が暗いというところがございます。もちろん、学校建設に当たりましては、学校建設の基準がございまして、各所細かく基準が設定されているところがございます。そちらにつきましても、照度につきましても、決められた基準がございまして、その基準に沿った形で学校建築をされている状況ということでございます。

LDE化につきましては、南小の増築部分につきましては、LDE化しているのですが、既存の校舎につきましては、順次換えている状況でございまして、一斉交換というところまでは至っていないという現状でございます。

幼稚園の在園者数でございます。平成31年度につきましては37人、令和2年度につきましては26人を予定しているところございまして、令和2年度につきましては、3歳児が4人、4歳児が10人、5歳児が12人の、合わせて26人を予定しているところでございます。

- 委員長（若山和幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（石田晋一） 札内東プールの今後の対応の方法なのですが、現段階では令和2年度、引き続き運営をしていく方向で進めております。それ以降、令和3年度以降になりますと、かなり厳しい部分も出てくるのではないかとというふうに考えています。いつそういった状況になっても対応できるように、学校のほうと詳細詰めながら、当面すぐプールが新しくできるわけではありませぬので、代替のプールの利用方法などを、学校側と詰めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（若山和幸） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 学校の教室のLDEについて、何%交換まで至っているか、分かればお願いします。

あと、幼稚園の管理費のことについてですけれども、幕別保育所の改修の必要性もこの間いろいろ意見が出ていましたし、幕別保育所、わかば幼稚園の園児数の推移から見ても、幕別本町での幼稚園、保育園をどうするか方向性を早く出していく必要があるのではと考えていますけれども、これについて今考えていることがあれば、お願いします。

- 委員長（若山和幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（宮田 哲） 学校の照明のLDE化でございます。先ほど申しあげました南小の増築部分はLDE化をしております。それ以外の教室につきましては、交換が生じた際にはLDE化できるものについては、LDE化をして対応しております。そういった関係で、今現在何%がLDEかというところまでは申し上げることができません。ちょっと調査もしていないという現状でございます。

- 委員長（若山和幸） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 今、幕別中央保育所の関係も出て、認定こども園ということで思っておりますので、認定こども園については、第1期の子ども、次世代育成計画の中でも、当初は最終年度の31年度という見込みの中で位置付けはさせていただきましたが、実際中間年、29年度にわかば幼稚園の入所児童数が当初の計画よりも相当、当初は十何人、15人ぐらいかという中で、これは保育所と一貫した認定こども園を建設すべきではないかという中から、平成31年の最終年次に位置付けさせていただきましたが、実際幼稚園の入所児童というのが、現実的には四十数名当時はあったことから、第2期計画以降で位置付けるということで、計画変更させていただきました。現在第2期計画が策定するという中では、やはり頭出しはしている段階なのですが、もう中央保育所も昭和46年建築、わかば幼稚園についても53年築ということで、相当数建物が古い状況、こういったことから、私どもと

しては令和2年度において、しっかりとした建設年次や方向性を示していきたいと考えて段階でありますので、今この時点で、建設年次というのはお示しできませんが、令和2年度において、しっかりとした考え方を示していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（若山和幸） いいですか。

（関連の声あり）

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 前段のコロナウイルスに関わっての、今の学校の現状については、新年度の予算との関わりはないのではないかとということでありました。それで、1点なのですけれども、新年度にこのまま行かざるを得ないのではないかと、そういう心配の下にお尋ねするのですけれども、先ほど酒井委員から、今、入学式に関わって、どんな状況をそれぞれの学校で打合せされているのか、そしてそれは教育委員会と相談されながらやっていると思うのですけれども、そのところをまず一つ伺いたいのと、この今の状況がいつ収束するか分からない、コロナ感染に関してという中で、その面での新年度に関わっての様々な行事も含めて、学校現場で大変混乱、心配が起きているのではないかと、思うのです。そういうことに対して、今、教育委員会と相談されながら次年度の行事なども組み立てられていると思うのですけれども、分かる範囲でお示しいただけますか。

○委員長（若山和幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校の状況でございますが、今現状といたしましては、卒業式と修了式につきましては、規模縮小でということで学校と協議をしております。新年度につきましては、まだ細かな調整、打合せはしていない状況でございます。道の状況ですとか、管内の状況も加味しながら、これから19日の日に宣言がどうなるかということもございます。そういった道の動向も注視しながら、今後の対応のほう、決めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回、一斉に北海道の緊急事態ということから始まっての教育委員会の対応でありますから、当然そこは全道あるいは十勝管内と連携してということではありますけれども、これももう今3月の半ば過ぎまして、いろんな意味で準備が始まっているところであります。そういったところに、いち早い情報が伝わるようにしていただくことが、さらなる混乱を招かないことではないかというふうに思うのです。今の時点では難しいと思いますけれども、早期にきちっと連絡を取り合っ、早い段階での保護者への伝達というのを求めておきたいと思います。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 10款教育費につきまして、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費について一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 11款公債費についてご説明させていただきます。

244ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金17億9,519万7,000円、本目は借入れしております起債の償還元金に要する費用でございます。

2目利子1億729万1,000円、本目は借入れいたしました起債の償還利子に要する費用であり、1番目の起債利子償還事務事業1億709万1,000円が主な事業であります。

以上が、公債費であります。

続きまして、12款職員費についてご説明させていただきます。

245ページになります。

12 款職員費、1 項 1 目職員費 18 億 1,132 万 2,000 円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する 229 人分の職員の人件費等でございます。

2 款給料は、前年度費対予算上 11 名増として計上し、内訳といたしましては、退職 13 人、再任用 4 人、新規採用 14 人、条項職員の正職員化 6 名となっております。それら全てで約 3,600 万円ほどの増となっております。

3 節職員手当等につきましては、人事勧告に伴い、期末勤勉手当の増などにより、約 1,000 万円ほどの増となっております。

4 節の共済費では、次ページにまたがりませんが、退職手当組合負担金の減などにより約 400 万円ほどの減となっております。

18 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が職員費でございます。

次に、13 款予備費についてご説明させていただきます。

247 ページになります。

13 款 1 項 1 目予備費 500 万円でございます。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようですので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査に入ります。

1 款町税から 23 款町債まで、一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 歳入についてご説明申し上げます。

16 ページをお開きください。

なお、歳入の説明における前年度対比は、当初予算との対比でご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 12 億 140 万 9,000 円、給与所得の納税義務者数の増加などにより、前年対比で 1.6%の増額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 2,811 万 9,000 円、昨年 10 月からの法人税割の税率引き下げにより、前年度対比で 11.1%の減額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 11 億 1,835 万 3,000 円、家屋及び償却資産の増加により、前年度対比 3.6%の増額を見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,711 万 5,000 円、北海道分の土地家屋の増加に伴い、前年比 15 万 7,000 円の増額を見込んでおります。

次のページになります。

3 項軽自動車税、1 目種別割 7,738 万 4,000 円、従来の軽自動車税の名称変更による税目であります。課税台数の増により 2.5%の増額を見込んでおります。

2 目環境性能割 264 万 9,000 円、昨年 10 月から導入された税目で、町の新規登録台数に応じて、北海道において徴収して納付されるものであり、前年比 175 万 1,000 円の増額を見込んでおります。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 5,828 万 3,000 円、喫煙者の減少により、前年対比 6.3%の減額を見込んでおります。

5 項 1 目入湯税 1,108 万 5,000 円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

18 ページになります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 9,000 万円、地方揮発油税総額の 42%相当が市町村に譲与されるもので、前年と同額で計上しております。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億 1,000 万円であります。自動車重量税総額の 40.7%が市町村に譲与されるもので、前年と同額で計上しております。

3 項 1 目森林環境譲与税 2,406 万 1,000 円であります。木材利用の促進や森林整備等に要する費用に充当するため、森林環境譲与税の収入額に相当する額の 9 割が市町村に譲与されるもので、前年度からの皆増となります。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円、北海道に納付された利子割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

次のページになります。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 1,000 万円であります。これも北海道に導入された配当割額の 5 分の 3 に相当する額が、市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 800 万円でございます。これにつきましても、北海道に納入された株式等譲渡所得割の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金 1,000 万円であります。地方消費税の引上げに伴う地方法人課税の偏在是正の取組といたしまして、昨年 10 月から税率が引下げとなった法人住民税、法人割の減収分を補填する仕組みとしまして、新に北海道から交付されることとなっております法人事業税交付金の皆増であります。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金 5 億 5,000 万円でございます。北海道に配分された地方消費税の 2 分の 1 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度対比で 5.8%の増額で計上しております。

次のページになります。

8 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 1,900 万円であります。前年と同額で計上しております。

9 款 1 項 1 目自動車税環境性能割交付金 3,000 万円あります。昨年 10 月から自動車取得税交付金が廃止となったことに伴い、自動車税の環境性能割交付金として新たに款を設け、歳入するものであります。

10 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円あります。前年同額であります。

11 款 1 項 1 目地方勅令交付金 4,000 万円あります。住宅借入れ等、特別控除に係る住民税の減収補填に加え、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収補填について、全額措置されるもので、前年度対比で 60%の増額で計上しております。

次に 21 ページでございます。

12 款 1 項 1 目地方交付税 58 億 5,000 万円あります。前年対比で 6.2%の増額で計上しておりますが、このうち普通交付税につきましても、前年度交付決定額の 3.3%増の 56 億円で見積もっております。

13 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 500 万円あります。交付実績等を考慮し、前年同額で計上しております。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 1 億 341 万 5,000 円あります。農業基盤整備事業に係る分担金であります。

次のページです。

2 項負担金、1 目民生費負担金 3,755 万 5,000 円あります。施設型保育施設の保育料が主なものでありますが、昨年 10 月から実施された幼児教育、保育の無償化に伴い、前年対比で 67.1%の減額で計上しております。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 217 万 1,000 円ありますが、札内コミュニティプラザや近隣センター使用料が主なものとなっております。

2 目民生使用料 2,219 万 8,000 円、主なものは 2 節児童福祉使用料の学童保育保育料などでありま

す。

3目衛生使用料351万9,000円、葬祭場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料2,809万4,000円ではありますが、町営牧場の入牧料が主なものであります。次に、23ページになります。

5目商工使用料1,102万円、スキー場リフト使用料、宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6目土木使用料1億4,379万9,000円、1節の道路使用料や4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料400万6,000円、3節のナウマン象記念館入館料が主なものであります。

次のページであります。2項手数料、1目総務手数料1,035万1,000円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料1,174万2,000円、2節の介護サービス計画等作成手数料が主なものであります。

3目衛生手数料5,344万2,000円です。主なものはごみ処理手数料であります。

4目農林業手数料17万円です。農地の移動に係る嘱託登記手数料などです。

25ページになります。

5目土木手数料307万6,000円、建築確認申請の手数料や完了検査手数料などが主なものであります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金8億6,292万3,000円、1節の障害者自立支援給付費、2節の児童手当や保育所等に係る施設型給付費等負担金などが主なものであります。

次のページであります。2項国庫補助金、1目総務費補助金2,791万8,000円、個人番号カードの交付に係る補助金が主なものであります。

2目民生費補助金9,299万3,000円、1節の障害者福祉に係る地域生活支援事業補助金、2節の学童保育に係る地域子ども・子育て支援事業補助金であります。

3目衛生費補助金406万8,000円、感染症予防事業、母子保健衛生に係る補助金であります。

4目土木費補助金3億1,501万7,000円、1節は道路や橋梁に係るもの、2節は公園施設の長寿寿命化対策事業などに係るもの、3節は公営住宅に係る交付金であります。

5目教育費補助金725万3,000円、主なものは1節のスクールバス購入に係る補助金などです。

27ページになります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金29万5,000円、中長期在留者登録事務に係る委託金であります。

2目民生費委託金649万2,000円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

17款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金5億3,160万5,000円、1節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、2節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等負担金などが主なものであります。

次のページになりますが、2目農林業費負担金1,093万6,000円、農業委員会職員設置費に係る道の負担金などです。

3目土木費負担金3,629万7,000円、地籍調査事業に係る道負担金でございます。

2項道補助金、1目総務費補助金350万円、防災の備蓄に係る補助金が主なものであります。

2目民生費補助金1億2,803万9,000円。

次のページにかけてでございますが、1節の地域生活支援事業や重度心身障害者医療など、障がい者福祉に係るもの、ひとり親家庭医療や高齢者に係る各種事業、2節は学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業や乳幼児等医療費など、児童福祉に係る補助金などです。

3目衛生費補助金73万5,000円、健康増進事業に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金3億5,005万1,000円、主なものとしたしましては、1節は中山間地等直接支払交付金など、2節は各種畜産経営支援資金に係る利子補給、次のページになりますが、3節は各種土地改良事業に係る道補助金、4節は民有林や町有林の管理、造成などに係る道補助金でございます。

5目商工費補助金 133万4,000円、地方の消費者行政機能拡充のための補助金であります。

6目土木費補助金 640万円、法面の一部が崩壊し、通行に支障が来している道路の補修に係る補助金でございます。

7目教育費補助金 126万1,000円、ナウマン象足跡発掘プロジェクトに係る補助金が主なものであります。

31 ページになります。

3項道委託金、1目総務費委託金 5,551万9,000円、2節の道民税徴収事務委託金、4節の指定統計調査費委託金などであります。

2目衛生費委託金 1万5,000円。

3目農林業費委託金 441万9,000円、3節の土地改良事業に係る委託金が主なものであります。

4目商工費委託金 1万8,000円。

次のページになりますが、5目土木費委託金 289万1,000円、1節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものでございます。

6目教育費委託金 60万円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入 1,618万8,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金 5万円、各種基金からの利子収入であります。

33 ページになります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入 1,150万2,000円、皆伐材等の売上収入が主なものであります。

2目物品売払収入 3,707万6,000円、忠類の育苗センター苗木売払収入などあります。

19款1項寄付金、1目一般寄付金 10万円あります。

2目総務費寄付金 2億5,000万円、ふるさと寄付金であります。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金 3億5,000万円、令和2年度予算における一般財源充当分として繰り入れするものであります。

2目減債基金繰入金 5,000万円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰入れをいたしまして、公債費の支出に充てるものであります。

次のページでございますが、3目のまちづくり基金繰入金 3億2,324万4,000円。このうち、2億円につきましては、合併特例債で造成した基金を活用するもので、まちづくり全般にわたる各種事業に活用するものの、それ以外はふるさと寄付金を各種事業の財源として活用するため、繰り入れするものであります。

4目森林環境譲与税基金繰入金 645万8,000円、前年度に基金に積み立ていたしました森林環境譲与税を各種事業の財源として活用するために、繰り入れするものであります。

21款1項1目繰越金 20万円あります。

22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金 3万円、2目の加算金は1,000円、3目の過料は1,000円あります。

35 ページになります。

2項1目町預金利子 1,000円あります。

3項貸付金元金収入、1目ウタリ住宅貸付金元金収入は 56万2,000円あります。

2目生活環境改善設備資金貸付金元金収入につきましては 20万円ありますが、トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものでございます。

3目勤労者福祉基金貸付金元金収入は、700万円あります。

4目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては、3,234万8,000円。

5目中小企業貸付金元金収入は、4億500万円あります。

6目忠類振興公社貸付金元利収入につきましては、1,800万1,000円あります。

7目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、9,569万1,000円であります。

次のページになりますが、4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入3万円。

2目民生費受託事業収入3万円。

3目衛生費受託事業収入480万5,000円、後期高齢者健診の受託事業収入が主なものでございます。

4目教育費受託事業収入375万4,000円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

5項雑入、1目滞納処分費53万円、2目弁償金は、1,000円、3目の違約金及び延滞デスクは、1,000円であります。

4目雑入2億6,515万6,000円であります。

1節は住民健診等の負担金、2節は学校給食費、3節につきましては各種施設の電話使用料となっております。

37ページになります。

4節職員給与費負担金につきましては、十勝広域消防への職員派遣に伴う負担金が主なものであります。

5節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。

続きまして、40ページになります。

6節国民健康保険特別会計負担金につきましては、インフルエンザ予防接種などに対する国民健康保険特別会計からの負担金であります。

5目過年度収入1,000円であります。

23款1項町債であります。

各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債充当のソフト事業であります。

1目総務費6億3,700万円、防災行政無線システム整備事業債が主なものであります。

2目民生債は3,910万円になります。札内青葉保育園整備資金補助事業債や忠類地域通所介護事業運営費補助事業債が主なものであります。

3目の衛生債は580万円で、歯科診療所診療機器購入事業債が主なものであります。

次のページになります。41ページになります。

4目の農林業費は1億940万円で、2節の道営農地整備事業に係る起債が主なものであります。

5目商工費4,410万円で、商工観光振興に係る起債であります。アルコ236整備事業債などが主なものであります。

6目土木債4億8,010万円で、1節の道路橋梁整備や次のページになりますが、2節の都市公園等長寿命化対策事業債、3節の桂町西団地建設事業債などが主なものであります。

7目消防債3,630万円、消防自動車の整備事業債であります。

8目教育債4,130万円、1節の白人小学校屋内運動場改修事業債、43ページになりますが、3節の百年記念ホール改修事業債が主なものであります。

8目臨時財政対策債は3億3,300万円で、交付税の財源不足を補うため、市町村自らが地方債を発行しまして補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次、全額交付税措置されることとなっております。

なお、2目民生債でご説明しました札内青葉保育園の整備資金補助事業債につきましては、合併特例債の借入れを予定しているところであります。

合併特例債は大きく普通建設事業に充当可能な起債と合併町村振興のための基金を造成するため、起債の発行が可能となっておりますが、これまで本町といたしましては、普通建設事業の発行可能額である57億2,910万円の中に、基金造成分である10億6,590万円が含まれているものと認識していたところであります。しかし、このたび、普通建設事業の外数として、基金造成相当額である10億6,590万円が新たに発行可能であることが判明したところであります。このことから、今後のまちづ

くに有効に活用してまいりたいと考えております。

また、現行の市町村の合併の特例に関する法律は、令和2年3月31日をもってその効力を失うとされておりますが、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう、現行法の期限を10年間延長する内容の改正法案について、現在国会で審議されております。本町の新町まちづくり計画におきましては、令和2年度末をもって期限が到来いたしますが、令和3年度以降も合併特例債の活用が見込まれますことから、現在の計画を延長するよう準備を進めているところであります。

最後に、自動車取得税交付金につきましては、令和元年10月から消費税の引上げに伴い廃目になると思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思います。

歳入です。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 財源の中で、今一番最後にご説明いただきました合併特例債のことを、実は随分心配しておりましたが、新たに10年間ということでご説明をいただきました。具体的にどのぐらいの金額がうちの町に当てて、どのぐらいの金額が今後保障されていくのかということでもあります。

もう一点は、交付税措置のところではありますが、この交付税措置の中に、新年度からスタートいたします会計年度任用職員に関わる賃金分がどこまで保障されるのかということも心配されておりましたが、これにつきましては一時金の分について保障されると聞いておりました。それは、事実かどうか確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（若山和幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） ただいま、最後に部長が説明した合併特例債の財源の関係なのですが、新たに保障されるというものではございませんで、もう一度整理いたしますけれども、今まで合併特例債の発行可能額が約57億3,000万円、57億3,000万円というふうに、約ですね、覚えておいてください。その中で、57億2,910万円です。これが普通建設事業の発行可能額なのですけれども、この中に、今まで普通建設事業の発行と基金造成の発行額の限度額をそれぞれ内数で町としては管理をしていたのです。ところが、10億6,650万円、これが合併の造成基金限度額なのですけれども、限度額が10億6,650万円、合わせて幕別町の合併特例債の基金造成分と普通建設事業の限度額は、67億9,560万円になります。ここまでよろしかったでしょうか。

そこで、今まで普通建設事業の57億2,910万円の中に、基金の造成分も限度額として含んでいたものですので、その解釈は違いましたよということが分かりました。そこで、今後、普通建設事業に充当できる金額が、10億6,590万円あるというものでございます。

今、今国会でも合併の法律が10年間延長される審議がされております。あわせて、今後、合併特例債を発行するには、まちづくり建設計画の延長も必要になりますので、この計画の内容の変更につきましては、今年の12月に提案をさせていただきたいというふうに考えているものです。これが、今、合併特例債のお話であります。

それと、会計年度任用職員の関係に伴います地財措置です。今、我々が知り得ている情報といたしましては、国の定める地方財政計画、この中で会計年度任用職員の経費を1,690億円計上しますよと、一般財源ベースです。地方財政計画の歳出の一般財源ベースとして、国は1,690億円財政措置しますよというふうに来ております。交付税の算定の変更の中で、総括算定経費というものがあるのですけれども、そこに今回の期末手当、会計年度任用職員制度に伴います期末手当等の経費を、包括算定経費の中に入れますよと、算入しますよというふうに情報は来ています。ただ、それが幕別町で幾らになるかというところまで、今年の7月に算定が予定されていますので、それまでにはちょっと今現在幾らになるかという経費は押さえておりません。

以上であります。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） よく見つけられたといいますか、いずれにしても、全体として幕別町の財政を見ていると、厳しい厳しいと言われながらも、経常収支比率あるいは実質公債費比率等についても、それぞれ健全なほうに向かわれておりましたので、こういった中で政策を実施されていくということについては、これまでよりはそういった数字の面では安心できるのかなというふうに思いました。ただ、基金の運用がかなり大きくて、年々減っていく、基金そのものをたくさんためておいてほしいということでは全然ありません。ただし、減っていくことに対しての不安はあったものですから、今新たにというふうに思って伺ったら、新たにではなくて、そういう建設基金と普通建設基金は中に入っていたということでもありますね。有効に使われていくことを願いたいと思います。

それでもう一つは、これは最後に総括のほうでもお尋ねしたいと思っていましたから、これでやめますけれども、会計年度任用職員のほうなのですけれども、7月にならないと分からないと。この算定に当たっては、各町村に対して、実際に実施した場合の一時金はどのぐらいになるかという総務省からの調査が全市町村にあったように聞いていますけれども、うちにはそれに答えられたのでしょうか。そして、それは幾らだったのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 答弁、総務課長。

○総務課長（新居友敬） 国に対しまして、その期末手当につきましては報告してあるのですが、ちょっとその数字は今押さえていない、持ってきていないので、後から報告させていただきたいと思ます。

○委員長（若山和幸） よろしいでしょうか。

そのほか質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、以上をもって一般会計歳入につきまして終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑を受けたいと思います。

中橋委員、申し訳ございません。ここで休憩を取りたいと思います。

審査の途中ですけれども、この際 16 時 20 分まで休憩したいと思います。

16：11 休憩

16：20 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を受けたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 全款に、歳出の全款にわたる会計年度任用職員の新しく来年度からスタートするわけですから、それがどんなふうになっていくのかお聞きしたいと思います。

一つは、会計年度任用職員の配置数です。フルタイムとパートに分けて、何人ずつ配置されていくのか。それと、これは待遇の改善というふうに私は押さえております。それで、標準的な収入の推移、収入の見込み、導入前の月額支給、それから導入後になると幾らになるのか。もう一つ、それは月額とそれから年収ではどうなるのか。年間トータルで今までの非正規職員の方が、今度、会計年度任用になることによって年収ではどう変わってくるのか、どれだけ引き上げられるのか、できれば職種別に示していただければ、分からなかったら平均でも結構です、教えていただきたいと思います。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 来年度の会計年度の配置につきましては、まずフルタイムの職員が 99 人、それからパートタイムの職員が 314 人、合わせて 413 人の任用というような予定でございます。

それで、今、私の手元にある試算の関係で、まずフルタイムの職員の試算でございますが、フルタ

イムの保育士の場合でございます。今年度の現行の賃金、それから賃金で社会保険、雇用保険を除いた手取りとして考えた場合の年収でございますが、今年約 170 万円という年収、手取りの年収でございます。税金が入っています、支給額ですね、すみません。すみません、支給額ですね。それでこれが会計年度に移行しますと、年収については一応 195 万円という形になります。それで、手取りとしては 25 万円の増、率としましては 14.7%の増額ということになります。同じくフルタイムの保健師の場合、保健師は今年度の現行の賃金で申しますと、年収については約 260 万円となっております。これが会計年度へ移行することによりまして、年収においては 272 万円ということになりまして、12 万円の増額、率としては 4.6%の増ということになります。

それから次、パートタイムにつきましては、まず一般の事務職員の場合については、今年度の賃金におきましての年収につきましては約 138 万円でございます。これが会計年度へ移行することによりまして、年収については 158 万円ということになりまして、約 20 万円の増額、率として 14.5%の増ということになります。それとパートタイムでいきますと、消費生活相談員につきましては、今年度の現行の賃金で年収につきましては 186 万円で、会計年度へ移行いたしますと手取りとしての年収については 213 万円、支給額ですね、すみません、それによりまして、27 万円の増額、率として 14.5%の増ということで、今、主な職種については、手元にある資料ではこういう状況になっております。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。よろしいでしょうか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、配置人数ですけれども、昨年 11 月 6 日に総務文教常任委員会を行ったときに、お示しいただいた数字では会計年度任用職員がフルタイムで 89 人、そしてパートで 262 人ということでありました。合計で 351 人。これを見ますと、フルタイムのほうは多くなっているのですけれども、両方とも多くなっているのですね、これはさらに、今までよりも臨職の方が採用が増えてこうなっていくのか、それともこれまでの臨職の中で、会計年度任用職員に適用しようとする人の数が増えたのか、どちらなのでしょう。

それと、保育士と保健師の現状を示していただきました。それで、これまで決算等で頂いていた資料を見ますと、例えば保育士などの月額月給は、1 人当たり 16 万 6,940 円というふうに資料で頂いております。また保健師は 21 万 8,900 円、あるいは図書館の司書 15 万 1,450 円、学校調理員 17 万 9,200 円というような資料を頂いていたのですよね。これを、この金額に 12 を掛けていくと、保育士の場合には 203 万 280 円、保健師は 262 万 6,800 円、保健師は大体今の課長が示していただいたのと同じなのですけれども、ほかは随分低くなっているのではないかというふうに思うのですよね。

これ、どうしてこうなったのかなということと、実は会計年度任用職員については大きく改善されたというのは一時金が支給されるということなのですよね。だから当然今までの給料に一時金分がプラスされていくという認識でいたのですけれども、実は全国の事例を見ると、月額が下がって、一時金は当たり前に出るのだけれども、トータルとしては大して変わらないと。ひどいところは逆に下がってしまうという事例なども出てきたものですから、そんなことがうちの町にあってはならないと思ってお尋ねしているのです。これ、前回示していただいている賃金と、今、課長が示していただいたのと随分低いのですけれども、これはどうしてこうなのでしょう。月額です。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） すみません。先ほどの示した金額につきましては、共済費、社会保険、雇用保険を除いた金額ということでお示ししてしましまして、それを通常支給額と言いますか、それを除かない金額でいきますと、保育士につきましては年額 207 万円、これが今現在では 207 万円、それが給料、それから期末手当を含みまして令和 2 年度では 229 万 7,000 円となります。増額分としては 29 万円、14.4%という金額でございます。あと保健師については、現在 308 万円で、来年度におきましては 322 万円、増額分としては 14 万円、率としては 4.5%。それとパートタイムのほうの一般事務補助員、こちらについては今現在 163 万 3,000 円、これが令和 2 年度では 187 万 3,000 円となりまして、増額としては 24 万円、率としては 14.7%でございます。それから、消費生活相談員につきましては、

今年度は202万1,000円、これが来年度になりますと230万9,000円、増額分としては28万8,000円となりまして、率としては14.3%ということでございます。失礼いたしました。

人数の増減につきましては、計画時点は実際に今までお示ししてきたのは、現在任用している者が全て会計年度に移行した場合という形で、いろいろお示ししてきましたけれども、来年度からの任用につきましてはそれぞれ各課の体系、そういった内容を、任用についてはまた見直しはそれぞれあったものですから、今でいきますと、その時点よりも4名増えたと、去年よりも4名増えるというような状況になっております。

それから、月額で手取りが減るということは、実際に現給の保障ということで、言ってみれば、その時間給については間違いなく保障しているという状況でございますけれども、実際にパートタイムになりますと、30分時間がやはり短くなるということもございまして、実際の言ってみれば金額的には下がってしまうという職もあります。実際にはその分は減額というふうにはなるのですが、全体を通して年収といたしましては、やはり期末手当自体が支給されるということもございまして、そういったことは全体的に考えますと、年収では下がる職はないというところでございます。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それはどの部署を取っても、どの職種を取っても下がることはないというふうでよろしいですね。たしか、総文で説明をいただいたときには、その人の経験年数をプラスするとか、一人ひとりの状況によって随分変わってくる、部長から説明を受けたのですけれども、これは一例ですと言いつつかなり細かい資料を頂いて、今手元にもあるのですけれども、それを基にお尋ねしているのですけれども、その時間が短くなって下がるというの、トータルで上がるからいいとはいえども、これは月給が下がるわけですから、月給で皆さん生活されるわけですから、やはりちょっとその厳しい状況をつくってしまっているのではないかなと思うのですけれども、その辺の認識も伺いたいと思います。

あと、それよりも増えたということですから、1番目の質問です。私は、当時のお示しいただいた資料よりも今回ずっと増えているのです。それで尋ねました。課長のお答えは逆なのだと思いますけれども、実際にきちんと洗ったらこの数字だったのだということなのですけれども、最初の資料のほうで、ではアバウトだったのか何なのか、でも私たち一番最初に判断するときはこうで判断するものですから、あまりアバウトな資料というふうには出していただきたくないなと思うのですけれども、ちょっとこの人数の差異について、もう一度ご説明いただけますか。

○委員長（若山和幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） まず、この会計年度任用職員の時給等の考え方なのですけれども、まず一つずつお話ししますと、フルタイムというのはいわゆる今までと同じように7時間45分勤務をしていただく職員でございます。まずそれがフルタイムです。あとパートタイムというのは新しく制度ができましたから、パートタイムという職ができた。それについては基本的には7時間15分勤務になったということです。30分短くなった。というのは、本来は、委員から前回の委員会なんかではお話あったので、全ての方をフルタイムという形にするのが、これは確かに理想かも分かりません。ただ、全体の今回新たな制度ができて、様々な期末手当が支給されるようになる。また、フルタイムにおいては退職手当も支給しなければならない。そしてかつ、フルタイムについては共済組合の加入になるといったところ。それが大きくフルタイムとパートタイムの違うのですが、それら全体のバランスというのですか、給与的な支給をどうするか。全体のパイをあまりにも大きく全てを雇用してしまうと、同じような体系にすると、どうしても負担が大きくなり過ぎるといったところも一理はあります。それと、実態の働き方を見ますと、7時間45分と7時間15分、30分の違いというのが今の業務の中で相当の大きな影響を与えるのであれば、これはやはりパートタイムにするということはこれは難しいだろうと。業務内容を精査する中で、今と同様の仕事がほぼ7時間15分の中で完成できると、一日の業務が完成できるといったところの判断をもって、今回はその業務業務によって、フルタイムの方とパートタイムの方と分けらせてもらったということでございます。

ですから、時給で言いますと、確かに30分短くなってしまいますが、7時間45分の人と7時間15分の人ですので、30分短くなるという面では確かに日給で30分分が下がります。ただ、今回、私ども制度設計するに当たっての給与の1時間当たりの計算をするときに、現行よりは下げないように全て設計したつもりです。ですので、全ての職において、現行の給与水準より下がっているところはありません。ただ、勤務時間が短くなるがゆえに30分分少なくなったということで、先ほど課長からはその分の30分分が月で見ると1日30分ですので、20週でしたら12時間か十何時間なのでしょうか、それぐらいの時間数が減るといことは、その分の給与が下がると。ただし、新しい制度については、期末手当が出ます。今年度は4月からこの制度がスタートですので、満度にはなりません。基準日が6月30日になりますので、満度にはなりませんけれども、次年度以降は完全に満度になってくるということによっては、その期末分が全体にアップになると。給与が年収ベースでいうとアップになるということでは、間違いなく会計年度任用職員の1人ずつの処遇改善にはつながっているということで、私のほうは捉えているところでございます。

人数については、先ほど課長お話ししましたとおり、去年の示した人数は、あくまでも課長お話ししたとおり同じような答えになるのですけれども、その時点での去年の4月時点での人数をベースに全部計算をしたと。今回は新たに増える職種もあります、また減る職種もあるといったところのその増減があって、最終的には4人プラスでなったということでございます。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 基本は私も部長の考えと同じといいますが、全部同じではないですけれども、ただ年収を増やしていくこと、時間給を下げないこと、ここが一番大事なところですから、町としてはそこをきちっとキープされたということは評価をしたいというふうに思います。でき得るならば、時間が短くなる人が生まれなかったらよかったなど、その分はもっと加算につながったのにというふうにちょっと残念に思います。恐らく働いていらっしゃる方のそれは実感ではないかと思うのです。ぜひその辺も意を用いていただきたい、今後についてはというふうに思います。

それで、全体としての姿は分かりました。その上で、あえて確認をさせていただくのですけれども、今年度は満額ではないよと、年収ですね。つまり保障される期末手当が満年度で1年を通せば2.6か月ですけれども、今年は4月からということであれば、1.69か月ということですよ。それで、先ほど課長がお答えいただきました年収と、それから上がった率もお示しいただきましたが、これは今年度と考えていいのでしょうか。つまり1.69でこれだけですよと、来年度は2.6になりますから、さらにアップしますよということでもよろしいでしょうか。

○委員長（若山和幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） はい、今の中橋さんの考えでそのとおりでございます。

○委員（中橋友子） 分かりました。はい、では期待をして終わります。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、これで一般会計の審査を終了いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日3月18日のこの委員会は午前10時から開会いたします。



# 令和2年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和2年3月18日  
開会 10時00分 閉会 11時48分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員(18名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	藤谷謹至	小島智恵	岡本眞利子
荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	谷口和弥	芳滝 仁
千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	中橋友子		

② 委員長 若山和幸

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	合田利信	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	萬谷 司
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	原田雅則
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	谷口英将
総 務 課 長	新居友敬	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	佐藤勝博	保 健 課 長	白坂博司
水 道 課 長	山本 充	保 健 福 祉 課 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	高橋宏邦		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 係長 遠藤寛士

4 欠 席 者 東口隆弘

5 審査事件 令和2年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査

6 審査結果 一般会計ほか質疑

7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 若山和幸

# 議事の経過

(令和2年3月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（若山和幸） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。  
はじめに、諸般の報告をいたします。

事務局長。

○事務局長（細澤正典） 東口委員より、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（若山和幸） これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ30億2,949万8,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、2ページから4ページまでそれぞれ定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものであります。

なお、令和2年度における年間平均の国保被保険者数は、6,300人と見込んでおります。

また、本年3月末をもちまして、退職者医療制度の対象者がゼロとなりますので、令和2年度は退職被保険者等の保険給付の予算計上はありません。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額7,839万4,000円であります。

説明欄の上段、国民健康保険一般管理事務事業については、国民健康保険の事務に要する経費であり、主なものとして担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12節委託料、細節5は国保事務の共同電算処理に係る委託料、細節6はジェネリック医薬品利用差額通知の作成委託料、18節負担金補助及び交付金は、次のページになりますが、細節7は本年4月から稼働する北海道で統一した国民健康保険の標準システムの運用に係る国保連に対する負担金などであります。

なお、令和元年度に標準システムの導入が完了したことに伴い、12節委託料と18節負担金補助及び交付金については、前年度予算に比べ大きく減額となっております。

2目連合会負担金、予算額110万2,000円であります。

説明欄の上段、北海道国保連合会負担金事務事業については、国保事務の共同処理や診療報酬の審査及び支払いを行う国保連に対する負担金であります。

2項徴税费、1目賦課徴収費、予算額761万3,000円あります。

説明欄の上段、国民健康保険税賦課徴収事務事業については、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、主なものとして徴収員や事務補助員の人件費のほか、次のページになりますが、10節需用費、細節30は納付書の印刷経費、11節役務費は納付書発送に係る郵便料、口座振替やコンビニ収納に係る手数料、18節負担金補助及び交付金は、滞納整理機構に対する負担金などで、16ページを

お開きください。

3項1目運営協議会費、予算額33万1,000円であります。

説明欄の上段、国保運営協議会事務事業については、国保事業の重要な事項を審議する運営協議会の運営に要する経費であり、主に協議会委員9人分の報酬及び費用弁償であります。

2款1項保険給付費、1目療養諸費、予算額17億2,266万4,000円であります。

主な事業といたしましては、説明欄の上段、保険給付事業17億566万4,000円については、主に一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

2目高額療養費、予算額2億1,030万円であります。

説明欄の上段、高額療養費等支給事業については、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費に係る経費であります。

3目移送費、予算額20万円であります。

説明欄の上段、移送費支給事業については、一般被保険者の移送費に係る経費であります。

4目出産育児諸費、予算額1,680万9,000円であります。

説明欄の上段、出産育児一時金支給事業については、主に出産育児一時金として1件当たり42万円を支給するものであります。

18ページをお開きください。

5目葬祭諸費、予算額150万円あります。

説明欄の上段、葬祭費支給事業については、葬祭費として1件当たり3万円を支給するものであります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目医療給付費分、予算額6億7,445万8,000円あります。

主な事業といたしましては、説明欄の上段、国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療分）拠出事業で、医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

19ページになります。

2項1目後期高齢者支援金等分、予算額2億472万5,000円あります。

説明欄の上段、国民健康保険事業費納付金（一般被保険者後期高齢者分）拠出事業については、後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3項1目介護納付金分、予算額8,237万5,000円あります。

説明欄の上段、国民健康保険事業費納付金（介護分）拠出事業については、介護納付金分に係るの北海道への納付金であります。

20ページをお開きください。

4款1項1目共同事業拠出金、予算額1,000円あります。

説明欄の上段、共同事業拠出金事業については、退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、予算額2,394万円あります。

説明欄の上段、特定健診・特定保健指導事業については、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する経費であり、主なものとして担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、11節役務費、細節1は特定健診の受診券及び健診結果発送に係る郵便料、12節委託料は特定健診及び特定保健指導などの各種委託料などあります。

22ページをお開きください。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算額167万8,000円あります。

説明欄の上段、保健衛生普及事業については、健康の保持増進を図るために要する経費であり、主なものとして7節報償費は健康づくり教室等の開催に要する講師謝礼、11節役務費は被保険者に対し、医療費通知の発送に係る郵便料などあります。

6款1項1目基金積立金、予算額1,000円あります。

説明欄の上段、国民健康保険基金積立金事務事業については、基金への積立金であります。

23ページになります。

7款1項公債費、1目利子、予算額5万円であります。

一時借入金事務事業については、一時借入により生じる利子分であります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算額300万円で、一般被保険者の過年度の国保税還付金であります。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算額10万円で、退職被保険者等の過年度の保険税還付金であります。

3目償還金、予算額3,000円で、過年度の国庫支出金等の返還金であります。

24ページをお開きください。

4目一般被保険者還付加算金、予算額20万円で、一般被保険者の国保税還付の際の利息相当の加算分であります。

5目退職被保険者等還付加算金、予算額5万円で、退職被保険者等の国保税還付の際の利息相当分の加算金であります。

9款1項1目財政安定化基金拠出金、予算額4,000円であります。

財政安定化基金拠出金事業については、平成30年度の北海道胆振東部地震により、局地激甚災害指定を受けた厚真町、安平町及びむかわ町に対し、北海道から財政安定化基金として、3町合わせて149万7,000円が交付され、国、道及び道内の市町村でそれぞれ3分の1を拠出するものであり、本町の負担は0.66%の3,289円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

7ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算額7億2,193万円で、一般被保険者に係る国民健康保険税であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算額12万3,000円で、退職被保険者等に係る国民健康保険税の滞納繰越分であります。

8ページをお開きください。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、予算額20億2,074万4,000円であります。本目は、保険給付費等に係る交付金で、1節の保険給付等交付金は、歳出の2款1項保険給付費と同額が交付されるものであります。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算額1,000円であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額2億8,658万8,000円であります。本目は、一般会計からの繰入金で、国保税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などが主なものとなっております。

9ページになります。

5款1項1目繰越金、予算額1,000円であります。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、それと2目退職被保険者等延滞金、いずれも予算額1,000円であります。

10ページをお開きください。

2項1目預金利子、予算額1,000円であります。

3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託事業収入、予算額1,000円であります。

4項雑入、1目滞納処分費、2目一般被保険者第三者納付金、3目退職被保険者等第三者納付金、いずれも予算額1,000円であります。

4目一般被保険者返納金、予算額10万円、5目退職被保険者等返納金、予算額1,000円であります。

11ページになります。

6目保険医療機関返還金、予算額2,000円、7目雑入、予算額1,000円であります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

野原委員。

○委員（野原恵子） 14 ページ、1 款総務費、賦課徴収費です、国民健康保険税賦課徴収事務事業に関わって質問をいたします。

今、経済状況が大変悪化している、またコロナウイルス、そういう関係で収入が途絶えている、そういう家庭もあるというふうに新聞報道などでもお聞きしているところでもあります。

それで健康保険の資格証、短期証は、幕別町では短期証は送付しているということですが、資格証の状況、これからどのような推移になるかお聞きしたいと思います。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） 資格証の関係でございますが、本年2月末現在の状況をまず申し上げますと、7世帯で資格証の交付を行っているところであります。年々、資格証のほうは、少しずつ対象世帯は減っておりまして、この7世帯についても、現在全て分納誓約等により、計画等に納付につながっておりますので、これらの世帯についても徐々に解消がなされるという形で進んでいる状況でございます。

○委員長（若山和幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） では、資格証は世帯に渡っているという、そういう押さえでよろしいのでしょうか。

○委員長（若山和幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） はい。資格証、7世帯で9名の方を対象に交付を行っております。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） ないようですので、国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

32 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,817万6,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、33 ページから34 ページまでそれぞれ定めるものであります。

なお、令和2年度における年間平均の被保険者数は4,510人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

40 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額797万1,000円であります。

説明欄の上段、後期高齢者医療一般管理事務事業については、後期高齢者医療事務に要する経費であり、主なものとして担当職員の人件費のほか、10 節需用費、細節30 は納付書の印刷経費、11 節役務費は、次のページになりますが、被保険者証の郵送に係る郵便料、12 節委託料、細節5 は後期高齢者医療システム保守点検委託料などであります。

2 項1 目徴収費、予算額102万2,000円であります。

説明欄の上段、後期高齢者医療保険料徴収事務事業については保険料の徴収事務に要する経費であり、主なものとして10 節需用費、細節30 は納付書の印刷経費、11 節役務費は納付書発送に係る郵便

料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などであります。

42 ページになります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 4 億 1,713 万 3,000 円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金拠出事業については、広域連合の事務費負担金、本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

43 ページをお開きください。

3 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、1 目 保険料還付金、予算額 200 万円で、過年度の保険料還付金であります。

2 目 保険料還付加算金、予算額 5 万円で、保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

37 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、予算額 3 億 500 万円であります。

令和 2 年度の北海道における保険料率については、均等割額が 5 万 2,048 円、所得割率が 10.98% であります。

また、賦課限度額は 64 万円となっております。

2 款 使用料及び手数料、1 項 手数料、1 目 総務手数料、予算額 1,000 円あります。

3 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、1 目 一般会計繰入金、予算額 1 億 2,101 万 1,000 円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1 節は、広域連合の事務費負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、2 節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

38 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金、予算額 10 万円あります。

5 款 諸収入、1 項 延滞金、加算金及び過料、1 目 延滞金、予算額 1 万円、2 目 過料、予算額 1,000 円あります。

2 項 償還金及び還付加算金、1 目 保険料還付金、予算額 200 万円、2 目 還付加算金、予算額 5 万円あります。

39 ページをお開きください。

3 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円あります。

4 項 雑入、1 目 滞納処分費、2 目 雑入、いずれも予算額は 1,000 円あります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、後期高齢者医療特別会計予算については、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 4 号、令和 2 年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第 4 号、令和 2 年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

48 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 9,871 万円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、49 ページから 52 ページまでそれぞれ定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

62 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 1,694 万 2,000 円であります。

説明欄の上段、介護保険一般管理事務事業については、介護保険事務に要する経費であり、主なものとして、担当職員の人件費のほか、10 節需用費は介護保険被保険者証の印刷経費、11 節役務費は郵便料などあります。

63 ページをお開きください。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、予算額 108 万 7,000 円あります。

説明欄の上段、介護保険料賦課徴収事務事業については、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、主なものとして 10 節需用費は納付書の印刷経費、11 節は納付書発送の郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などあります。

64 ページになります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、予算額 1,312 万 2,000 円あります。

東十勝介護認定審査会事務事業については、東部 4 町で共同設置している介護認定審査会の運営に要する経費であり、主なものとして認定審査会委員 20 人の報酬及び費用弁償のほか、担当職員の人件費であります。

平成 30 年度から介護認定の有効期間が最大 36 か月となったことにより、本年度は前年度に比べ、認定申請が少ない年度に当たりますことから、審査会の開催件数の減少に伴い、認定審査会委員の報酬及び費用弁償が前年度予算と比べてそれぞれ減額となっております。

66 ページをお開きください。

2 目認定調査等費、予算額 1,027 万 4,000 円あります。

介護認定調査事業については、介護認定に係る訪問調査及び主治医意見書作成に要する経費であり、主な内容として、介護認定調査員の人件費のほか、11 節役務費、細節 15 の主治医意見書作成手数料は認定申請の減少に伴い、前年度予算と比べて大きく減額となっております。なお、本年度の主治医意見書作成件数は 650 件を見込んでおります。

67 ページをお開きください。

4 項 1 目介護保険運営等協議会費、予算額 60 万 3,000 円あります。

介護保険運営等協議会事務事業については、介護保険事業の健全な運営と円滑な推進を図るため、協議会の運営に要する経費であり、主なものとして協議会委員 15 人の報酬及び費用弁償などあります。なお本年度は、第 8 期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定の年となりますことから、6 回の協議会開催を予定しております。

68 ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、予算額 6 億 7,100 万 8,000 円あります。

居宅介護サービス等給付事業については、主なものとして訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付であります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、予算額 7 億 9,989 万 6,000 円あります。

地域密着型介護サービス等給付事業については、主なものとしてグループホーム、小規模特養などの地域密着型介護サービスに係る保険給付であります。

69 ページをお開きください。

3 目施設介護サービス給付費、予算額 6 億 5,300 万 1,000 円あります。

施設介護サービス給付事業については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、予算額 1 億 636 万 4,000 円あります。

居宅介護サービス計画給付事業については、要介護者のケアプラン作成に係る保険給付であります。  
71 ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、予算額 6,898 万 4,000 円であります。

介護予防サービス等給付事業については、主なものとして要支援者の訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付であります。

72 ページになります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額 628 万 1,000 円であります。

地域密着型介護予防サービス等給付事業については、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る保険給付であります。

73 ページをお開きください。

3 目介護予防サービス計画給付費、予算額 1,404 万 4,000 円であります。

介護予防サービス計画給付事業については、要支援者のケアプラン作成に係る保険給付であります。

74 ページになります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額 259 万 8,000 円であります。

介護報酬審査支払事務事業については、介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

75 ページをお開きください。

4 項 1 目高額介護サービス等費、予算額 6,079 万 8,000 円であります。

高額介護サービス費等給付事業については、利用者の負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

76 ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス等費、予算額 1,010 万円であります。

高額医療合算介護サービス費等給付事業については、1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

77 ページをお開きください。

6 項 1 目市町村特別給付費、予算額 40 万円あります。

市町村特別給付事業については、バスマット購入など、介護保険給付対象外の経費に要する経費であります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費、予算額 1 億 3,050 万円あります。

特定入所者介護サービス費等給付事業については、介護保険施設等の施設サービスを利用した際の食費、居住費について、所得の低い方に対して負担軽減を図るための給付であります。

3 款 1 項 1 目基金積立金、予算額 1,000 円あります。

介護給付費準備基金積立金事務事業については、基金への積立金であります。

79 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費、予算額 7,775 万円あります。

介護予防・生活支援サービス事業については、主なものとして要支援者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付が主なものであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、予算額 742 万 5,000 円あります。

説明欄の上段、介護予防ケアマネジメント事業については、事業対象者のケアプラン作成に要する経費であり、主なものとして介護支援専門員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料は、介護予防ケアマネジメント委託料などあります。

81 ページをお開きください。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算額 1,303 万 4,000 円あります。

本目は、要支援・要介護になる恐れのある方への介護予防の普及啓発、生活実態の把握や介護予防

教室などの介護予防に要する経費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の下段、生活実態把握事業 105 万 1,000 円については、例年実施している生活実態調査に加え、本年度は第 8 期計画策定の基礎資料として、介護保険サービスや福祉サービスなどの利用状況、高齢社会に関する意識や施設介護に対する意見などを把握するため各種調査を実施します。

次に 82 ページになります。

説明欄の上段、介護予防教室開催事業 1,095 万 1,000 円については、主なものとして 12 節委託料、細節 5 は、老福リフレッシュ体操、忠類では福寿フィットネスなどの介護予防教室のほか、加齢に伴い筋力や認知機能などの心身の活力が低下する状態を予防するため、フレイル予防教室に口腔ケアや食事改善を取り入れるなどの内容を充実しております。

83 ページをお開きください。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、予算額 1,075 万 7,000 円であります。

本目は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが継続できるよう、在宅医療と介護連携の推進、日常生活を支える支援体制の構築や認知症の方や家族に対する支援などに要する経費であります。

主な事業といたしましては、84 ページになりますが、説明欄の上段、生活支援体制整備事業 675 万円については、地域のつながりや支え合い活動を地域のお宝として情報発信し、地域づくりを支える生活支援コーディネーターの委託料が主なものであります。

次に認知症総合支援事業 68 万 4,000 円については、12 節委託料の認知症初期集中支援チームや SOS 見守りネットワークの委託料などであります。

85 ページをお開きください。

説明欄の中段、権利擁護推進事業 274 万 9,000 円については、成年後見実施機関の委託料であります。

2 目任意事業費、予算額 818 万 5,000 円であります。

本目は、地域における自立した日常生活を支援するため、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業や支援に要する経費であります。

主な事業といたしましては、86 ページになりますが、説明欄の上段、成年後見制度利用推進事業 242 万 7,000 円については、主なものとして 19 節扶助費で、成年後見制度を利用する生活保護者に対する成年後見報酬費用の助成であります。

次にグループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業 234 万円については、グループホームに入所されている低所得者への家賃補助であります。

次のページになりますが、説明欄の中段ほど、高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業 260 万 3,000 円については、道営とかち野団地シルバーハウジングの生活援助員派遣事業の委託料であります。

3 目地域包括支援センター運営費、予算額 1,415 万 5,000 円であります。

説明欄の上段、地域包括支援センター運営事業については、地域包括支援センターの運営に要する経費であり、主なものとして、主任介護支援専門員及び社会福祉士に係る人件費であります。

88 ページ、4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額 30 万円であります。

審査支払手数料事業については、訪問型及び通所型サービスを提供した事業者を支払う報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

89 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、予算額 100 万円で、過年度の介護保険料還付金であります。

90 ページになります。

2 目第 1 号被保険者還付加算金、予算額 10 万円で、介護保険料還付の際の利息相当の加算分であります。

3目償還金、予算額1,000円で、過年度の国庫支出金の返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

55ページにお戻りください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算額5億1,772万9,000円であります。

第1号被保険者は8,731人を見込んでおり、標準給付費に係る負担率は23%となっております。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、予算額736万9,000円あります。東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町及び浦幌町からの負担金であります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算額1,000円であり、情報公開等請求手数料であります。

2目民生手数料、予算額1万8,000円あります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

56ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、予算額4億6,393万2,000円あります。

介護給付に対する国の定率負担分であり、介護分は20%、施設分は15%になります。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算額1億3,110万4,000円あります。

市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の5%相当分となります。

2目保険者機能強化推進交付金、予算額400万円あります。

本目は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組を支援するための交付金であります。

3目地域支援事業交付金、予算額3,190万8,000円あります。

本目は、総合事業及び介護予防事業などに対する国の交付金で、1節の総合事業に対しては20%、2節のその他の事業に対しては38.5%の交付率となります。

57ページをお開きください。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、予算額6億8,136万5,000円あります。

本目は、40歳から64歳までの第2号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して27%となります。

2目地域支援事業支払基金交付金、予算額2,659万7,000円あります。

本目は、総合事業に対する支払基金からの交付金であり、総合事業に対して27%となります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、予算額3億5,623万円あります。介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は12.5%、施設分は17.5%となります。

58ページになります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金、予算額1,841万6,000円あります。

本目は、総合事業などに対する道の交付金で、1節の総合事業に対しては12.5%、2節のその他の事業に対しては19.25%となります。

2目権利擁護人材育成事業道補助金、予算額137万1,000円あります。

本目は、成年後見制度の利用促進、市民後見人の人材育成などに対する道の交付金であります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算額1,000円あります。

59ページをお開きください。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額4億576万2,000円あります。

本目は、一般会計からの繰入金で、1節から3節は介護給付や地域支援事業に対する繰入金、4節

は世帯非課税の低所得者の保険料軽減分、5節は職員給与及び事務費相当分であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算額5,280万円で、準備基金からの繰入金であります。

60ページになります。

9款1項1目繰越金、予算額10万1,000円であります。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者保険料延滞金、予算額1,000円あります。

2項1目預金利子、予算額1,000円あります。

3項雑入、1目滞納処分費、2目第三者納付金、61ページをお開きいただきまして、3目返納金、4目雑入、いずれも予算額1,000円あります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では69ページ、3目施設介護サービス給付費、説明では介護サービス給付事業に関わりまして伺います。

質問2点あります。

一つは、例年伺っているのですけれども、施設を希望する方たちが、新しい年度では、施設に希望どおり入所できるかどうか。今、待機者がどのぐらいいて、新しい年度ではどのぐらい解消される見通しを持っているのか伺いたいと思います。

もう一つは、このページ以降ずっと続くのですけれども、介護事業所の今の問題としてマンネリ的な人手不足というのがずっと取り上げられてきています。こういったことに対して、国は報酬の見直しということと、新年度は新たに勤続年数の長い方に対する処遇改善費用として、予算が組まれています。こういったものについて、町としては各事業所に対して、指導もされていくのだと思うのですけれども、そういった取組の計画といいますか、伺いたいと思います。

○委員長（若山和幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず1点目の施設の待機者の状況でありますけれども、本年の1月末現在になりますけれども、町内の地域密着型を含めました特別養護老人ホームの待機者につきましては、101名となっております。そのうち、特に入所の必要性が高いとされております要介護4及び5の方が41名というような状況であります。

どのぐらい新年度、解消されていくかということなのですけれども、これは、結局は施設のほうで空きが出ない限りには、入所というのはできないような状況にはなっているのですけれども、例年の実績で見ますと、大体1年のうちに60名から70名程度が退所して、入所するという出入りがあるので、それぐらいの人数については来年度も入所のほうを行えるのかなというようなふうに私どものほうでは考えているところであります。

続きまして、人手不足に対しての処遇改善ということなのですけれども、こちらは昨年10月から特定処遇改善加算ということで、勤続が10年以上の介護福祉士に対しまして、8万円の月額報酬をとということなのですけれども、それは原則ということなので、施設に応じて対象の職員を広く採るだとか、あとは施設の規模によっては、その金額が若干抑えられる、少なくなるだとか、そういったことがございますけれども、一応そういったものは報酬として頂けるようにはなっております。

こちらにつきましては、加算を取るに当たって、キャリアパスといたしまして、施設のほうで取り組むべき事項というものが決まっております。こちらは三つございまして、そのうち一つでも取り組みばよいというものなのですけれども、例えば職位、職責、職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備しなさいですか、あとは資質向上のための計画を策定して研修の実施を行ってくださいですか、経験、資格等に応じて昇給できる仕組み、そういったものを設けてくださいというようなことで、こ

のような取組を一つでも行っていること、また職場環境等としまして、研修ですとか、福利厚生、地域交流だとか、そういったものに取り組んでくださいというものがございまして、こちらのほうを取り組むことによって、先ほどの特定処遇改善加算というものに当たることになるのですけれども、また、4月からは申請をしていただくこと、登録の届出をしていただくことで、対象となるというものなのですけれども、こちらの締切りが4月15日ということでありまして、まだこちらのほうに全ての事業所からの書類というものが出そろっていないのですけれども、私どものほうとしましては、できるだけこういった加算を取れるようなことをお願いしているところでありまして、例えば施設のほうから、こういったふうに届出をしていいかわからないですとか、こういったようにキャリアパスを取っていいのかわからないというようなお問合せもありますので、それについてはこちらのほうから、こういった形でやればってということで、他の事例なんかを紹介しながら、あとは届出が出てきていないところに対してもこちらから連絡をして、ぜひとも届出のほうをお願いしますというようなことでの指導というのにはさせていただきますところでもあります。

以上です。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず1点目の施設の待機者であります、101名いらして例年60名程度の新しく入所される、退所される方もいるということでもありますけれども、このベッド数が足りないということが、足りないといいますか、希望者が多いから足りないということなのですけれども、第一の要因だと思えるのですけれども、加えて人手不足によってベッドは空いていても入所を迎えることができなという事例も聞いてはいるのですけれども、そういったことも押さえていらっしゃいますでしょうか。

それから2点目です。

キャリアパスにつきましては、今、ご説明をいただきましたので、また積極的に事業所に働きかけて取り組んでいらっしゃる、三つの要件のうち一つでもかなえば、施設としてはそれを処遇改善に活用することができるということで、十分とは言えないのですけれども、今の段階ではきちっと活用していくべき、活用されるべき処遇改善予算だと思えるのです。ぜひ、今、課長から積極的に働きかけられているお話がございましたので、意を持って取り組んでいただきたい。

そこでもう一つ、これ、運用が可能だからお尋ねするのですけれども、基本的には10年以上の人に8万円ということなのですけれども、実際には若い方たちに本当に入ってきていただいて、どこでもそうですけれども、後継者を育てていきたいというのは同じですよ。でも、今、介護現場の実態をお聞きしますと、1年で退職されてしまう、4割に上るといって、そういう実態があると聞いています。3年未満を入れると6割になってしまうということで、そうするとこれも町内の施設の実際に働いていらっしゃる方たちから、60歳で定年のときを迎えても、なかなか辞めるわけにはいかないと。人手不足ということもあって、もちろん、キャリアを積んでいますから、頑張っていていただいて介護事業所を支えていただいていることは本当にありがたいのですけれども、そういう現状も踏まえて、全体で運用できるというようなところを、10年以上だけではありませんよということで、若い方たちに対する改善につなげていただきたいと思いますがどうですか。

○委員長（若山和幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず1点目の人手不足によつてのベッドが、実際にはあるのだけれども入所ができないというお話だったので、私どもが聞いている範囲では、今のところ町内の施設については、そういった声は聞いてはいないというところではありますけれども、そういった施設の方と話す中では、管内の他の施設については実際にそういったところがあって、例えば造ったのだけれども、結局職員が不足していて、そこを開けないだとか、そういった施設があるという話は聞いてはおりますけれども、今のところ町内においてはそういうような話は、私どものほうでは聞いてはいないというような状況であります。

あと、もう一点目のキャリア10年未満ですか、若い職員に対するそういった処遇改善の話だったの

ですけれども、こちらの特定処遇改善加算というものののですけれども、原則、先ほど言いましたように10年以上ということではあるのですけれども、国のほうでもそこは弾力的に運用していただいで構わないということを示しております、対象となる職員が経験技能のある介護職員ということではあるのですけれども、10年未満の方でもこちらの対象とはなりますということと、あと例えばほかの法人での経験年数などもカウントして構わないと。さらには介護福祉士以外にも、その他の介護職員が当然施設のほうにはいらっしゃるのですけれども、そちらのほうまでも広げても構わないというようなお話をされておまして、これは通知として出てますので、各施設のほうでも十分承知はしているのかなということで、実際に去年10月から始まっている制度なのですけれども、この特定処遇改善加算を取った施設の中には、ほとんどの施設がこういった形で弾力的な運用ということで、広く全体の職員に賃金上昇が見込まれるような計画で提出をしていただいているというような状況であります。

○委員長（若山和幸） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。現場で人手不足解消ということで、随分ご苦労されていることです。それで、もう一番の言えることは、処遇が仕事を希望を持って皆さん本当に介護士ということに対する生きがいも持って、疲れるのだけれども、待遇が残念ながらよくないということから、こういう状況になっているのだと思うのです。いろいろな予算がつくときに、そういったものを大いに活用していただいで、少しでも改善につなげていくということが大事です。

最後に一つだけなのですけれども、こういった事業が幕別町の町内の中で、今まではどのぐらいきちっと適用、申請されてきたのか。さらにこれから増やしていくのだと思うのですけれども、その辺の見通し、そこを伺って終わりたいと思います。

○委員長（若山和幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 実際のその適用というか、届出のあった施設なのですけれども、今年の10月からの分につきましてなのですけれども、町内で対象となる施設が17法人ございまして、そのうちの6法人がこちらのほうの申請をして、届出をして適用となっているというところであります。

また、これは毎年毎年の届出になるものですから、先ほどちょっとお話をしましたとおり、4月からの適用に向けて15日までの締切りを設けて届出のほうをしていただいでいるのですけれども、今まで申請していなかったところなのですけれども、それについては、私どもも全て電話のほうでどうして申請をしないのかというような確認はさせていただいております、大体の施設が検討中というところでありました。

中には、そちらのほうの届出をしなくても何とかやっていけるというようなところもございましたけれども、一応、私どもとしては、それほどハードルが高くない届出なので、ぜひともということでこちらからも再度、指導のほうというか、助言のほうをさせていただきたいというふうには思っております。

○委員長（若山和幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、介護保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

ここで審査の途中ではありますが、11時05分まで休憩とさせていただきます。

10:54 休憩

11:05 再開

○委員長（若山和幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第5号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第5号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明いたします。

す。

98 ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,136万9,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、99ページ、100ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第2表 地方債」のとおりであります。101ページへ行きまして、本年度の借入予定につきましては、幕別簡水整備事業で1,720万円、駒島簡水整備事業で4,450万円、忠類簡水整備事業で2,620万円、大豊簡水整備事業で1,910万円、新和簡水整備負担事業で610万円、更別簡水整備負担事業で20万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、107ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額4億4,126万9,000円、本目は簡易水道の給水維持管理及び施設整備全般に要する費用であります。

はじめに、簡易水道一般管理事務事業541万8,000円は、簡易水道に関する経常的な経費であり、駒島地区において実施される、道営の営農用水事業に伴う駒島簡水の認可変更委託料が主なものであります。

次に、簡易水道使用量収納事務事業621万9,000円は、使用料の収納事務に要する費用であり、1,496件分の検針委託料が主なものであります。

108ページへ行きまして、次に、簡易水道公営企業法適用事業227万4,000円は、公営企業会計の適用に向けた固定資産の調査や評価、整理等に要する費用であり、会計年度任用職員1名分の費用が主なものであります。

次に、簡易水道施設維持管理事業7,167万4,000円は、浄水場ほか24施設を中心とした施設の維持管理に要する費用であり、10節需用費は、各施設の電気料や修繕料、次亜塩素酸ナトリウムといった浄水施設に必要な薬品などの購入に要する費用であります。

11節役務費は、109ページへ行きまして、水道法により定められている毎月及び毎年の水質検査手数料、12節委託料は、簡易水道施設29か所の管理委託料が主なものであります。

110ページへ行きまして、次に、簡易水道給水設備整備事業553万5,000円は、154件分の検定満了量水器取替えに要する費用が主なものであります。

次に、簡易水道施設設備事業1億5,717万5,000円は、担当職員1名分の人件費のほか、111ページへ行きまして、12節委託料は忠類簡水の配水管移設実施設計、糠内浄水場の機器更新実施設計にそれぞれ要する委託料であります。

14節工事請負費の細節1は、明倫配水池への送水管布設工事、細節2は道営の農地整備事業に伴う配水管移設工事、細節3は、忠類浄水場における設備更新工事、細節4は大豊浄水場における機器更新工事であります。

18節負担金補助及び交付金は、道営の営農用水事業実施に伴う負担金が主なものであります。

112ページに行きまして、次に、起債元金償還事務事業1億6,537万円は起債償還の元金、起債利子償還事務事業2,760万円4,000円は、起債償還の利子にそれぞれ要する費用であります。

2款1項1目予備費、本年度予算額10万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

104ページにお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金、本年度予算額4,065万7,000円、忠類24号配水管移設などに伴う工事負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額9,194万2,000円、幕別4簡

水、忠類1簡水の水道使用料であります。

2項1目手数料、本年度予算額1万9,000円、給水装置新設等の申請に係る設計審査及び工事検査手数料であります。

105 ページに行きまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億9,535万円、一般会計からの繰入金であります。

4款1項1目繰越金、本年度予算額10万円。

5款諸収入、1項1目雑入、本年度予算額1,000円、配水管の切断事故等に伴う補償金であります。

次の消費税還付金につきましては、令和元年度の確定申告分が確定した段階において所要の予算を措置することとしたことから、廃目とするものであります。

106 ページに行きまして、6款1項町債、1目水道事業債、本年度予算額1億1,330万円、「第2表 地方債」で説明いたしました各事業に伴う水道事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、簡易水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

121 ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,288万8,000円と定めるものであり、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、122 ページ、123 ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第2表 地方債」のとおりであります。124 ページに行きまして、本年度の借入予定につきましては、公共下水道建設事業で810万円、十勝川流域下水道建設事業の負担分として1,000万円、資本費平準化債につきましては、先行投資に係る企業債相当額の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であり、本年度は元金で8,920万円、利子分で3,110万円のほか、下水道事業の特別措置分が3,420万円、公営企業法適用事業として170万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、130 ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額9,048万4,000円、本目は公共下水道に関する経常的な経費であります。

はじめに、公共下水道一般管理事務事業6,337万1,000円は、担当職員1名分の人件費のほか、18節負担金補助及び交付金は、131 ページへ行きまして、十勝川浄化センターの維持管理に伴う運営負担金が主なものであります。

次に、公共下水道使用料収納事務事業2,539万7,000円は、使用料の収納事務に要する費用であり、水道事業会計へ支払う負担金が主なものであります。

次に、公営企業法適用事業171万6,000円は、公営企業法の適用に向けた固定資産の調査や評価、整理等に要する費用であり、移行作業の委託料に要する費用であります。

132 ページに行きまして、2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額4,831円、本目は施設の整備更新に要する費用であり、担当職員2名分の人件費のほか、133 ページへ行き

まして、12 節委託料の細節 6 は、下水道ストックマネジメント支援制度による修繕改築計画に基づく設備更新の実施設計委託料、細節 7 は、幕別、札内の両処理区を、十勝川流域下水道で一括して污水处理を行う処理区の統合に伴う下水道法に基づく事業計画の変更委託料、18 節負担金補助及び交付金は、十勝川流域下水道建設事業に伴う負担金が主なものであります。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、本年度予算 9,911 万 1,000 円、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理に要する費用であり、年間汚水処理量約 69 万トンを用意しているものであります。

134 ページに行きまして、10 節需用費は施設の電気料、11 節役務費は汚泥運搬の手数料、12 節委託料は浄化センターの管理委託料が主なものであります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額 1,799 万円、本目は札内処理区の汚水を十勝川浄化センターへ圧送する中継ポンプ場の維持管理に要する費用であり、年間圧送量約 170 万トンを用意しております。

10 節需用費は施設の電気料、135 ページに行きまして、12 節委託料は中継ポンプ場の管理委託料が主なものであります。

3 目管渠維持管理費、本年度予算額 1,193 万 4,000 円、本目は汚水、雨水の管渠、汚水ます、マンホール等の維持管理に要する費用であり、12 節委託料は泉町、みずほ町の 2 か所の雨水排水ポンプ所の管理委託料、136 ページに行きまして、14 節工事請負費は管渠等の補修工事費が主なものであります。

3 款 1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 5 億 9,336 万 2,000 円、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額 9,159 万 7,000 円、起債償還の利子であります。

137 ページに行きまして、4 款 1 項 1 目予備費、本年度予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

127 ページにお戻り願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、本年度予算額 166 万 8,000 円、公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、本年度予算額 3 億 3,806 万 6,000 円、幕別、札内両処理区の下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業補助金、本年度予算額 750 万円、下水道建設事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

128 ページに行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 4 億 3,090 万 8,000 円、一般会計からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 10 万円。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入、本年度予算額 34 万 6,000 円、簡易水道及び上水道施設に係る中央監視装置の電気料が主なものであります。

129 ページに行きまして、次の消費税還付金につきましては、令和元年度の確定申告分が確定した段階において所要の予算を措置することにしたことから、廃目とするものであります。

7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債、本年度予算額 1,810 万円、汚水ますの新設工事及び十勝川流域下水道建設事業に伴う負担金に要する起債であります。

2 目資本費平準化債、本年度予算額 1 億 2,030 万円。

3 目下水道事業債、特別措置分、本年度予算額 3,420 万円。

4 目公営企業法適用事業債、本年度予算額 170 万円、公営企業法適用事業に要する起債であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、公共下水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明いたします。

144 ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億774万2,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、145 ページ、146 ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第2表 地方債」のとおりであります。147 ページに行きまして、本年度の借入予定につきましては、個別排水処理施設整備事業として4,250万円、公営企業法適用事業として30万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、153 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、580 万 6,000 円、本目は個別排水処理施設の普及等に要する費用であり、はじめに個別排水処理一般管理事務事業 549 万 8,000 円は、水洗便所改造資金の貸付金が主なものであり、この資金は町内の金融機関から 1 件 50 万を限度に貸付けをするための金融機関への預託金であります。

次に、個別排水処理公営企業法適用事業 30 万 8,000 円は、公営企業法の適用に向けた固定資産の調査、評価、整理等に要する費用であり、移行作業の委託料に要する費用であります。

154 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 5,753 万 6,000 円、本目は施設の整備に要する費用であり、担当職員の 1 名分の人件費のほか、155 ページに行きまして、14 節工事請負費は、20 基分の建設費用が主なものであります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 7,376 万 9,000 円、本目は施設の維持管理に要する費用であり、本年度の建設分も含め、827 基分の浄化槽の修繕及び保守点検、清掃に要する費用であります。

11 節役務費は、汚泥の汲取料、12 節委託料は、施設の保守点検委託料が主なものであります。

156 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 5,385 万円、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額 1,668 万 1,000 円、起債償還の利子であります。

4 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

150 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 243 万 4,000 円、個別排水処理施設整備に伴う受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 2,866 万 9,000 円、本年度工事予定分を含めた使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 2,873 万 9,000 円、一般会計からの繰入金であります。

151 ページに行きまして、4 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 10 万円。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、本年度予算額 500 万円、水洗便所改造等に伴う貸付金の元利収入であります。

次の消費税還付金につきましては、他会計と同じように廃目をするものであります。

6 款 1 項町債、1 目排水処理事業整備事業債、本年度予算額 4,250 万円、排水処理施設整備に要する起債であります。

152 ページに行きまして、2 目公営企業法適用事業債、本年度予算額 30 万円、公営企業法適用事業に要する起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 質疑がないようでありますので、個別排水処理特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 8 号、令和 2 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

162 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,491 万 5,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、163 ページ、164 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」のとおりであります。165 ページに行きまして、本年度の借入予定については農業集落排水整備事業として 310 万円、公営企業法適用事業として 110 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、170 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 174 万円、本目は事務的な経費が主なものであります。

はじめに、農業集落排水処理一般管理事務事業 55 万 2,000 円は、一般管理費に要する人件費であります。

次に、農業集落排水公営企業法適用事業 118 万 8,000 円は、公営企業法の適用に向けた固定資産の調査や評価、整理等に要する費用であり、移行作業の委託料に要する費用であります。

171 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額 4,720 万 1,000 円、本目は施設の維持管理に要する費用であり、年間汚水処理量約 12 万トンを用意しております。

10 節需用費は、施設の電気料、12 節委託料は、処理場の管理委託料のほか、次のページに行きまして、14 節工事請負費は、施設の機械及び電気設備の更新に要する費用が主なものであります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額 303 万 5,000 円、本目は管渠、汚水ます、マンホール等の維持管理に要する経費であります。

3 款 1 項公債費、1 目元金 1,942 万 4,000 円、起債償還の元金であります。

173 ページに行きまして、2 目利子 341 万 5,000 円、起債償還の利子であります。

4 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

168 ページにお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額 1,692 万 9,000 円、使用料であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額 2,000 円、農業集落排水事

業償還基金の利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金 85 万 5,000 円、農業集落排水事業償還基金より、起債償還に充てる繰入金であります。

169 ページに行きまして、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5,282 万 9,000 円、一般会計繰入金であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 10 万円であります。

5 款 1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債 310 万円。

2 目公営企業法適用事業債 110 万円、公営企業法適用事業に要する起債であります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 9 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計予算について説明をいたします。

176 ページをお開きください。

令和 2 年度幕別町水道事業会計の予定に関する説明書であります。

業務の予定量、使用料及び支出の大纲について説明をいたします。

第 2 条、業務の予定量は、給水戸数 1 万 600 戸、年間総給水量 247 万トン、1 日平均給水量 6,700 トンを見込むものであり、主要な建設改良事業は配水管布設整備事業とするものであります。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額、いわゆる 3 条予算は、収入の第 1 款水道事業収益が 5 億 8,448 万円、支出の第 1 款水道事業費用が 5 億 3,878 万 7,000 円とするものであります。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額、いわゆる 4 条予算は、収入の第 1 款資本的収入が 1 億 6,996 万 7,000 円、次のページに行きまして、支出の第 1 款資本的支出が 4 億 179 万 7,000 円とするものであります。

ここで一旦 176 ページにお戻りいただきまして、第 4 条後段の括弧書きでありますけれども、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 2 億 3,183 万円は、過年度分損益勘定留保資金 4,614 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 8,569 万円で補填をするものであります。

これら第 3 条及び第 4 条の詳細については、後ほど実施計画書で説明をいたします。

177 ページに戻りまして、次に、第 5 条、企業債であります。起債の目的及び限度額につきましては、配水管布設等整備事業 1 億 4,930 万円として、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費として 3,765 万 2,000 円。

第 7 条、棚卸資産購入限度額は 260 万 6,000 円とそれぞれ定めるものであります。

次に、実施計画書について説明をいたします。

はじめに、収益的支出から説明をいたしますので、179 ページをお開きください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、本年度予定額 1 億 5,231 万 1,000 円、本目は水道企業団からの受水に要する費用であります。

2 目配水及び給水費、4,915 万 4,000 円、本目は配水及び給水に要する費用であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は配水管の漏水調査委託料、上水施設の管理委託料が主なものであります。

14 節手数料は、水道法により定められている毎月及び毎年の水質検査手数料、次のページに行きま

して、16 節修繕費は、配水管の漏水修理をはじめとする構築物修理が主なものであります。

5 目総係費 5,088 万 6,000 円、本目は水道会計全般の事務的経費に要する費用であり、担当職員 2 名分の人件費のほか、次のページに行きまして、7 節報酬は会計年度任用職員 1 名分の報酬、13 節委託料は 1 万 1,745 件分の検針委託料が主なものであります。

6 目減価償却費 2 億 1,957 万 3,000 円、有形固定資産の減価償却に要する費用であります。

7 目資産減耗費 1,559 万 7,000 円、構築物、機械及び装置の更新、移設等に伴う除却資産の残存価格の減耗費であります。

次のページに行きまして、2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金 3,714 万 1,000 円は、企業債の利息。

3 目消費税及び地方消費税 1,392 万 5,000 円であります。

5 目雑支出 10 万円は、過誤納還付金であります。

4 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、収益的収入について説明いたします。

178 ページにお戻り願います。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 8,995 万 8,000 円は、水道使用料であります。

3 目その他営業収益 584 万 3,000 円は、給水申請に要する加入者負担金であります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 1,000 円は、預金利息であります。

3 目長期前受金戻入 6,291 万 1,000 円、過年度において固定資産の取得の際に充てた補助金等を収益化するものであります。

7 目雑収益 2,576 万 7,000 円、下水道会計の収納管理業務の受託収入、耐震性貯水槽の維持管理に要する一般会計からの負担金であります。

次に、資本的収支について説明をいたします。

支出から説明をいたします。

184 ページをお開きください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 1 億 9,885 万 5,000 円、本目は配水管布設等の整備に要する費用であります。

担当職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は配水管の調査設計委託料。

26 節工事請負費の細節 1 は、新たな配水管の布設、細節 2 は道路整備に伴う水道管の移設、細節 4 は配水管の布設替え、細節 5 は札内配水池の発電機更新に要する費用であります。

28 節負担金は、道営西幕別地区営農用水事業の負担金が主なものであり、途別地区における水道未整備を改修するための布設整備に要する負担金であります。

2 目営業設備費 5,450 万 3,000 円、本目は 1,518 件分の検定満了量水器取替えに要する費用であります。

次のページに行きまして、4 項 1 目企業債償還金 1 億 4,843 万 9,000 円、建設改良に伴う企業債の償還元金であります。

次に、資本的収入について説明をいたします。

183 ページにお戻りください。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 1 億 4,930 万円、配水管布設等に要する企業債であります。

6 項 1 目負担金 2,066 万 7,000 円、道路工事等に伴います水道管移設工事の負担金が主なものであります。

次に、令和元年度の決算見込みによる損益計算書の説明をいたします。

少し飛びまして、201 ページをお開きください。

合計額のみ説明をいたします。

右側の一番上でありますけれども、1、営業収益と 2、営業費用との差引きである、営業利益がマイナス 5,245 万円、次に、3、営業外収益と 4、営業外費用との差引きである営業外利益が 4,882 万

1,000円であり、これらの合計である経常利益がマイナス362万9,000円となり、これに予備費10万円の支出を加味した当年度利益は、マイナス372万9,000円の見込みとなるものであります。この当年度純利益を前年度未処分利益剰余金に加えた当年度未処分利益剰余金は9億8,440万円となる見込みであります。

次に、令和元年度の決算見込みによる予定貸借対照表について説明いたします。

198ページをお開きください。

こちらにも合計額のみ説明をいたします。

資産の部、1、固定資産の合計は52億3,295万7,000円、2、流動資産の合計は7億1,259万1,000円となり、これら資産の合計が59億4,554万8,000円となるものであります。

次のページに行きまして、負債の部、3、固定負債の合計は16億9,428万2,000円、4、流動負債の合計は2億2,109万2,000円、5、繰延収益の合計は15億166万7,000円となり、これら負債の合計が34億1,704万1,000円となるものであります。

次のページに行きまして、資本の部、6、資本金の合計は12億9,923万7,000円、7、剰余金の合計は12億2,927万円、これら資本の合計が25億2,850万7,000円。

最後の行ですけれども、負債と資本の合計は59億4,554万8,000円となりまして、198ページの資産合計額と一致するものであります。

次に、令和2年度の予定貸借対照表について説明をいたします。

195ページにお戻り願います。

こちらにも合計額のみ説明をいたします。

資産の部、1、固定資産の合計は52億2,898万1,000円、2、流動資産の合計は6億8,347万7,000円となり、これら資産の合計が59億1,245万8,000円となるものであります。

次のページに行きまして、負債の部、3、固定負債の合計は16億9,559万6,000円、4、流動負債の合計は2億2,273万4,000円、5、繰延収益の合計は14億3,462万5,000円となり、これら負債の合計が33億5,295万5,000円となるものであります。

次のページに行きまして、資本の部、6、資本金の合計は12億9,923万7,000円、7、剰余金の合計が12億6,026万6,000円、資本の合計が25億5,950万3,000円。

最後の行の負債資本の合計が59億1,245万8,000円となりまして、195ページの資産合計額と一致するものであります。

最後に、令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書について説明をいたします。

186ページまでお戻りを願います。

一つ目の項目、Ⅰ、業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からの合計がページ下段のとおり、2億212万9,000円の増額、187ページ、次のページに行きまして、二つ目の項目、Ⅱ、投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出からの合計が2億3,235万8,000円の減額、次に3番目、財務活動によるキャッシュ・フローは、短期貸付金による支出からの合計が86万1,000円の減額となりまして、これら三つの項目の合計である当年度における現金及び現金同等物は2,936万8,000円の減額となりまして、令和元年度末における残高との合計である当年度末における残高は5億4,821万5,000円となる見込みであります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（若山和幸） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号、令和2年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、令和2年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(若山和幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、令和2年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（若山和幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました令和2年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、3日間にわたり、終始熱心にご審議をいただき、心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

不慣れな委員長ではありましたが、皆さまのおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。皆さまのご協力に対し心より感謝を申し上げ、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

これもちまして、令和2年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

11：48 閉会